岡 垣 町
地 域 防 災 計 画

平成２７年４月

岡垣町防災会議

目　　次

第１章　総　則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第１節　岡垣町地域防災計画の目的･･････････････････････････････････････ 1
第２節　地域防災計画の性格･･･ 2
第３節　防災関係機関の防災業務大綱････････････････････････････････････ 3
第４節　町民及び企業等の基本的責務････････････････････････････････････ 7
第５節　地域の危険性の総合的把握･････････････････････････････････････ 8
第６節　災害の想定･･･ 11
第７節　計画の運用等･･ 13

第２章　災害予防計画（風水害対策）　・・・・・・・・・・・・・ 15

第１節　災害対策本部等の整備･･ 15
第２節　自主防災組織育成計画･･ 18
第３節　防災知識普及計画･･･ 22
第４節　防災訓練計画･･ 25
第５節　広域応援体制の整備･･ 27
第６節　避難場所・避難所計画･･ 28
第７節　情報通信施設等整備計画･･･････････････････････････････････････ 32
第８節　広報・広聴体制の整備･･ 34
第９節　交通・輸送体制の整備･･ 35
第１０節　避難行動要支援者対策計画････････････････････････････････････ 36
第１１節　土砂災害予防計画･･ 40
第１２節　火災予防計画･･ 42
第１３節　災害ボランティアの活動環境等の整備･･････････････････････････ 45
第１４節　備蓄体制の整備･･･ 46
第１５節　住宅の確保体制の整備･･････････････････････････････････････ 50
第１６節　ごみ・し尿・がれき処理体制整備計画･･････････････････････････ 51
第１７節　保健衛生・防疫体制の整備････････････････････････････････････ 53

第３章　災害応急対策計画（風水害対策）　・・・・・・・・・・　54

第１節　職員動員計画･･54
第２節　防災関係機関の応援要請･･59
第３節　災害ボランティアの受入・支援･･60
第４節　情報の収集・伝達計画･･62
第５節　広報・広聴･･66
第６節　二次災害の防止･･67
第７節　消防対策計画･･68
第８節　水防対策計画･･70
第９節　避難対策計画･･73
第１０節　避難行動要支援者等の支援･･79
第１１節　救出計画･･81
第１２節　食糧供給計画･･83
第１３節　給水対策計画･･85
第１４節　生活必需品の供給対策計画･･88
第１５節　医療・助産対策計画･･90
第１６節　死体の捜査・処理・埋葬対策計画･･92
第１７節　障害物の除去対策計画･･95
第１８節　輸送対策計画･･96
第１９節　防疫・保健衛生対策計画･･98
第２０節　環境衛生対策計画･･100
第２１節　応急仮設住宅計画･･103
第２２節　文教対策計画･･105
第２３節　公共的施設に対する対策計画･･108
第２４節　自衛隊派遣要請計画･･112

第４章　災害予防計画（地震・津波対策）　・・・・・・・・・　114

第１節　基本方針･･114
第２節　災害対策本部等の整備･･115
第３節　自主防災組織育成計画･･116
第４節　震災知識普及計画･･117
第５節　防災訓練計画･･119
第６節　広域応援体制の整備･･122
第７節　都市防災計画･･123
第８節　避難場所・避難所計画･･125

第９節　情報管理体制等整備計画…………………………………………129
第１０節　広報・広聴体制の整備…………………………………………132
第１１節　二次災害の防止体制整備計画…………………………………133
第１２節　交通・輸送体制の整備…………………………………………134
第１３節　火災予防計画……………………………………………………135
第１４節　消防水利の確保…………………………………………………137
第１５節　津波災害予防計画………………………………………………138
第１６節　津波災害予防体制の整備………………………………………139
第１７節　土砂災害予防計画………………………………………………146
第１８節　避難行動要支援者対策計画……………………………………147
第１９節　災害ボランティアの活動環境等の整備………………………150
第２０節　備蓄体制の整備…………………………………………………151
第２１節　住宅の確保体制の整備…………………………………………155
第２２節　ごみ・し尿・がれき処理体制整備計画………………………156
第２３節　保健衛生・防疫体制の整備……………………………………157
第２４節　液状化災害予防計画……………………………………………158

第５章　災害応急対策計画（地震・津波対策）　・・・・・・　159

第１節　職員動員計画………………………………………………………159
第２節　防災関係機関の応援要請…………………………………………165
第３節　災害ボランティアの受入・支援…………………………………166
第４節　地震津波情報伝達対策（緊急地震速報、津波警報・注意報等の伝達）…167
第５節　津波災害応急対策の実施（津波への対処）……………………168
第６節　情報の収集・伝達計画……………………………………………170
第７節　広報・広聴……………………………………………………………172
第８節　二次災害の防止……………………………………………………173
第９節　震災消防計画………………………………………………………174
第１０節　避難対策計画……………………………………………………175
第１１節　避難行動要支援者等の支援……………………………………176
第１２節　公安警備・交通計画……………………………………………177
第１３節　救援救護計画……………………………………………………178
第１４節　被災地の応急対策計画…………………………………………180
第１５節　文教対策計画……………………………………………………181
第１６節　生活関連施設等応急対策計画…………………………………182
第１７節　自衛隊派遣要請計画……………………………………………183

第６章　災害復旧・復興計画　・・・・・・・・・・・・・・・　184
第１節　基本方針 ·· 184
第２節　災害復旧事業の推進計画 ··· 185
第３節　民生安定等のための緊急計画 ··································· 187
第４節　義援金品配分計画 ·· 191
第５節　復興計画 ·· 193

第１章　総　　則

第１章　総　　則

第１節　岡垣町地域防災計画の目的

１　目　的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、風水害・大規模火災・地震・津波等の災害に対処するため、岡垣町防災会議（資料編Ｐ．１～２）が町域に係る防災に関し、町及び関係機関が処理すべき事務並びに業務の大綱を中心として、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について総合的な計画を定め、計画的かつ効率的な防災行政の実施を図ることにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

なお、この実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、協力して効果的な災害対策を講じるとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、可能な限りその被害を軽減するべく、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会でお互いを守る「共助」、そして国や地方公共団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した住民運動を展開する。

計画の推進に当たっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行うものとする。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るべく、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するために、防災に関する政策・方針決定過程において、男女双方の視点に配慮し女性の参画を拡大する。

第２節　地域防災計画の性格

この計画は、「福岡県地域防災計画」に準拠し、町、県、関係機関が処置すべき基本的な事務及び業務を定めたものである。

よって、町及び関係機関等は、この計画に定める方針に従い、防災対策の向上に努めるとともに、災害対策に係る諸活動を行うに当たっての具体的なマニュアルを作成し、防災に対して万全を期するものとする。

１　対象とする災害の範囲

（１）土砂災害 ｝　　風水害
（２）水害　　 ｝
（３）地震・津波災害

なお、原子力災害対策については、国や県の原子力災害に対する支援への協力や取り組み施策との整合を図りながら取り組むものとする。

２　防災計画の構成

（１）災害予防計画 ⇒ 災害の発生を未然に防止し被害を軽減するため、平常時において実施すべき諸施策及び施設の整備についての基本的な計画を定める。

（２）災害応急対策計画 ⇒ 災害の発生またはその恐れがある場合の配備体制や分掌事務をはじめ、各種情報の伝達方法、被害者に対する応急救助の措置及び災害の拡大を防止するための基本的な計画を定める。

（３）災害復旧・復興計画 ⇒ 民生安定のための緊急措置及び公共施設の災害復旧等についての基本的な方針を定める。

第３節　防災関係機関の防災業務大綱

町及び防災関係機関等の処理すべき防災対策上の業務大綱を次のとおりとする。

１　町
２　遠賀郡消防本部、岡垣町消防団
３　県
４　指定地方行政機関
５　指定公共機関及び指定地方公共機関

１　町

町は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を軽減するために各防災関係機関及び他の地方公共団体等並びに住民の協力を得て、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の防災活動を実施する。

（１）災害予防

ア　防災会議に係る事務に関すること
イ　災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること
ウ　防災施設の整備に関すること
エ　防災に係る教育、訓練に関すること
オ　県及び防災関係機関との連絡調整に関すること
カ　防災に必要な資機材等の整備及び備蓄に関すること
キ　生活必需品、応急食糧等の備蓄に関すること
ク　給水体制の整備に関すること
ケ　自主防災組織の育成指導に関すること
コ　災害危険区域の把握に関すること
サ　防災知識の普及に関すること
シ　各種災害予防事業の推進に関すること

（２）災害応急対策

ア　水防・消防等応急対策に関すること
イ　災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること
ウ　避難準備情報又は勧告、若しくは指示及び避難者の誘導並びに指定避難所及び福祉避難所（以下「指定避難所等」という。）の開設に関すること
エ　災害時における文教、保健衛生に関すること
オ　災害広報に関すること
カ　被災者の救難、救助その他の保護に関すること
キ　復旧資機材の確保に関すること
ク　災害対策要員の確保・動員に関すること
ケ　災害時における交通、輸送の確保に関すること
コ　防災関係機関が実施する災害対策の調整に関すること
サ　町所管施設の被災状況調査に関すること

（3）災害復旧

ア　公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧に関すること

イ　災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付等の災害融資等に関すること

ウ　町民税等公的微収金の猶予、減免措置に関すること

2　遠賀郡消防本部・岡垣町消防団

遠賀郡消防本部及び岡垣町消防団は、町及び防災関係機関等と密接な連携を図り、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、風水害・大規模火災・地震・津波等による被害を軽減する。

3　県

県は、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域をこえて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められたとき、または防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関等の防災活動を援助し、その調整を行う。

4　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定公共機関及び指定地方公共機関等と相互に協力の上、防災活動を実施し、市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を取る。

5　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施し、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

なお、県内の指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関における防災関係機関の関係部局を以下のように示す。

指定地方行政機関

①九州管区警察局
②福岡財務支局
③九州厚生局
④九州農政局
⑤九州森林管理局（福岡森林管理署）
⑥九州経済産業局
⑦九州産業保安監督部
⑧九州運輸局（福岡運輸支局）
⑨大阪航空局（福岡空港事務所）
⑩大阪航空局（北九州空港事務所）
⑪第七管区海上保安本部
⑫福岡管区気象台
⑬九州総合通信局
⑭福岡労働局
⑮九州地方整備局

指定公共機関

①九州旅客鉄道株式会社
②西日本旅客鉄道株式会社
③西日本電信電話株式会社（福岡支店）
④ＮＴＴコミュニケーションズ株式会社（九州支店）
⑤株式会社ＮＴＴドコモ（九州支社）
⑥ＫＤＤＩ株式会社
⑦日本銀行（福岡支店）
⑧日本銀行（北九州支店）
⑨日本赤十字社（福岡県支部）
⑩日本放送協会（福岡放送局）
⑪西日本高速道路株式会社
⑫日本通運株式会社（福岡支店）
⑬九州電力株式会社
⑭郵便事業株式会社（福岡支店）
⑮郵便局株式会社（福岡中央郵便局）

指定地方公共機関	①西日本鉄道株式会社 ②筑豊電気鉄道株式会社 ③西部ガス株式会社 ④大牟田ガス株式会社 ⑤西日本ガス株式会社 ⑥福岡県水難救済会 ⑦株式会社 西日本新聞社、 株式会社 朝日新聞社 西部本社、 株式会社 毎日新聞社 西部本社、 株式会社 読売新聞西部本社、 株式会社時事通信社 福岡支社、 一般社団法人 共同通信社 福岡支社、 株式会社 熊本日日新聞社 福岡支社、 株式会社 日刊工業新聞社 西部支社 ⑧ＲＫＢ毎日放送株式会社、 株式会社テレビ西日本、 九州朝日放送株式会社、 株式会社福岡放送、 株式会社ＴＶＱ九州放送、 株式会社エフエム福岡、 株式会社ＣＲＯＳＳ ＦＭ、 ラブエフエム国際放送株式会社 ⑨戸畑共同火力株式会社 ⑩福岡県医師会 ⑪福岡県歯科医師会 ⑫福岡県トラック協会 ⑬福岡県ＬＰガス協会

第４節　住民及び企業等の基本的責務

住民は、自らの身の安全は自らが守るとの観点に立って、平常時から、地域における災害の危険性を把握し、避難等の行動を確認するほか、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策を講ずるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の設立・活動を進めるなど、日頃から自主的に災害時に備えるものとする。また、災害時には、自主的な総合救済活動を行うとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。

企業等は、従業員や顧客の安全の確保、二次災害の防止、経済活動の維持（燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応や取引先とのサプライチェーン（複数の供給元）の確保等の事業継続等）、地域への貢献といった役割を認識し、災害時行動マニュアルの策定等の防災体制の整備や防災訓練の実施に努める。また、災害時には、これらの役割を果たすとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。

第５節　地域の危険性の総合的把握

町域での発生が想定される災害の危険性については、次のように整理する。なお、具体的な災害発生の危険度や地区区分・名称等については、防災マップにて掲載する。

１　風水害に対する災害特性
２　地震災害に対する災害特性
３　津波災害に対する災害特性

１　風水害に対する災害特性

風水害は、水害と土砂災害に分かれる。また水害は河川水の越流や堤防破壊等による外水氾濫と、河川水位の上昇に伴って堤内地で生じる内水氾濫とに大別される。

ここでは、水害における、外水氾濫と内水氾濫の災害特性と土砂災害における災害特性について整理する。

（１）外水氾濫に関する災害特性

外水氾濫の生じやすい主な要因は、河川規模を上回る出水であり、河道の狭小部や屈曲部において生じやすい。

本町を流れる矢矧川、汐入川及び篠間川において、地盤高の低い氾濫平野や自然堤防など、市街地での被害が生じる可能性がある。また、各地区に点在する微高地において、河床勾配の急減部などによる河道から溢れた流水によって損壊、流失などの被害が生じやすい。

以上のことから、集中豪雨のように河道の流下能力を超えるような雨が、短期間に降るような場合には、浸水被害が考えられる。

（２）内水氾濫に関する災害特性

内水氾濫は、堤内地に降った雨水が河道に流入できないことによって生じる。実際には、小規模な支川や排水路・側溝での雨水氾濫である場合が多い。

本町においては、旧河道、後背低地などの低平な平野の凹地の雨水が集まりやすい地域や、都市化の進んだ丘陵地において、内水氾濫が発生しやすい状況となっている。

なお、本町内には氾濫平野等を利用した水田が広域に存在し、これが天然の遊水池として機能していると考えられる。よって、これらの水田が減少し、流域の持つ遊水機能が低下した場合には、低地部での浸水の危険性はさらに高くなると考えられる。

（３）土砂災害に関する災害特性

本町の山地・丘陵においては、斜面勾配が急峻な地形も見られるが、概ね平野部に向けて緩やかな斜面勾配になっており、土砂災害に対し、比較的安全であると思われる。

しかしながら、一部においては氾濫平野沿いの山地斜面に集落が形成されている場合や、谷底平野沿いの山地斜面に集落が形成されているため、これらの地域では崖崩れや斜面崩壊などの土砂災害に対する注意が必要となっている。

２　地震災害に対する災害特性

地震災害は、地震動や地盤の液状化による直接的な被害と、それに伴う地震火災の発生や地震水害のなどの間接的な被害に大別される。

（１）地震による直接的な被害に関する災害特性

本町内の市街地は、山地・丘陵部の一般斜面や造成地、氾濫平野上の盛土地などに形成されている。

山地・丘陵部の一般斜面やその造成地に当たる地域は、一般的に地震動は小さく、比較的安全な地域である。ただし、造成地の盛土部分においては、地盤の根固めが十分でない場合に地震動が大きくなる可能性があり、また、盛土と切土の境界部分では、地震による揺れ方の違いから構造物に被害が生じたり、地盤にクラック（ひび割れ）等が生じる可能性がある。

また、一部の造成地においては、木造家屋が密集しており、新興市街地の初期の宅地造成地が多いことから、道路幅が狭く公園等のオープンスペースが少ない等、大規模地震の発生においては、家屋の崩壊や地震火災の発生等の可能性が高いと考えられる。さらに、これらの木造家屋の密集地域の周辺には、危険物施設の立地が見られ、火災が発生した場合などによる被害の拡大を招く可能性がある。

次に、低地部の市街地における、氾濫平野上の盛土地においては、一般に地震動が大きくなりやすい。さらに、一部の地区においては、木造率の割合も高く地震火災の発生における被害の拡大をまねく要因となっている。

また、本町全域において消防水利が消火栓主体となっているため、地震による消火栓への供給機能の低下によって、消火栓が使用不能となる可能性があり、危険物施設の集中する地域では火災の延長が助長される可能性がある。

液状化に関しては、県の「地震に関する防災アセスメント調査」（平成２４年３月福岡県）の結果をみると、矢矧川下流域の一部地域において、小倉東断層、警固断層（南東部）を震源とする地震が発生した場合には、液状化危険度が「高い」と予測されており、西山断層を震源とする地震が発生した場合には、液状化危険度が「極めて高い」と予測されている。

（２）地震による副次的な被害に関する災害特性

地震による副次的な災害として、地震水害があげられる。水害は、主に台風や集中豪雨など豪雨に起因する場合がほとんどであるが、地震発生時にも生じる可能性がある。

矢矧川や汐入川では、地震動による堤防破壊が生じる可能性があり、特に矢矧川や汐入川の河川沿いに市街地の密集している地域における被害が懸念される。

地すべりによる河道閉塞は、波津地区の山地・丘陵部において地すべり地形が確認されており、災害発生の可能性がある。地すべりによる河道閉塞が生じると上流域であっても水害が発生する可能性があるうえ、破道を閉塞した土砂が土石流となって下流地域を襲うことも考えられるため、注意が必要である。

３　津波災害に対する災害特性

一般的に津波は地震による断層運動によって海底が広域にわたって急激に沈降・隆起する際に、海面に凹凸が生じて発生するとされている。

県の「津波に関する防災アセスメント調査」（平成２４年３月 福岡県）の結果をみると、対馬海峡東の断層で想定した地震が起きた場合、最大津波高 2.1m（朔望平均満潮位）、津波到達時間 94 分、最大津波到達時間 155 分、浸水範囲は主に玄界灘や響灘に面した浜辺で生じると予測され、浜辺に面した宅地等で地盤と護岸が低い箇所では、浸水する可能性があるとされている。

本町には、矢矧川や汐入川の河川沿岸低地部の一部に市街地が形成されていることから、津波遡上の状況次第では注意が必要である。

第６節　災害の想定

地域防災計画の策定に当たっては、本町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

また、地震・津波災害に関しては、県の地震に関する防災アセスメント調査（平成２４年３月 福岡県）及び津波に関する防災アセスメント調査（平成２４年３月 福岡県）の結果を基礎とした。

なお、上記アセスメント調査は地震対策特別措置法（平成７年７月１８日施行）及び津波対策推進法（平成２３年６月２４日施行）に基づくものであり、津波防災対策地域づくり法（平成２３年１２月２７日施行）に基づくものではない。

計画策定の基礎として想定した災害は、次のとおりである。

１　風水害

・台風による災害

・集中豪雨等の異常降雨による災害

２　地震災害

想定地震については、県地域防災計画（地震・津波対策編）では、地表に活断層が現れていない地域においても、地中に未知の活断層が存在している可能性は否定できず、県内のあらゆる地域において地震が発生する可能性が存在するとしている。

このため、県は、各市町村の直下１０ｋｍにおいて、マグニチュード６．９の地震が発生したと想定し、各市町村の被害を算出しており、町においてもその設定に準じるものとする。

なお、被害の詳細については、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成２４年３月 福岡県）に掲載している。

３　津波災害

想定津波については、県地域防災計画（地震・津波対策編）では、東日本大震災を踏まえ、最大クラスの津波を想定し、「津波に対する防災アセスメント調査」（平成２４年３月 福岡県）を実施し、最大津波高を設定した上で災害想定を行っている。

町においてもその想定は県の設定に準じるものとする。

なお、被害の詳細については、「津波に関する防災アセスメント調査報告書」（平成２４年３月 福岡県）に掲載している。

４　原子力災害

本町は、玄海原子力発電所から北東に約 80km の位置にあり、福岡県が定めた、原子力防災対策を重点的に充実すべき区域（玄海原子力発電所から半径 30km の円内）の範囲外に位置している。

しかしながら、原子力災害対策については、特に正確な情報収集や広域避難の受け入れ体制整備などが今後必要になると考えられることから、国や県の原子力災害に対する支援への協力や取り組み施策との整合を図りながら取り組むものとする。

なお、原子力防災対策を重点的に充実すべき区域は、原子力安全委員会で見直しが進められている「原子力施設等の防災対策について」の中間とりまとめ（平成 24 年 3 月 22 日）資料で示されている「緊急防護措置準備区域(UPZ)」の考え方によるものである。

第７節　計画の運用等

１　平常時の運用

（１）基本方針及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

ア　施策・事業の企画段階での防災上の検討

町及び防災関係機関は、各種施策・事業の企画段階において、当該施策・事業が本計画の基本方針及び災害予防計画に合致したものとなっているかを点検し、問題がある場合は当該施策・事業の修正を行うものとする。また、施策・事業計画の企画に際し以下の点を検討し、その結果を施策・事業計画書中に記載するよう努めるものとする。

①防災アセスメントの結果及び当該地域の地形地盤条件の考慮

②災害危険への影響

③施策・事業計画における防災上の効果等

イ　施策・事業の総合調整

町及び防災関係機関は、複数の施策・事業を組み合わせることにより、防災面から相乗的な効果を期待できるものについて総合調整を行うものとする。

（２）災害応急対策計画等への習熟及びマニュアル（活動要領）の整備

災害発生時の防災活動は災害応急対策計画、災害復旧・復興計画に沿って行われることから、その成否は担当する活動計画への職員の習熟程度によって左右される。

そのため、町及び防災関係機関の職員は、関係する計画について日頃から習熟しておくとともに、必要に応じて計画運用のためのマニュアルを整備しておくものとする。

なお、海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したことがないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、町の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生する恐れがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

（３）業務継続性の確保

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保に努めるものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うよう努めるものとする。

２　災害時の運用

災害時には、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努めるものとする。

３　計画の周知

この計画は、町及び防災関係機関等の職員に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については住民にも広く周知徹底するものとする。

第２章　災害予防計画

（風水害対策）

第２章　　災害予防計画（風水害対策）

第１節　災害対策本部等の整備

町及び防災関係機関は、応急対策の円滑な実施のために、災害対策本部体制の整備や必要な施設及び資機材等の整備、充実に努めるものとする。

１　災害対策本部体制の整備
２　防災中枢機能等の確保充実
３　防災拠点施設の確保充実
４　災害対策本部の組織
５　惨事ストレス対策

１　災害対策本部体制の整備

町及び防災関係機関は、発災段階あるいは警戒段階において、効果的に災害に対応するため、災害対策本部体制等の整備を図るものとする。

（１）初動体制の整備

町及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等についても整備を図るものとする。

また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努めるものとする。

さらに、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

（２）登庁までの協議体制の整備

町は、勤務時間外に風水害が発生した場合、本部長等の本部員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要がある。

そのため、迅速・確実な連絡が可能なように災害時には、本部員に携帯電話を常備するよう徹底する。

（3）災害対策本部等の整備

町及び関係機関は、以下の点に留意して災害対策本部等の整備を行うものとする。

ア　災害対策本部の代替施設

大規模災害により役場庁舎内に災害対策本部の設置が不可能となった場合に、災害対策本部機能を代替する施設についても、建物の耐震化等の安全性や、通信機能や非常用電源施設等の災害対策本部として有すべき機能を備えるよう努めるものとする。

イ　災害対策本部の確保・配置方法、電話の余裕回線の確保

ウ　災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制

エ　応急対策用地図

2　防災中枢機能等の確保充実

町は、防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、停電対策並びに物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保を図るものとする。

また、災害時において情報を迅速かつ的確に把握し的確な防災対策が実施できるよう、自ら管理する情報システムについても災害時の各種安全対策方針に基づき、引き続きシステムの多重化・高度化、ハード施設の耐震化など所要の対策を推進にも配慮するものとする。

3　防災拠点施設の確保充実

災害時における災害対策活動の拠点を役場庁舎内に置く。その際、施設の耐震・耐火対策並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮するものとする。

４　災害対策本部の組織

災害の発生またはその恐れがある場合、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の規定に基づき設置する岡垣町災害対策本部の組織を以下に示す。

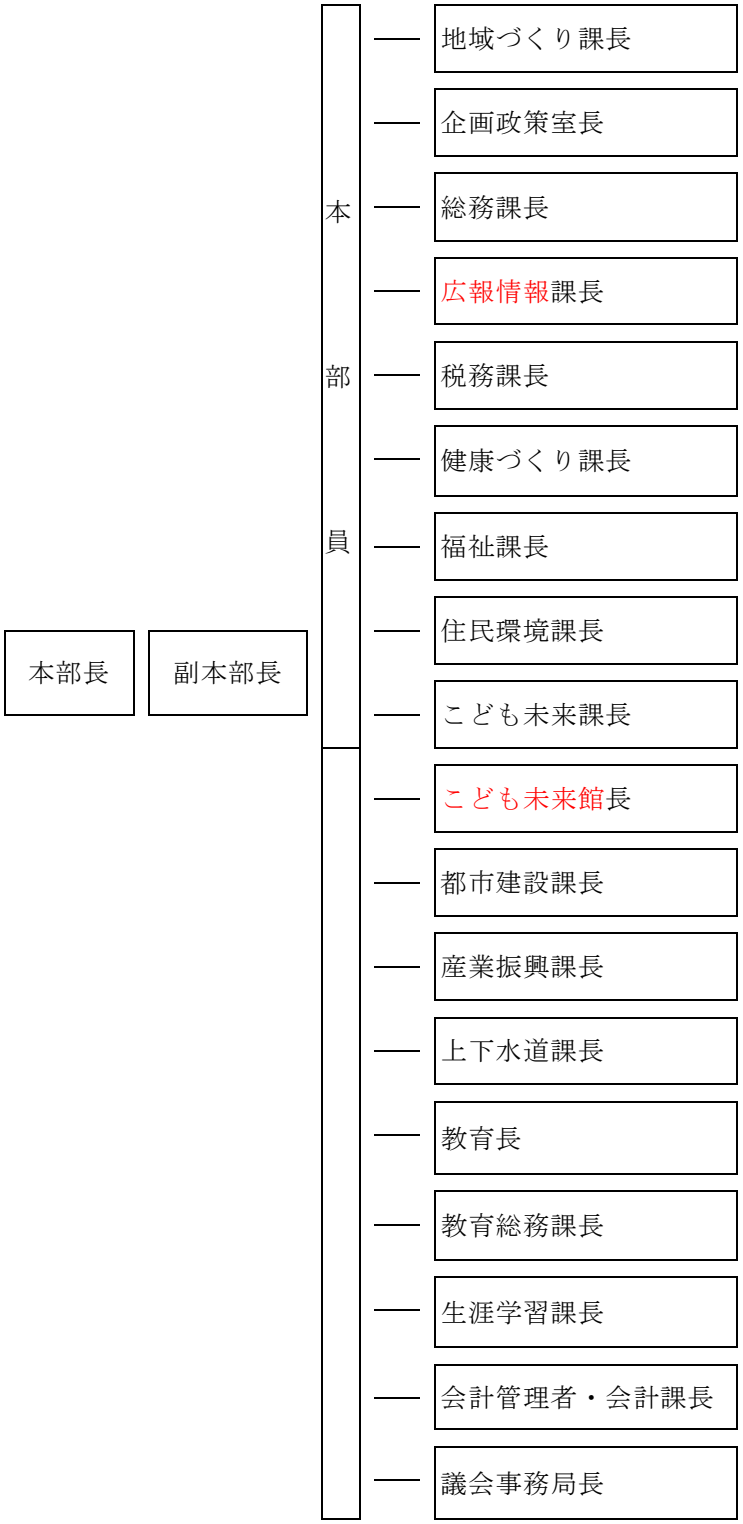

５　惨事ストレス対策

救助・救急、医療または消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第２節　自主防災組織育成計画

住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を軽減するためには、住民などによる自主的な初期防災活動が大切である。

１　自主防災体制の整備方針
２　自主防災体制の整備

１　自主防災体制の整備方針

住民等は、大規模災害時に防災機関の活動が遅滞するような事態に対し、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」をスローガンに、個人、家庭、地域、自主防災組織が平常時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図るものとする。

町は、自治区ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動の実施、指定緊急避難場所や指定避難所等の位置や避難ルート等の周知、安全確認、高齢者及び障害者等の避難行動要支援者の避難誘導・安否確認等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るなど、住民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進に努めるものとする。

２　自主防災体制の整備

（１）組織及び推進の方法

自治区単位で組織することを推進し、町が自治区に積極的に働きかけていくこととする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

（２）自主防災組織の活動内容

ア　平常時

①自主防災組織の規約等の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ規約等に定めておく。

- 地域及びその周辺の危険が予想される箇所の点検及びその状況と対策に関すること
- 地域住民の任務分担に関すること
- 防災訓練の時期、内容等及び町が行う訓練への積極的な参加に関すること
- 町及び地域住民の体系的連絡方法、情報交換に関すること
- 出火防止、消火に関する役割、消火剤その他資器材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること
- 指定緊急避難場所、避難道路、避難勧告等の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関すること
- 負傷者の救出方法や搬送方法の知識の習得に関すること
- 救助用資器材の配置場所及び点検整備に関すること
- その他自主的な防災に関すること

②防災知識の普及

正しい防災知識を一人ひとりが持つよう、防災訓練や出前講座、その他あらゆる機会を通じて啓発を行う。

主な啓発事項は、災害時等の知識及び平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

③防災訓練の実施

災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。

また、避難行動要支援者に配慮した訓練の実施に努めるものとする。

・情報の収集及び伝達の訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

・出火防止及び初期消火の訓練

火災の拡大･延焼を防ぐため消防用器具を使用して消火に必要な技術等を習得する。

・避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

・救出及び救護の訓練

・家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の対応方法の知識を習得する。

・炊き出し訓練

災害時の電気などのライフラインが寸断された状況の下、自らが炊出しができるよう実施する。

・災害図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見いだし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、住民の立場に立った図上訓練を実施する。

・その他の地域の特性に応じた必要な訓練

④防災用資機材の整備・点検

消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検

⑤自主防災地図（防災マップ）の作成

地域に内在する危険や災害時に必要となる施設等を表す地図を作成して掲示または各戸に配布することにより、的確な規約等の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の敏活、的確化を図る。

⑥自治区及び校区コミュニティ運営協議会との連携促進

自治区及び校区コミュニティ運営協議会は、地域に愛着のある住民が多く、防災活動においては非常に貴重な戦力となる。

そこで、このような組織が安全に防災活動を行えるよう、防災知識の教育、防災活動の体験などを実施し、災害時に防災組織活動への協力ができるよう啓発・研修等に努める。

イ　災害時

①初期消火の実施

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火栓、防火水槽、消火器、水バケツ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努めるよう啓発する。

②情報の収集・伝達

地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告や、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動の実施に努めるよう啓発する。

③救出・救護の実施及び協力

崖崩れ、建物の倒壊等により地域住民が下敷きになった場合は、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動の実施に努める。また、自主防災組織が救出できない場合については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、負傷者に対しては可能な限り、応急手当を実施するとともに、医師の治療を必要とするときは救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関の場所やそれまでの経路、担架やリヤカー等の搬送用具を確認しておく。

④避難の実施

町長の避難勧告または警察官等から避難指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に指定緊急避難場所に誘導する。

・円滑な避難行動がとれるよう、荷物は必要最小限度のものとする。

・高齢者、障害者等の避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

⑤炊き出し及び救助物資の分配に対する協力等

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、町が実施する給水、救援物資の配付活動に協力する。

（3）自主防災組織の育成・指導

町は災害対策基本法第５条の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組まなければならない。

①町は自治区等に対する支援助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

②町は県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会等を開催し、自治区における自主防災活動の推進を図る。

③町は、災害時において、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動助言等について必要な措置を講じる。

④自主防災組織の先進事例を集め、管内で広報するとともに、連絡・実働体制が整っているか、要支援者を的確に把握しているか、必要な防災資機材

を確保しているか、指定緊急避難場所・避難経路を的確に把握しているか等、日頃の防災活動等を考慮し、自主防災組織に適切に指導助言を行う。

（４）民間防火組織や防災士等防災人材の育成・強化

地域社会においては、住民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日頃から出火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

そのため、町は、県との連携のもと、地域住民の防火防災意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、地域防災リーダーとなりうる防災士等の防災人材の育成強化にも努める。

（５）自主防災組織活動の促進と消防団との連携

町は、消防団が地域住民により構成される消防機関であることから、消防団が自主防災組織の訓練に参加して資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団経験者が自主防災組織の役員に就任したりするなど、組織の連携や人的な交流等を積極的に図るように努める。

また、町は、消防団等と有機的な連携を図りながら適切な助言等を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実を図るように努める。

第３節　防災知識普及計画

町は職員に対し防災教育を行うとともに、住民に対し防災知識の普及に努めるものとする。また、学校教育においても防災に関する事項を取り上げる等、系統だった防災知識の普及を行うように努める。

１　職員に対する防災教育
２　住民に対する啓発
３　児童・生徒に対する防災教育
４　防災知識の普及に際しての留意点等
５　災害教育の伝承

１　職員に対する防災教育

（１）防災教育の実施

職員に対し、災害時における適切な判断力及び行動力を養い、円滑な防災活動の実施ができるように職員初動マニュアルを作成し、防災教育を繰り返し実施する。

ア　地域防災計画及び関係機関の防災体制

イ　災害時における防災活動の指示、命令系統及び各職員の任務分担と初動体制

ウ　防災講習会、訓練等への関係職員の派遣

２　住民に対する啓発

（１）住民に対する啓発

ア　方法

①広報媒体による普及

・広報

・ホームページ

・有線放送

・チラシやパンフレット等

②防災活動時における普及

・消防団と地域住民が行う消火訓練

③自主防災組織における活動

イ　内容

①備蓄に関する知識

（ア）３日分の食料、飲料水等の備蓄

（イ）非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

②山・崖崩れ危険予想地域、浸水想定区域等に関する知識

③防災気象情報、避難指示等に関する知識

④指定緊急避難場所及び指定避難所等、避難路、その他避難対策に関する知識

⑤避難生活に関する知識

⑥応急手当方法等に関する知識

⑦早期自主避難の重要性に関する知識

⑧コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識

⑨災害時の家族内の連絡体制の確保
⑩災害情報の正確な入手方法
⑪避難行動要支援者への配慮
⑫災害時における風評による人権侵害を防止するための知識
⑬出火の防止及び初期消火の心得
⑭その他の必要な事項

（２）学校教育における普及

児童・生徒等、教職員及び保護者に対して、学校における教育活動の機会（防災訓練、防災関係行事、教科指導、課外活動、授業参観等）を通じて、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じて、次のような防災に関する事項について取り上げる。

ア　防災上の一般的な心得と災害時の対処の仕方
イ　防災のあり方・考え方について
ウ　防災訓練の実施

３　児童・生徒に対する防災教育

学校の教育活動全体を通じて、児童・生徒等が、発達段階に応じて、知識を習得するとともに、体験的な活動を通して、自らの判断で行動する態度や能力を育成する防災教育を推進する。

（１）防災に関する知識の習得

ア　学習指導要領に基づき、各教科等、総合的な学習の時間及び特別活動を通じた学習指導の充実
イ　自然災害の発生メカニズム、応急手当等、基本的な知識に関する指導の充実
ウ　先進事例や地域の特性を踏まえた学習指導の充実

（2）周囲の状況に応じ、安全に行動する態度や能力の育成

ア　日頃から、身の回りに潜む危険を認識し、回避する能力の育成

イ　災害時に、想定にとらわれず、自らの命を守り抜くために最善を尽くす避難訓練等の体験的な活動の実施

ウ　ボランティア活動等を通した安全で安心な社会づくりに進んで貢献する態度の育成

（3）防災管理・組織活動の充実・徹底

ア　校長を中心とした防災教育推進委員会等の設置

イ　教職員研修の充実

ウ　自然災害に係る学校安全計画や危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の充実

エ　家庭、地域、関係機関と連携した推進体制の構築

4　防災知識の普及に際しての留意点等

町は、防災週間等を通じ、積極的に防災知識の普及を実施するものとする。

さらに、防災知識の普及の際には、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者等にも十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方に十分配慮するよう努めるものとする。

5　災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、県との協力のもと、大災害に関する調査分析結果や写真等を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧・情報発信・共有できるよう公開に努めるものとする。

第４節　防災訓練計画

防災に従事する職員の防災実務の習熟と実践能力の向上に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて住民への防災思想の普及向上を図るために、次のような訓練を継続的に行う。

１　総合防災訓練
２　各種訓練
３　住民の訓練
４　防災訓練に際しての留意点等
５　訓練準備段階での課題及び訓練結果の地域防災計画等への反映

１　総合防災訓練

町は、災害時の防災体制の万全を期するため、県や自衛隊をはじめ防災関係機関及び住民の協力を得て、大雨等による災害を想定し、情報の収集・伝達、災害対策本部設置、被災地の状況把握、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、交通規制、救援物資の輸送、給水給食等の各訓練を総合的に実施する。

また、実施に当たっては、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等との連携を図るとともに、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者等の災害時要援護者に十分配慮するものとする。

２　各種訓練

（１）応急対策計画確認訓練

応急対策計画の実効性の確認を主眼とした訓練を実施するものとする。なお、訓練は以下の要領を中心に実施するものとする。

ア　町は、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策の流れ、情報連絡系統（連絡窓口）等の確認を行う。また、協定締結先機関の協力を得て、協定内容とその実効性、協定先担当者等の確認を行う。

イ　町は、災害対策本部の運営を円滑に行うため、県との連携のもと図上訓練を実施する。

また、町は地域における防災力の向上を図るため、住民を対象とした図上訓練を実施する。

（２）職員動員訓練

町は、災害時における災害対策の万全を期するため、災害対策本部の設置及び職員の動員連絡訓練、配備体制・初動訓練を実施する。

（３）非常通信訓練

町は、災害時において、電話等が不通となり、または利用することが著しく困難な場合に、無線通信系における通信の円滑な運用を図るため、非常通信に関する訓練を実施する。

（４）水防訓練

町は、水防活動の円滑な遂行を図るため、津波予警報等の伝達、海面監視、消防団等の動員、水防資機材等の輸送、水防工法、避難等の訓練を実施し、機器等が常に良好な状態で作動するよう点検整備を行うこととする。

（５）消防訓練

災害時における火災規模や火災事象に応じた消防力が、円滑に発揮できるよう消防技術力の向上と防災意識の高揚を図るために、遠賀郡消防本部及び消防団を中心に、非常招集・火災消火技術・中継消火・避難誘導及び関係機関への応援要請等、訓練を実施する。

３　住民の訓練

町は、自主防災組織等の住民の防災行動力の向上を資するため、住民を主体とした次の訓練に対し、資機材の貸与、助言者の派遣等により積極的に援助する。

また、高齢者、障害者等の避難行動要支援者参加型の訓練等を積極的に行う。

（１）出火防止訓練
（２）初期消火訓練
（３）応急救護訓練
（４）災害図上訓練
（５）情報の収集及び伝達の訓練
（６）炊き出し訓練
（７）その他の地域の特性に応じた必要な訓練

４　防災訓練に際しての留意点等

町は、県との連携のもと、定期的な防災訓練を実施することとし、夜間等様々な条件に配慮して、居住地、職場、学校等において実施するよう指導し、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する資機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。訓練後には評価を行い、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

さらに、訓練の際には、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努めるものとする。

５　訓練準備段階での課題及び訓練結果の地域防災計画等への反映

防災訓練を準備する過程で把握された問題点や課題、訓練を通じて得られた教訓・課題を訓練終了後整理し、その結果を地域防災計画の改正や次回訓練の際に有効に活用するものとする。

第５節　広域応援体制の整備

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関との相互応援の協定を締結する等、平常時より体制を整備しておくものとする。また、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠隔地における地方公共団体との協定締結にも考慮するものとする。

１　市町村間の相互協力体制の整備
２　町及び県と自衛隊との連携体制の整備

１　市町村間の相互協力体制の整備

町は、平常時から福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援の体制整備を推進するとともに、近隣及び遠隔地における市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するよう努めるものとする。

２　町及び県と自衛隊との連携体制の整備

町、県と自衛隊は、「福岡県大規模災害対策連絡協議会」における協議や防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努めるものとする。

第６節　避難場所・避難所計画

災害による家屋の倒壊、火災の発生等の差し迫った危険から住民を安全に避難させるため、広域の避難地（施設）を選定し、避難誘導が円滑に行えるよう住民への周知徹底を図る。

１　避難誘導体制の整備及び誘導方法への習熟
２　指定緊急避難場所・指定避難所等の整備及び周知
３　指定緊急避難場所・指定避難所等

１　避難誘導体制の整備及び誘導方法への習熟

（１）避難誘導計画の作成と訓練

町は、災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、避難誘導計画を作成し、訓練を行う。

なお、避難誘導計画の作成に当たっては、避難の長期化についても考慮するものとし、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備にも努めるものとする。

ア　避難勧告または指示等を行う基準、伝達方法
イ　避難勧告等に係る権限の代行順位
ウ　指定緊急避難場所・指定避難所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口
エ　指定緊急避難場所・指定避難所等への誘導方法
オ　高齢者及び障害者等の避難行動要支援者に配慮した避難支援体制

（２）避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備

ア　避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）の策定

町は、高齢者及び障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、災害対策基本法や国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成２５年８月）に基づき、本計画の下位計画として別途定める「避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」による個別計画の策定に努めるものとする。

イ　地域住民等の連携

町は、地域住民、自主防災組織や福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有等の避難行動要支援者の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

また、避難が必要な際に避難行動要支援者に避難を拒否されることで避難実施に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から避難行動要支援者に対する避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者の情報の把握等については、本編第１０節「避難行動要支援者対策計画」２「在宅の避難行動要支援者対策」による。

２　指定緊急避難場所・指定避難所等の整備及び周知

（１）指定緊急避難場所・指定避難所等の整備・点検の留意点

町は、指定緊急避難場所・指定避難所等の整備・点検に際しては以下の点を考慮する。また、自主防災組織や消防団等を通じて、定期的に安全性の確認を行うよう努める。

ア　アクセスが容易である。
イ　住民等が良く知っている施設等である。
ウ　危険物施設等が近くにない。
エ　施設（耐震性がある）及び避難経路が安全である。
オ　人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、十分な幅員の道路に接している。
カ　給食施設の有無
キ　冷暖房設備の有無、バリアフリー化（物理的障壁の除去）の状況

（２）指定緊急避難場所・指定避難所等の機能の整備

ア　連絡手段の整備

町は、災害対策本部と指定緊急避難場所・指定避難所等との連絡手段を確保するため、通信機器等の連絡手段の整備に努める。

イ　施設等の整備

指定緊急避難場所・指定避難所等における仮設トイレ、マット・毛布等の寝具、非常用照明施設、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性の確保等のほか、空調、洋式トイレなどの高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設等の整備に努める。また、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備にも努め、避難生活の長期化に備え、プライバシーの確保のための間仕切りや更衣室等の設備にも配慮する。

ウ　指定避難所の管理・運営体制整備

①指定避難所の施設管理者は、開設決定後に短時間で確実な避難所開設を行えるよう複数箇所での鍵管理体制及び人員参集体制を整備する。

②指定避難所の運営に必要な事項について、あらかじめマニュアル等を作成する。

エ　地域の防災拠点としての機能の整備

町は、指定した指定緊急避難場所・指定避難所等のうち必要と認められるものについては、地域の防災拠点としての機能を整備する。

（３）指定緊急避難場所・指定避難所等の住民への周知

町は、指定緊急避難場所・指定避難所等について平常時から以下の方法でより一層の周知徹底を図る。

ア　町の広報紙、ホームページによる周知
イ　案内板等の設置による周知

①誘導標識

②指定緊急避難場所・指定避難所等案内図

③指定緊急避難場所・指定避難所等表示板

ウ　防災訓練による周知

エ　各種ハザードマップの作成、配布による周知

オ　自主防災組織等を通じた周知

３　指定緊急避難場所・指定避難所等

（１）指定緊急避難場所

町は、自治公民館や集会所、隣接する広場や都市公園及びグラウンド等を、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、その切迫した危険から逃れるための指定緊急避難場所として、災害対策基本法第 49 条の 4 第 1 項及びその他関係法令等の規定に基づき指定する。

なお、災害の危険が去った後において、当該災害により自宅が損壊しているなどにより、一定期間滞在する場が必要となったときは、指定避難所や福祉避難所等に避難する。

（２）指定避難所

町は、災害の危険性から避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在し、又は災害により自宅に戻れなくなった住民等が一定期間滞在する施設を、災害対策基本法第 49 条の 7 第 1 項の規定に基づく指定避難所として指定する。

指定避難所は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況等を勘案して指定するものとし、女性の意見を反映し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮するよう努めるものとする。

なお、岡垣町では以下の施設を指定する。

・内浦小学校
・吉木小学校
・山田小学校
・海老津小学校
・戸切小学校
・岡垣中学校
・岡垣東中学校
・西部公民館
・中央公民館
・東部公民館
・町民武道館
・岡垣サンリーアイ
・情報プラザ人の駅
・いこいの里
・町民体育館
・地域交流センター

（３）福祉避難所

高齢者や障害者等の避難行動要支援者や応急救護を必要とする者などのうち、指定緊急避難場所や指定避難所での避難生活に支障のある人については、福祉施設や医療機関に移送する必要がある。

そのため、病院や福祉施設等と協定を締結し、福祉避難所として指定するよう努めるとともに、移送のための運送事業者との協定締結に努めることとする。

なお、岡垣町の福祉避難所は以下のとおり。

・いこいの里

第７節　情報通信施設等整備計画

災害が発生し、または発生の恐れがある場合における災害情報の収集及び報告並びに初動応急対策に係る情報通信の確保を図ることは重要である。

よって、有線通信、無線通信の総合的活用を図るとともに、情報通信施設等資機材及び運用体制についても整備を図っていく。

１　有線放送等の活用
２　防災行政無線等の整備
３　福岡県防災・行政情報通信ネットワークの活用
４　衛星携帯電話等の導入
５　防災関連機器の維持管理
６　戸別受信機の導入

１　有線放送等の活用

災害が発生し、または発生の恐れがある場合における住民への緊急通信については、自治区長への一斉ファックス送信による伝達後に有線放送の依頼をする。自治区によっては、有線放送施設が設置されていないところもある。それらの地区については、消防車や広報車等による伝達手段を実施していく。

また、緊急防災無線による放送も併せて実施する。

２　防災行政無線等の整備

災害現場と災害対策本部との情報伝達のために、移動系無線が設置されているが、関係機関及び指定緊急避難場所及び指定避難所等との連携を密にするため、移動系無線の増設又は、より通信環境が充実した機器への更新及び増設を行う。

ア　災害時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため移動系無線の整備

イ　災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動系無線の整備

３　福岡県防災・行政情報通信ネットワークの活用

町は､福岡県防災・行政情報通信ネットワークの福岡県防災情報システムを災害時等において効果的に活用できるよう、県と連携し必要なデータの整備を行う。（当該データの加除修正を含む。）

４　衛星携帯電話等の導入

非常時における連絡機能の強化を図るため、衛星携帯電話を災害対策本部に導入・設置する。

５　防災関連機器の維持管理

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した通信設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取り扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。また、非常用電源設備を整備するとともに､無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底等を図る。

６　戸別受信機の導入

町は、基地に係る緊急事態や災害の発生等に備え、緊急防災無線やＪアラートなどの情報を受信・音声出力できる戸別受信機を全戸に設置する。

なお、災害に関する情報や避難勧告、避難所開設といった情報は国又は町から発信するが、地域の状況に応じた避難支援情報や地域の公民館等を避難場所として開設した場合の避難場所開設情報、地域で行う災害対応訓練情報などについては、住民により身近な情報として必要に応じて地域が自ら提供することで、より多くの命を救うことに繋がることから、これらの情報については、町との連携の下に自治区長や校区コミュニティからも発信する。

第８節　広報・広聴体制の整備

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施するための体制を整備する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応するための体制を整備する。

１　被災者への的確な情報伝達体制の整備

１　被災者への的確な情報伝達体制の整備

（１）運用体制の整備

町及び関係機関は、下記により広報運用体制の整備を図る。

ア　広報重点地区（各災害危険地域）の把握

イ　広報文案の作成

ウ　広報優先順位の検討

エ　伝達ルートの多ルート化

（２）町は、被災者への情報伝達手段として、緊急防災無線や有線放送、携帯電話等での情報発信、携帯通信事業者が提供する緊急速報メール等の活用や、消防車や広報車等の活用も含め、多様な手段の整備に努める。

（３）町は、防災気象情報の伝達や被災者の安否情報等について、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」等による伝達手段の整備拡充に努める。

（４）町は、避難勧告等の情報を被災者等へ伝達できるよう、福岡県災害緊急情報自動配信システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。

（５）町は、通信事業者等が行う被災者の安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効率的な活用が図られるように普及啓発に努める。

（６）町、放送事業者、通信事業者及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

第９節　交通・輸送体制の整備

１　緊急輸送体制の整備

１　緊急輸送体制の整備

（１）輸送車両等の確保

町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ輸送機関との協定の締結等により、輸送体制の整備に努めるものとする。

（２）輸送施設・輸送拠点の整備

町は、県との連携のもと、緊急輸送道路ネットワーク計画（災害時の速やかな救援・救護活動や人員・物資輸送等に必要な緊急輸送道路が位置づけられた計画）を踏まえ、確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。

また、町は、緊急時における輸送の重要性に鑑み、上記の輸送施設及び輸送拠点については、特に耐震性の確保に配慮するものとする。

（３）緊急輸送道路の警戒体制の整備

町及び県の道路管理者は、連携して発災後の緊急輸送道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等を締結して体制を整備しておくものとする。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するよう努めるものとする。

さらに、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努めるものとする。

第１０節　避難行動要支援者対策計画

阪神淡路大震災や東日本大震災のような大規模災害時においては、避難に時間を要する高齢者や障害者、乳幼児等の要配慮者は犠牲になりやすい。

このため、予想される被害を最小限にとどめ、災害時における災害時要援護者の安全確保を図るため、次の対策を講ずる。

１　留意点
２　在宅の避難行動要支援者対策
３　社会福祉施設、病院等の対策
４　保育所・幼稚園等対策
５　外国人への支援対策
６　避難行動要支援者等への防災教育・訓練等の実施

１　留意点

（１）発災時間と対策との対応

災害の発生時期を事前に特定することは難しい。そのため、日頃から避難行動要支援者の避難支援体制整備に努めるとともに、町からの避難情報を、避難に要する時間等を考慮し早目に発令するよう努めることとする。

（２）行政と地域住民との協力体制の整備

広域な地域にわたって被害をもたらす災害に対しては、特に地域住民が助け合う「共助」の取り組みが必要である。

このため、避難行動要支援者に関して、平常時からの情報の共有や避難支援者の確保、避難訓練の実施など、避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進める。

（３）外国人に対する配慮の必要性

国際化の進展に伴い、本町に居住あるいは来訪する外国人の数は増加傾向にあり、災害時においても外国人が被災する危険性が高まってきている。

そのため、言葉や文化の違いを考慮した、外国人に対する防災知識の普及や災害時の情報提供等の実施を検討する。

（４）障害者等に対する配慮の必要性

障害者等に対し適切な情報を提供するために、災害ボランティア本部などを通じ、手話通訳者及び手話ボランティア等を確保することや福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」のさらなる普及促進を行うこととする。

２　在宅の避難行動要支援者対策

町は、災害対策基本法や国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき「岡垣町避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」を作成し、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制などについて、本計画の下位計画として避難行動要支援者対策を位置づけている。

災害対策基本法や国の取組指針において、地域防災計画に定めるとして掲げられている下記の事項を含め、在宅の避難行動要支援者の避難支援については、岡垣町避難行動要支援者避難支援プラン全体計画により行う。

１．避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
２．名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
３．名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
４．名簿の更新に関する事項
５．避難支援等関係者となる者
６．避難支援等関係者の安全確保
７．要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

３　社会福祉施設、病院等の対策

（１）組織体制の整備

ア　町の役割

町は災害対応マニュアルの作成等を通じ、社会福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等の管理者を支援し、災害時の要配慮者の安全確保のための組織・体制の整備を促進するとともに、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等との連携を図り、要配慮者の安全確保に関する協力体制を整備する。

また、災害発生時における社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間の協力体制の整備に努める。

イ　社会福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等の管理者の役割

高齢者及び障害者等の要配慮者が利用する社会福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等の管理者は災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導体制に十分に配慮した体制整備を行う。

また、町、自治区、民生委員・児童委員、施設相互間等と連携をとり、要配慮者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

（２）防災設備等の整備

ア　町の役割

町は、社会福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等の管理者を支援し、災害時の要配慮者の安全確保のための防災設備等の整備や、施設機能維持のための備蓄（水、電力、医薬品、非常用電源等）の推進、避難等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

イ　社会福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等の管理者の役割

社会福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等の管理者は、施設の立地や構造等に留意し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等の整備を行う。

また、災害発生に備え、要配慮者自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備を行う。

（３）避難行動要支援者を考慮した防災基盤の整備

町は、避難行動要支援者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等の立地を考慮し、避難地及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

４　保育所・幼稚園等対策

町は、保育所・幼稚園等の管理責任者を支援し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等の整備や避難訓練等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

５　外国人への支援対策

（１）外国人に対する防災知識の普及対策

町は、地域内で生活する外国人の災害時の安全確保を図るため、広報媒体での外国語による防災啓発記事の掲載や英語を始めとする外国語の防災パンフレット等による防災知識の普及に努めるとともに、災害時の指定緊急避難場所や指定避難所等の情報提供体制の整備に努める。

町は、指定緊急避難場所や指定避難所等の標識や案内板等の多言語化やマークの共通化（平成１３年度に消防庁に設置された「避難標識に関する調査検討委員会」により提言されたマークや国土交通省において定められた洪水関連図記号）に努める。

（２）通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、災害時に外国人に対して適切な情報提供を行うため、県の対策に準じ、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

６　避難行動要支援者等への防災教育・訓練等の実施

町は、県との連携のもと、**避難行動要支援者**及びその家族に対し、パンフレット等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識や指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所の位置等の理解を高めるよう努める。

また、避難が必要な際に**避難行動要支援者**に避難を拒否されることで避難実施に時間を要し、避難を誘導・援護する自治区、民生委員・児童委員、福祉事業者や消防団等の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から**避難行動要支援者**に対する避難訓練を実施するなど、**避難行動要支援者**に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築に努めるものとする。

第１１節　土砂災害予防計画

河川・ため池の決壊並びに山地崩壊等による災害を未然に防止し、治山、治水の総合的対策について、関係機関と協議を図りながら促進する。また、土砂災害予防計画として、土砂災害を未然に防ぐため、危険箇所の実態の把握に努め、危険な箇所における災害防止策についても、関係機関と協議を図りながらハード・ソフト両面から進めるものとする。

町は、県が指定した土砂災害警戒区域等に基づき警戒避難体制の整備やハザードマップの作成を行うなど、土砂災害の防止に努める。

１　治山治水計画
２　土砂災害予防計画

１　治山治水計画

（１）治山計画

林地崩壊、土石流、地すべり等の山地災害の防止及び森林の有する公益的機能の維持向上のため、県と連携を図りながら森林の保全整備を促進する。また、森林の持つ多面的機能の維持向上を図るため、山林の保育施業に努める。

（２）治水計画

降水による浸水や滞水等による被害を防ぐため、矢矧川、汐入川、戸切川及び各支流等における計画規模に応じた河川改修を促進する。また、ため池の決壊による災害を未然に防止するためのため池対策、山地から流出する土砂や氾濫洪水を防止するための砂防対策、下水道の整備等、治水計画として必要に応じた整備を促進する。

ア　河川対策

・開発などにより降雨時の河川出水量が増大し、洪水による被害の恐れのある河川については、関係機関と協議を図りながら河川改修を促進するとともに、河川の堆積土砂の浚渫や堤防護岸の修築等についても促進する必要がある。

・河川施設として排水機場、排水ポンプ場、制水扉、水門樋管があり、内水予防施設としては、調整池、雨水貯留、浸透施設などの施設がある。各施設の管理者は、日頃から関係施設を巡視し災害を未然に防止することに努める。

イ　ため池対策

・ため池の決壊による災害を未然に防止するために、老朽ため池や危険ため池については、県と協議を図りながら緊急順位により改修補強工事を促進していく。また、被害の恐れのある場合には、迅速な警戒体制の確立に努めるものとする。

ウ　砂防対策

・山地から流出する土砂により、河川の氾濫洪水を起こす危険性の高い渓流や、また土石流などによる直接的な土砂災害を起こす危険性の高い渓流などの土砂を抑制するため、県の指導を仰ぎながら砂防事業を促進する。

エ　下水道の整備

・下水道事業により雨水対策として、河川改修との整合性を図りながら、計画的かつ効率的な整備を行う。なお、整備に当たっては、特に浸水災害の発生頻度の高い地域を優先的に整備する。

２　土砂災害予防計画

土砂災害を未然に防止するために以下に示す対策について計画し、必要に応じて整備の促進を図るものとする。

（１）土石流対策、地すべり対策、急傾斜地対策

災害発生の恐れのある場合に、迅速な避難体制を実施できるようにするため、岡垣町防災マップ（ハザードマップ）に掲載されている土石流発生危険箇所、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域等を関係機関及び関係区長などに危険箇所として把握してもらうことに努める。また、大雨の危険が予想される場合、その雨量により現場の警戒を実施する。

ア　防災知識の普及

土石流の発生する恐れのある時期に、警戒避難すべき土石流の前兆現象について、下記のような内容について広報等で周知し、関係住民が自主的に警戒及び避難ができるように努める。

・土石流災害の特性

・警戒避難すべき土石流の前兆現象

①　立木の裂ける音が聞こえる場合や、きょれきの流れが聞こえる場合

②　渓流の流水が急激に濁りだした場合や流木等が混ざり始めた場合

③　降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少し始めた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため）

④　渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

⑤　渓流付近の斜面において、落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその前兆が出始めた場合

・災害時の心得

①　気象予報等の聴取方法

②　避難の時期、方法、場所

③　非常食糧等の準備

④　その他の措置

（２）山地災害対策

治山治水緊急措置法、森林法及び地すべり等防止法に基づき、森林の維持造成を図り、県の指導のもと山地災害の未然防止に努める。また、集中豪雨等により発生する山地災害の実態を踏まえ、きめ細かな防災措置を講じるため、関係機関との連携を保ちながら点検、整備を図る。

第１２節　火災予防計画

町及び消防機関は、火災の防止に関し、基本的重要事項として、出火防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止等の多面的な対策を実施するものとする。

１　住民に対する火災予防の啓発
２　消防力の強化
３　火災予防対策
４　建築物の不燃化

１　住民に対する火災予防の啓発

火災による被害は、消防体制の充実によるほか、防火思想の徹底と住民の協力によって初めて防止できるものである。この点を重視し町では、次のような啓発を通じて、防火思想の徹底に努める。

（１）児童生徒に対する教育

防火知識の向上と火災予防思想の普及に努める。

（２）住民に対する啓発

ア　火災予防運動期間や異常気象時等の消防車や広報車等による巡回
イ　ポスターによる注意喚起
ウ　広報及びホームページによる啓発
エ　自治区の有線放送利用による啓発
オ　消防団の警戒による啓発

２　消防力の強化

（１）消防水利の強化

ア　町は、消防水利の基準に基づき、消防水利の充実多様化に努めることとし、防火水槽の充実を図る。

今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域等を中心に、防火水槽の整備、河川やプール等の自然水利の開発や確保をより一層推進していくものとする。

イ　消防水利の不足または道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

（２）消防施設等の保全

火災の場合の消防活動、火災その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、町は、現有消防ポンプ自動車等の整備並びに性能点検を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制の確立を期するものとする。

（３）総合的な消防計画の策定

町は、消防計画を策定し毎年検討を加え、必要に応じ修正するものとする。

（４）避難道路周辺等の防護

避難計画の実施に当たり、避難道路周辺等の防護に必要な消防体制を強化するため、施設、車両及び防火水槽等を整備する。

（５）消防団の体制整備

消防団組織の整備と防災資機材格納庫等の施設、装備及び活動資機材の充実、強化を図る特に、災害時における連絡手段確保のための移動系無線について、より通信環境が充実した機器への更新及び増設を行う。

また、「消防団協力事業所表示制度」等を活用して、事業所との連携体制を整備するとともに、消防団員の確保に努めていく。

（６）消防団員の教育訓練

町は、消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学校に必要に応じ派遣する。

（７）市町村相互の応援体制の強化

町は、災害時における消防活動の万全を期するため、消防組織法第２１条の規定に基づき消防に関し相互に応援するよう努めるとともに、相互応援について協定を締結し消防体制の確立を図るものとする。

３　火災予防対策

（１）住民に対する啓発

町は、災害発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、住宅防火診断等を通じ、災害発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、災害時における火災の防止と消火の徹底を図るとともに、住宅用火災警報器の設置・普及促進に努める。

（２）火災予防の推進

消防機関は、一般的予防対策として人命救助の方法、避難誘導、附近建物への延焼防止、危険物対策、高圧電気設備に対する消火方法、関係機関との連絡等について計画を策定するものとする。

（３）火災予防運動の推進

消防機関は、以下のことについて、火災予防運動を推進するものとする。

ア　春秋火災予防運動の普及啓発

イ　報道機関による防火意識の向上

ウ　講習会、講演会等による一般啓発

４　建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するための方策として、以下の点が挙げられる。これらの方策については、用途地域の見直し並びに事業計画策定の段階において充分検討していく。

（１）都市再開発法に基づいた市街地再開発事業等の実施及び避難路（街路事業）の整備

（２）都市計画法第８条第１項第５号の規定による防火地域及び準防火地域の指定拡大

（３）町営住宅の不燃化推進

老朽化した町営木造及び簡易耐火構造の住宅については、防火及び避難性能を向上させるため、建替事業の推進について検討する。

第１３節　災害ボランティアの活動環境等の整備

大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのため、平常時からボランティアや関係団体との連携を密にするとともに、受入体制の整備などボランティアの活動環境等の整備に努めるものとする。

１　災害ボランティアの受入体制の整備
２　災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援

１　災害ボランティアの受入体制の整備

町は、災害ボランティアの受入体制づくりについて、社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう、活動拠点や資機材等の活動環境の整備等の必要な支援に努めるものとする。

また、地域防災計画において、災害ボランティアの受入れに関する実施計画、災害ボランティアの受入体制の整備等（災害時における現地災害ボランティア本部（現地受入窓口）や連絡体制）を定めるとともに、必要に応じ、本部運営マニュアルを作成するなど、災害ボランティアの円滑な受入れに努めるものとする。

２　災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援

災害が発生したらボランティアが直ぐに活動できるように、被災者、地域住民、行政機関と災害ボランティアを的確に結びつける調整及び災害ボランティア本部の運営役として、平常時から災害ボランティアリーダー・コーディネーターの養成を行う。

第１４節　備蓄体制の整備

１　共通方針
２　給水体制の整備
３　食糧供給体制の整備
４　生活必需品等供給体制の整備
５　機材供給体制の整備
６　義援物資の受入体制の整備

１　共通方針

（１）町は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、生活必需品、非常用電源その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備し、それらの供給のための備蓄基本計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、または指定避難所等の位置を勘案した地域完結型の分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

　また、町は、被災地への物資の輸送に当たっては、町の物資拠点への輸送にとどまらず、発災直後から一定期間は必要に応じて指定避難所等に搬送するなど、被災者に確実に届くよう配慮するよう努めるものとする。

　さらに、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

（２）被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

（３）町は、一般家庭や事業所に対して、災害時への備えとして以下について周知徹底するとともに、在宅の避難行動要支援者への地域住民による食糧及び生活物資配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

ア　平常時から３日分（３リットル／人・日）以上の飲料水の備蓄や飲料水以外の生活用水の確保

イ　最低２～３日分の食糧及び生活物資の自主的確保

（４）町及び関係機関は、第３章　第１２節「食糧供給計画」、第１３節「給水対策計画」、第１４節「生活必需品の供給対策計画」に示す活動方法・内容を十分に理解しておく。

２　給水体制の整備

（１）趣旨

災害時は、広範囲にわたる水道施設の破損や停電による浄水施設等の停止により水道水の汚染や断水が予想される。そのため、町は、平常時から被災時の給水の確保や復旧のための体制について整備しておく必要がある。

（２）補給水利等の把握

町は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から施設の現況把握に努めるとともに、被災時の応急飲料水の確保を考慮し、地下水や涌水等の緊急水源の確保、配水池等構造物への緊急遮断弁の設置等を計画的に進める。

（３）給水用資機材の確保

町は、必要な給水タンクや給水容器類及び応急給水用の給配水管等を準備しておくとともに、給水容器の借上や輸送等について、関係機関との間に災害時における協定を締結し、飲料水等の確保を図る。

（４）危機管理体制の整備

町は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、災害時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水活動体制等の整備に努める。

（５）水道施設の応急復旧体制の整備

町は、水道施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るため、事前に復旧に要する業者等との間において災害時における協定を締結する等、応急復旧体制の整備を図る。

３　食糧供給体制の整備

（１）趣旨

町は、県及び関係機関と連携し、災害により日常の食事に支障を生じた者等に対する炊き出しその他による食糧の供給体制の整備に努める。

この場合、災害時により混乱・途絶していた市場流通がある程度回復するまでの間の食糧を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制の整備に努める。

（２）食糧の備蓄

ア　町の備蓄推進

町は、食糧の備蓄に当たり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄または指定避難所等の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。なお、この場合、食糧の供給途絶が生命に係わる可能性のある高齢者、乳幼児及びアレルギー体質者等食事療法を要する者等に特に配慮するものとする。

イ　住民・事業所の備蓄推進

住民は、大規模災害発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、３日分相当の食糧の備蓄を行うよう住民に啓発する。また、事業所内においても最低３日間は従業員が待機できるように、その分の水や食糧などをできるだけ企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出すことがないように努める。

（３）災害時民間協力体制の整備

ア　関係業者と災害時の協力協定締結の推進

町は、食糧関係業者（弁当等）との災害時の協力協定締結に努める。

この場合、協定内容は原則として、食糧の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

イ　農業団体と災害時の協力協定締結の推進

町は、農業団体との災害時の協力協定締結に努める。

ウ　ＬＰガス業者等との協力体制の整備

① 指定避難所等へのＬＰガスの供給体制の構築

町は、指定避難所等へのＬＰガス及びガス器具の供給等について、（社）福岡県ＬＰガス協会やＬＰガス事業者との間で協力体制の構築に努める。

② 給食施設等の応急復旧体制の整備

町は、被害を受けた学校給食施設等の応急復旧、炊飯施設の仮設について、ＬＰガス事業者との間で協力体制の整備に努める。

４　生活必需品等供給体制の整備

（１）趣旨

災害時には、生活上必要な被服、寝具その他日常用品等をそう失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給与または貸与する必要がある。

そのため、町は、災害により混乱・途絶した市場流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制の整備に努める。

（２）生活物資の備蓄

ア　町の備蓄推進

町は、生活必需品の備蓄に当たり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄または指定避難所等の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、生活物資の不足による影響が特に懸念される高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に特に配慮するものとする。

イ　住民・事業所の備蓄推進

住民は、大規模災害災発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、３日分相当の生活必需品等の備蓄を行うよう努める。また、事業所内においても最低３日間は従業員が待機できるように、その分の水や食糧などを可能な限り企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出すことがないように努める。

（３）災害時民間協力体制の整備

町は、生活物資等関係業者との災害時の協力協定締結に努める。

この場合、協定内容は原則として、生活物資等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

５　機材供給体制の整備

（１）趣旨

災害時には、ライフラインの被害等により、指定避難所や災害対策本部等で発電機や仮設トイレ、その他機材が必要となるため、町は、県との連携のもと、迅速な供給ができるよう、備蓄基本計画に基づき平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制の整備に努める。

（２）機材の備蓄

町は、機材の備蓄に当たり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び高齢者や障害者、女性等にも配慮するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄または指定避難所等の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

６　義援物資の受入体制の整備

町は、県との連携のもと、災害時に被災者が必要とする物資の内容を把握するとともに、迅速かつ的確に被災者へ供給できるよう受入体制の整備及び確保した義援物資の配送方法の確立に努める。

第１５節　住宅の確保体制の整備

町は、県との連携のもと、被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

１　空家住宅の確保体制の整備
２　応急仮設住宅の供給体制等の整備

１　空家住宅の確保体制の整備

公営住宅の空家状況を把握し、災害時における被災者への迅速な提供に努めるものとする。

２　応急仮設住宅の供給体制等の整備

応急仮設住宅を迅速に供与するため、町は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定し、建設候補地台帳を作成する等、供給体制の整備に努めるものとする。

第１６節　ごみ・し尿・がれき処理体制整備計画

ごみ・し尿・がれき処理については、遠賀・中間地域広域行政事務組合との連携により、あらかじめ必要な体制の整備を図る。

１　ごみ処理体制の整備
２　し尿処理体制の整備
３　がれき処理体制の整備

１　ごみ処理体制の整備

（１）趣旨

災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ(以下、「ごみ」という。)を適正に処理する体制の整備を図る。

（２）ごみ処理要領への習熟と体制の整備

町は、第３章　第２０節「環境衛生対策計画」に示されたごみ処理活動の要領・内容を十分に理解するとともに、必要な体制の整備を図る。

（３）ごみの仮置場の選定

町は、災害時におけるごみの仮置場の選定を行う。選定の基準は以下のとおりとする。

ア　他の応急対策活動に支障のないこと。
イ　環境衛生に支障がないこと。
ウ　搬入に便利なこと。
エ　分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

２　し尿処理体制の整備

（１）趣旨

災害により発生したし尿を適正に処理する体制の整備を図る。

（２）し尿処理要領への習熟と体制の整備

町は、第３章　第２０節「環境衛生対策計画」に示されたし尿処理活動の要領・内容を十分に理解するとともに、必要な体制の整備を図る。

（３）素掘用資材や使い捨てトイレの整備

町は、災害用仮設トイレの整備と並行して、素掘用資材や使い捨てトイレの整備を推進するために仕様の作成、資材の種類、数量の把握、消毒方法の検討を行う。

３　がれき処理体制の整備

（１）趣旨

災害による建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下、「がれき」という。）を適正に処理する体制の整備を図る。

（２）がれきの処理要領への習熟と体制の整備

町は、第３章　第２０節「環境衛生対策計画」に示されたがれき処理活動の要領・内容を十分に理解するとともに、必要な体制の整備を図る。

（３）がれきの仮置場の選定

町は、短期間でのがれきの焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、以下の点に留意して、がれきの仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。

ア　他の応急対策活動に支障のないこと。
イ　環境衛生に支障がないこと。
ウ　搬入に便利なこと。
エ　分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

第１７節　保健衛生・防疫体制の整備

災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するための保健衛生・防疫体制の整備に努める。

１　保健衛生・防疫活動要領への習熟
２　防疫用薬剤及び資機材等の確保
３　学校における環境衛生の確保

１　保健衛生・防疫活動要領への習熟

町及び関係機関は、第３章　第１９節「防疫・保健衛生対策計画」に示す活動方法・内容について十分に理解するとともに、保健師等担当職員の資質の向上のため、研修等を行う。

２　防疫用薬剤及び資機材等の確保

町は、県との連携のもと、災害時において、調達が困難になることが予想される防疫用薬剤及び資機材等について、調達方法を把握するなど平時からその確保に努める。

３　学校における環境衛生の確保

校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保等に必要な処置を実施するものとする。

また、児童・生徒等に常に災害時における衛生について、十分周知せしめるよう指導するものとする。

第３章　災害応急対策計画

（風水害対策）

第３章　災害応急対策計画（風水害対策）

第１節　職員動員計画

大規模な災害の発生時には、家屋の倒壊・人命損傷をはじめ、同時多発の火災などに対応した迅速な応急活動体制を確立し、情報の収集、避難救護及び災害の拡大防止等に努めることが重要である。

職員動員計画の基本となるのは、災害対策本部の設立とそのときの動員配備体制である。また、町だけで対応が困難な場合には、本章第２節「防災関係機関の応援要請」を行う。ここでは、以下の点について記す。

１　災害対策本部
２　動員配備体制

１　災害対策本部

（１）災害対策本部の設置

町域内に災害が発生または発生する恐れがある場合には、岡垣町災害対策本部条例（資料編Ｐ．３）に基づき、町長は、役場庁舎内に災害対策本部を設置するとともに、防災関係機関等の防災組織をもって応急対策を実施する。（資料編Ｐ．４）

また、災害対策本部が被災により設置不可能な場合には、代替施設での応急対策を実施する。

（２）災害対策本部を設置する基準

種　　別	設　置　基　準
風　水　害	・気象業務法に基づく暴風、大雨または洪水警報が発表され、災害対策上町長がその必要を認めたとき。 ・その他相当規模の風水害が発生し、または発生する恐れがあると認められ、災害対策上町長がその必要を認めたとき。
大規模な火災等	・町域に大規模な火災、爆発その他重大な人為的災害が発生し、その対策上町長が必要と認めたとき。
そ　の　他	・町域において、災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し、その対策上町長が必要と認めたとき。

（３）災害対策本部会議の開催

災害に関する応急対策について方針を決定し、その実施を推進するため、必要に応じて本部長は、副本部長及び本部員を召集し災害対策本部会議を開催する。

（４）災害対策本部の廃止

災害対策本部は、災害の危険が解消または災害の応急対策が完了したと本部長が認めた時に廃止する。

（５）災害対策本部の設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置または廃止した時は次に掲げる機関等に通知するものとする。

・県
・県警察
・遠賀郡消防本部
・防災関係機関
・議会議長
・自治区長

（６）災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、次の通りとする。

なお、災害対策本部の構成及び分掌事務は、（資料編Ｐ．４～11）のとおりとする。

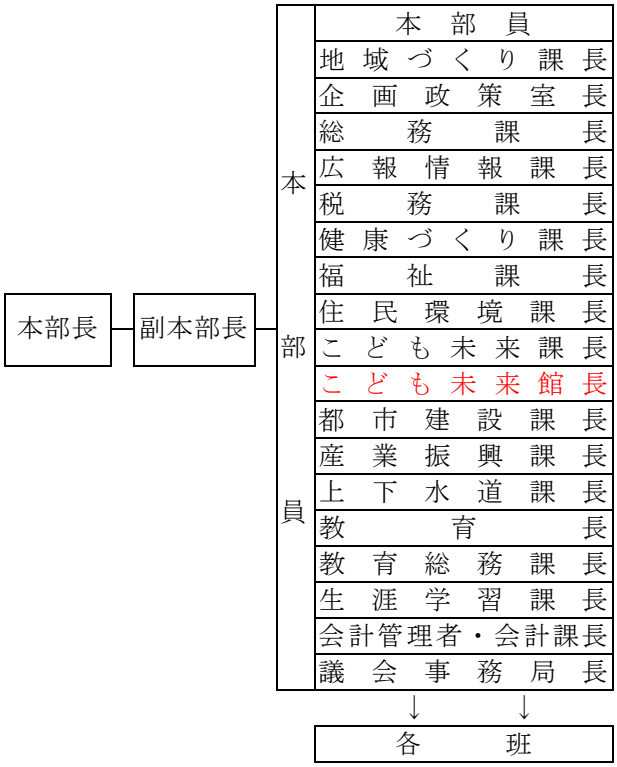

・本　　部　　長　：災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
・副　本　部　長　：本部長を補助し、事故のある時は、その職務を代理する。
・本部員（各課長）　：本部長の命を受け、本部の事務に従事するほか、必要に応じて現地におもむき指揮を取る。

（７）意思決定権者代理順位

災害対策本部の設置等の応急活動の実施に際し、意志決定権者が不在または連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合においては、下記の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。

この場合においては、代理で意思決定を行った者は、可及速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。

町 長 → 副町長 → 地域づくり課長 → 総務課長 → 企画政策室長

（８）班編成及び配備計画

班編成及び配備計画は、（資料編Ｐ.12～13）のとおりである。

２　動員配備体制

本部長は、災害の状況に応じて必要な動員配備体制をとるものとする。

（１）配備の体制

配備体制		配備体制決定の準拠（配備の目安）	配　備　の　内　容	配備体制の決定権者	本部設置の有無
準備体制		・風水害の注意報が発令されたとき。 ・時間雨量が 40ｍｍを超え、または超える恐れがあるとき。 ・24 時間以内に台風または集中豪雨の接近が予想されるとき。（風雨、大雨、洪水、強風等の注意報が発令され、かつ災害の発生が予想されるとき。）	・地域づくり課の少人数で情報収集（自宅待機も可）できる体制とする。	地　域づくり課　長	無
警戒体制		・風水害の警報が発令されたとき。 ・時間雨量が 60ｍｍを超え、または超える恐れがあるとき。 ・12 時間以内に台風または集中豪雨の接近が予想されるとき。 ・大雨、洪水等の警報が発令され局地的に災害が予想されるが発生まで多少の時間的余裕があるとき。	・災害が発生する恐れがある場合で主として情報の収集、及び警報等の伝達、さらに災害が発生し、比較的軽微な被害が出始めた場合において、引き続き被害状況の調査及び応急措置が行い得る体制とする。 ・地域づくり課、福祉課、都市建設課、産業振興課、上下水道課及び生涯学習課で対応する。	副町長	
非常体制	第１配備	・局地的な災害が発生したとき、あるいは発生する恐れがあるとき。	・本部の設置を準備し、局地災害に直ちに対処できる体制とする。	町　長	有
	第２配備	・非常体制第１配備で対処できないとき。（事態が緊迫し、相当規模の災害が発生する恐れがあるとき。）	・災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とする。	町　長	
	第３配備	・非常体制第２配備で対処できないとき。（災害の全町的な拡大により、相当規模の被害が発生し、または発生の恐れがあるとき。激甚災害）	・応急対策及び復旧対策を協力的に、総力をあげて対処する体制とする。	町　長	

（２）動員計画

災害対策本部を設置した場合の動員は次の要領による。

ア　動員要領

①地域づくり課長は、本部長の指示を受け配備の体制を関係課長に通知する。

②関係課長は、指示された配備の規模の範囲内において職員の動員を行う。

職員の動員連絡方法については（資料編Ｐ.15～17）に準拠する。

※配備要員は、常に所在を明らかにし災害の発生が予想される事態または災害の発生を知ったときは、直ちに登庁し担当課長に連絡してその指示を受けなければならない。

③関係課長は、要員の配備を完了したときは地域づくり課長に報告し、地域づくり課長は速やかに本部長に報告するものとする。

イ　動員人数の基準

職員の動員を行うに当たっては、（資料編Ｐ.12～13）に準拠する。

ウ　参集場所

参集場所は、各職員指定の場所とする。

第２節　防災関係機関の応援要請

大規模な災害が発生した場合、町だけでは対応が不十分となることも考えられる。このような場合には、災害対策基本法や各種協定に基づき、関係機関や団体に応援を要請し、応急対策または災害復旧に万全を期す必要がある。このため、これら団体に対する応援要請の方法等について、次のように定めておく。

１　行政機関に対する応援要請
２　県内市町村間の応援協力
３　防災関係公共団体等に対する応援要請
４　建設業者等への応援要請

１　行政機関に対する応援要請

（１）県及び関係機関への応急措置の実施または応援を求める場合

県及び関係機関へ応急措置等の要請をするに当たっては、必要に応じた要請をし、災害対策に万全を期するものとする。また、必要に応じて、関係指定地方行政機関または関係指定公共機関に対し応援を要請するものとする。

なお、災害救助法の適用要請に関しては、県に要請するものとする。

２　県内市町村間の応援協力

町長は、災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、福岡県消防相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援を求め、災害対策に万全を期すものとする。

３　防災関係機関に対する応援要請

災害時には、各機関が各々の所掌事務または業務に従って応急対策活動を実施するが、必要に応じて他の機関の協力を求め、実施の円滑化に努める。

４　建設業者等への応援要請

災害発生時の応急対策を円滑にするため、岡垣町建設業協同組合に必要な人員、資機材、重機の種類等についての応援を要請する。

第３節　災害ボランティアの受入・支援

町は、県との協力のもと、福岡県災害ボランティア本部及び現地災害ボランティア本部と連携を図り、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。

１　受入窓口等の設置
２　災害ボランティアの活動
３　ボランティア団体等の活動

１　受入窓口等の設置

（１）現地災害ボランティア本部の設置

町社会福祉協議会及び町が中心となって設置し、基礎的なボランティア組織として、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。

（２）日本赤十字社福岡県支部、ボランティア団体等との連携

現地災害ボランティア本部は、被災地に現地入りする日本赤十字社福岡県支部及びボランティア関係団体等との連携を図るとともに、現場活動をできるだけ支援するものとする。

（３）支援内容

町は、現地災害ボランティア本部の設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。

ア　災害ボランティア本部の場所の提供
イ　災害ボランティア本部の設置・運営に係る経費の助成
ウ　資機材等の提供
エ　職員の派遣
オ　被災状況についての情報提供
カ　その他必要な事項

２　災害ボランティアの活動

災害ボランティアが活動する内容は、主として次のとおりとする。

（１）生活支援に関する業務

ア　被災者家屋等の清掃活動
イ　現地災害ボランティアセンター運営の補助
ウ　指定避難所等の運営の補助
エ　炊き出し、食料等の配布
オ　救援物資等の仕分け、輸送
カ　高齢者、障害者等の介護補助
キ　被災者の話し相手・励まし
ク　その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）

（２）専門的な知識を要する業務

ア　救護所等での医療、看護
イ　被災宅地の応急危険度判定
ウ　外国人のための通訳
エ　被災者へのメンタルヘルスケア
オ　高齢者及び障害者等への介護・支援
カ　アマチュア無線等を利用した情報通信事務
キ　公共土木施設の調査等
ク　その他専門的な技術・知識が必要な業務

３　ボランティア団体等の活動

町災害対策本部は現地災害ボランティア本部と連携し、必要な人員、資機材、分野、集合場所等の被災地におけるボランティアのニーズを把握し、県災害対策本部へ情報を提供するものとする。

第４節　情報の収集・伝達計画

情報の収集・伝達は、適確な応急対策活動を行う上での前提となるものであり、情報の持つ意味は極めて重要である。

各種災害が発生した場合、地域づくり課は関係機関と緊密な連絡をとり、防災活動に必要なあらゆる情報を収集・伝達することになるが、その場合予警報や防災危険箇所に関する情報等、人命に関わる各種情報を優先するものとして計画を定める。

１　情報の収集
２　情報の伝達

１　情報の収集

町は、自治区長、住民、各防災関係機関からの通報によるほか、職員、遠賀郡消防本部、または消防団等が警戒活動を行うことによる、地域の災害危険に関する情報を収集する。

情報の収集については、以下の内容を定めておく。

・火災気象情報の収集
・雨量に関する情報の収集
・河川水位に関する情報の収集
・災害危険箇所等に関する情報の収集
・被害状況等に関する情報の収集

（１）注意報・警報等の種類及び発表基準

注意報・警報等の種類及び発表基準は、（資料編Ｐ.18）に示す。

（２）火災気象情報の収集

消防法に基づく火災気象情報は、（資料編Ｐ.19）に示す。

（３）雨量に関する情報の収集

雨量情報の収集先は、気象庁（福岡管区気象台）・県防災危機管理局・県災害対策本部などから入手する。

（４）河川水位に関する情報の収集

ア　河川に関する情報の収集先

河川に関する情報は、北九州県土整備事務所及び県地方本部から入手する。

イ　職員、遠賀郡消防本部、消防団の警戒活動により情報収集を行う。

（５）災害危険箇所等に関する情報の収集

ア　災害危険箇所の情報

風水害時に災害の危険性の高い地区は、その地域の住民からの情報及び職員や遠賀郡消防本部、消防団等の警戒活動により情報収集を行う。

（６）被害状況等に関する情報の収集

ア　把握すべき事項

町は、被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行うものとする。

・人的被害（行方不明者の数を含む）
・建物被害
・避難の勧告・指示の状況、警戒区域の指定状況
・避難の状況
・防災関係機関の防災体制（配備体制等）
・防災関係機関の対策の実施状況
・交通機関の運行・道路の状況
・ガス・電気・水道・電話等生活関連施設の運営状況

イ　被害調査及び報告要領

被害調査及びその報告は、（資料編Ｐ.20～23）の被害報告判定基準により、発生・経過・確定の３種とし、所定の報告様式に従って調査の上、本部長に報告する。

①発生報告

災害が発生した直後に行う。（資料編Ｐ.24）

②経過報告

被害状況の変化に伴って順次行う。特に必要ある場合のほか、概ね２時間ごとに行うものとする。（資料編Ｐ.25）

③確定報告

被害が確定し、応急救助が完了した直後に行う。（資料編Ｐ.25）

ウ　県への報告　（福岡県災害調査報告実施要領　第６参照）

町は、即座に概括情報の収集を行い、災害即報様式等、所定の様式によらず、電話等により県に対し報告するものとし、その後速やかに「火災・災害等即報要領」に基づき被害状況を報告するものとする。また、必要に応じ防災関係機関に対し、災害状況を連絡し、必要な応援等を要請することとする。

なお、被害状況の報告基準、方法等については、福岡県災害調査報告実施要綱の定めるところによる。

エ　報告責任者

各種被害情報の収集・報告責任者は、地域づくり課長とする。

２　情報の伝達

（１）災害関係の気象・予警報の伝達

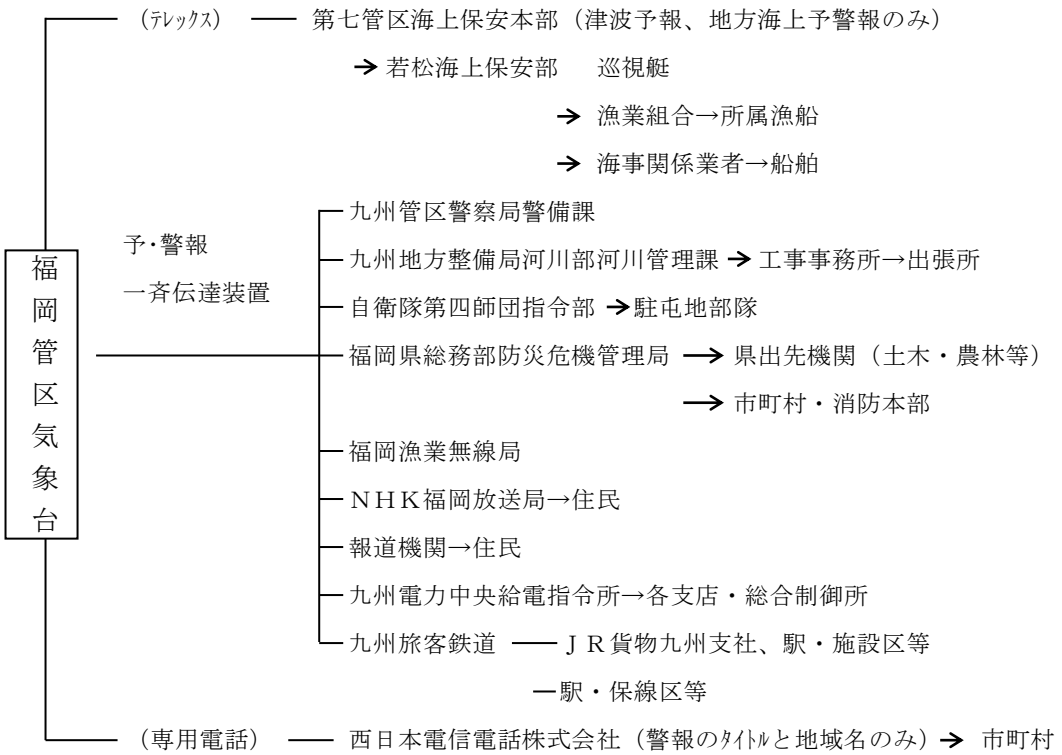

（２）住民への情報伝達

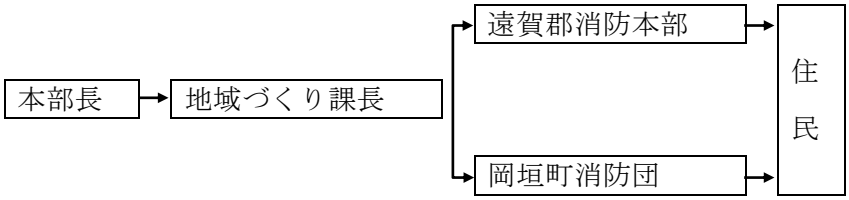

ア　気象状況及び災害状況
　a　気象に関する各種予警報及び情報
　b　被害状況
イ　水防活動・災害救助活動の災害対策状況
　a　河川の水防活動状況
　b　住民に対する避難勧告、指示等に関する事項
　c　災害救助活動状況
　d　交通機関の運行状況及び交通規制状況
　e　電信・電話等の通信状況
　f　県警察・自衛隊等の関係機関の対策情報
　g　町災害対策本部の対策状況
　h　電気・ガス・水道等の状況及び対策状況

ウ　情報の伝達手段

a　消防車や広報車等

b　自治区による有線放送

c　職員・消防職員、消防団員等による呼びかけ

d　サイレン

e　緊急防災無線

f　緊急速報エリアメール

g　防災メール・まもるくん

h　町公式ホームページ

i　戸別受信機（国・町・自治区等からの発信）

（３）報道機関への情報の伝達

ア　実施機関

報道機関への情報の伝達は、地域づくり課長が行う。

イ　伝達項目

報道機関に対しては、

・災害の種別
・発生の日時
・被害状況
・応急対策の状況
・住民に対する避難の勧告または指示及び注意事項

（４）情報伝達のための有線放送途絶時の措置

・災害時における連絡窓口及び指定電話（資料編Ｐ.26～29）に示す
・災害時優先電話（資料編Ｐ.30）に示す
・緊急防災無線一覧（資料編Ｐ.31）に示す

（５）通信計画

ア　災害発生直後の対応

災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

このため、必要に応じ、町は、災害発生直後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

イ　災害時における通信連絡

a　緊急防災無線の活用

災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、県と町とで相互に通信連絡を行う場合は、福岡県防災・行政情報通信ネットワークを活用する。

町から県への被害情報の収集処理を迅速に行うため、防災情報システムを活用する。

第５節　広報・広聴

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。

なお、広報活動に当たっては、高齢者及び障害者等の避難行動要支援者に配慮した広報の実施に努めるものとする。

１　災害広報の実施

１　災害広報の実施

広報内容については、以下のものについて配慮するものとする。なお、避難勧告等の情報を被災者等へ迅速に伝達できるよう、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」を活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。また、防災気象情報の伝達や被災者の安否情報等についても同様に活用し、広報を行う。

・避難勧告・指示等に関すること
・災害時における住民の心がまえ
・自主防災組織等に対する活動実施要請に関すること
・安否情報に関すること
・指定避難所等の設置に関すること
・応急仮設住宅の供与に関すること
・炊き出しその他による食品の供与に関すること
・飲料水の供給に関すること
・被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与に関すること

第６節　二次災害の防止

大規模災害や降雨等に伴う二次災害に対する活動を定める。

１　降雨等に伴う二次災害の防止（水害・土砂災害・宅地災害対策）
２　ため池施設災害応急対策

１　降雨等に伴う二次災害の防止（水害・土砂災害・宅地災害対策）

町は、降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険性が高いと判断された箇所については、県との連携のもと、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生の恐れのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

２　ため池施設災害応急対策

ため池はかんがい用水施設として欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合、下流域に大きな二次災害を発生させる恐れがある。町は、県と連携のもと、これらの災害に円滑に対応するための措置を講ずる。

（１）町の実施する対策

ア　被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
イ　人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
ウ　被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

（２）関係機関の実施する対策

ア　管理団体において、ため池に決壊の恐れが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに町に通報する。
イ　災害の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊の恐れが生じた場合、安全を確保した上で緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。
ウ　町が実施する応急対策について協力する。

第７節　消防対策計画

気象条件によっては火災の多発から延焼拡大が予想され、人命に与える危険性は大きい。このため、出火防止と初期消火の徹底を住民や事業者に呼びかけるとともに、遠賀郡消防本部、消防団を含めてその全機能を挙げて指定緊急避難場所及び指定避難所等の安全確保と、延焼の防止に努める必要がある。

１　災害時の消防活動体制
２　消防活動

１　災害時の消防活動体制

（１）遠賀郡消防本部及び消防団の組織

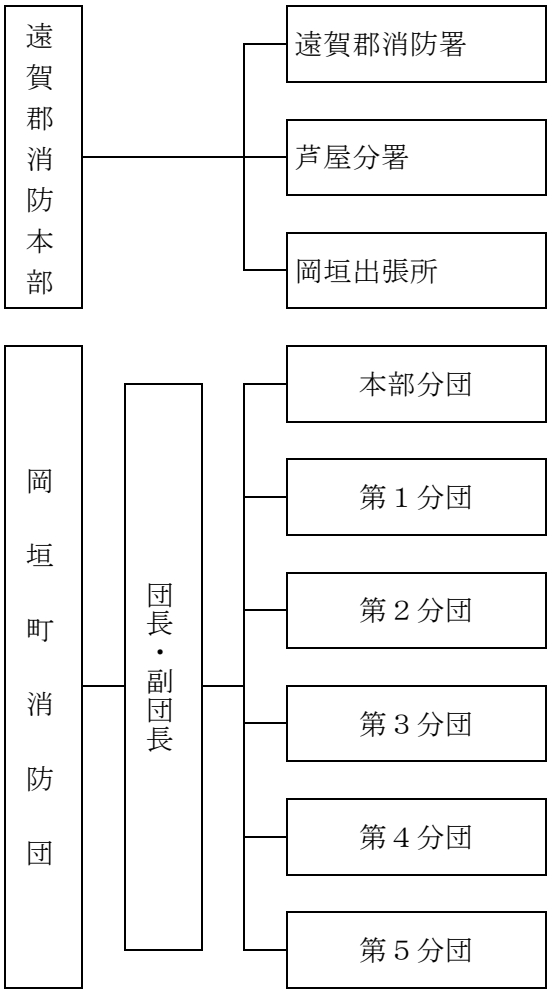

２　消防活動

（１）遠賀郡消防本部及び消防団の活動

ア　遠賀郡消防本部と消防団は一致協力し、常に密接な消防活動が行えるよう努める。

イ　初期活動

災害が発生し被害が予測される場合は、情報を収集・把握の上、直ちに活動体制を整える。

ウ　消火活動

遠賀郡消防本部と消防団で連携し、消火活動を行う。

火災が延焼拡大して個々の活動では効果が得られないと判断した場合は、直ちに応援の派遣を要請する。

エ　救急、救助活動の基本

・災害が発生したら直ちに初動体制を確立し、関係機関と協力の上、迅速・的確な救助活動に当たる。
・人命の救出救助を優先して行うものとする。負傷者の搬送は、関係機関と緊密な連携をとり、搬送活動に当たる。
・全般の被害状況等から、救急救助活動が困難な場合は、災害対策本部に応援の派遣を要請する。

第８節　水防対策計画

水防対策計画は、水防法第２５条の規定に基づき、岡垣町水防本部（以下「水防本部」という）における水防事務の調整及びその円滑な実施に必要な事項を規定し、もって管内の洪水または高潮に際して水害を警戒及び防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

１　水防組織
２　洪水予報
３　重要水防区域
４　情報の収集
５　気象予警報等伝達計画
６　避難計画

１　水防組織

福岡管区気象台からの気象情報または九州地方整備局からの水防警報の通知を受け、必要と認めたときは、役場庁舎内に水防本部を設置する。

ただし、災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部の指揮下に入るものとする。

（１）水防本部設置時の組織

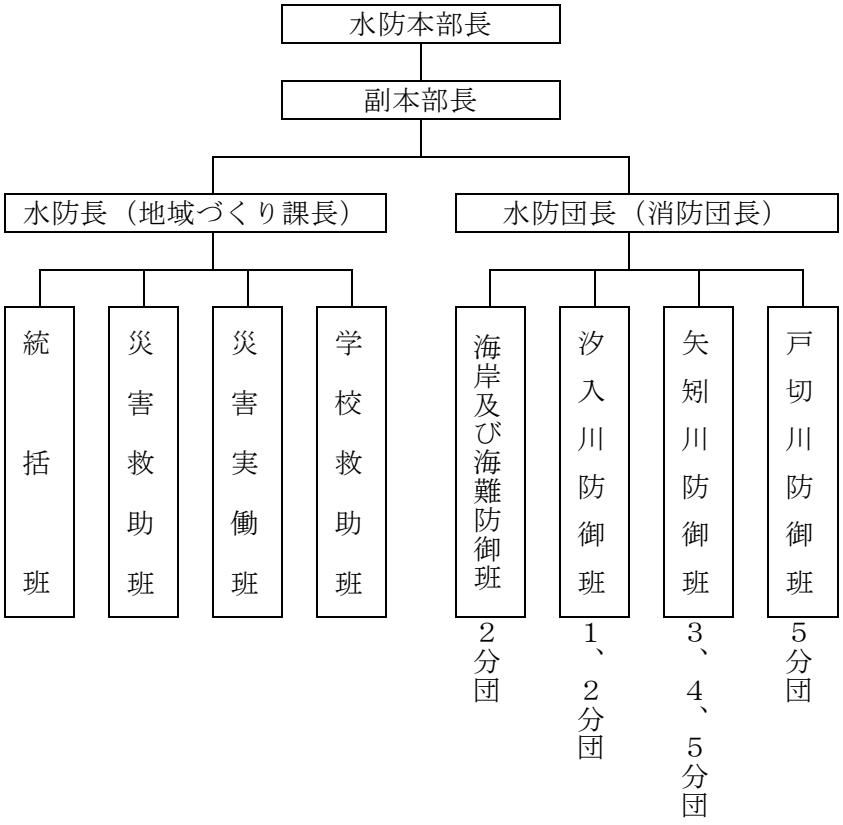

２　洪水予報

洪水予報は、（資料編Ｐ.18）による。

３　重要水防区域

岡垣町における重要水防区域として、危険区域、河川等の危険区域、知事管理区間重要水防箇所（河川）、知事管理区間重要水防箇所（海岸）が設定されている。（資料編Ｐ.32～40）

４　情報の収集

通信連絡体制については、本章　第４節　「情報の収集・伝達計画」（Ｐ.62）による。

５　気象予警報等伝達計画

（１）気象予警報等伝達組織

気象予警報等伝達組織については、本章　第４節　「情報の収集・伝達計画」（Ｐ.62）による。

（２）津波警報伝達

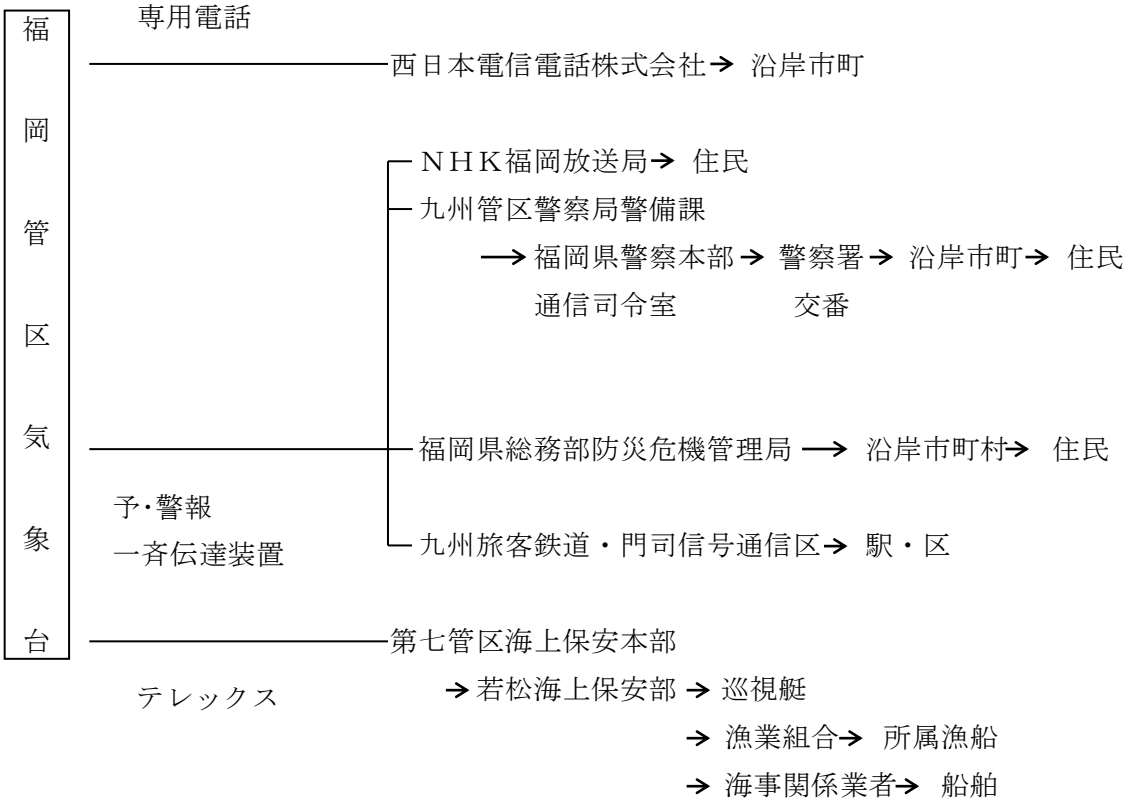

６　避難計画

避難計画については、本章 第９節「避難対策計画」（Ｐ.73）による。
なお、水防信号については、（資料編Ｐ.41）による。

第９節　避難対策計画

災害が発生した場合または災害の発生が予想される場合には、さし迫った危険から住民の生命を守るとともに、倒壊、流失等により住家を失った被災者を一時収容するための指定避難所の開設や避難準備情報、避難勧告、避難指示、避難誘導等について定めるものとする。

１　避難の準備情報・勧告・指示
２　避難の実施機関
３　指定避難所の選定
４　避難の準備情報・勧告・指示の伝達
５　避難の方法
６　警戒区域の設定
７　指定避難所の開設と運営

１　避難の準備情報・勧告・指示

（１）避難準備情報

町長は、町民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、避難勧告及び避難指示のほか、地域住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報の伝達を行う。

なお、避難準備情報の発令基準は、町が別途定める「避難勧告等の発令基準マニュアル」による。

（２）避難の勧告、指示

町長は、災害の危険がある場合若しくは災害が発生した場合において、住民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、危険地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告または指示するものとする。

なお、避難勧告・指示の発令基準は、町が別途定める「避難勧告等の発令基準マニュアル」による。

ア　町長は、避難勧告または指示の可否を決定し、災害対策本部会議に必要な措置を指示するものとする。

イ　災害対策本部会議は、本部長が地域づくり課長に意思の決定を連絡し、併せて必要な措置を指示する。また、必要な場合には、遠賀郡消防本部、警察署及び自衛隊に対し、避難勧告または指示の実施に関し協力を依頼する。

ウ　町長は、避難勧告または指示を発令した場合または消防職員、警察官、自衛官等から避難勧告または指示を行った旨の通報を受けた場合は、次の事項を知事に対し、直ちに報告する。また、必要に応じて指定避難所として利用する施設の管理者に連絡し、協力を依頼する。

報　　告　　事　　項
・避難勧告または指示の発令者 ・発令の日時 ・発令の理由 ・避難対象者（地区名、対象戸数、人員） ・避難先

2　避難の実施機関

避難の勧告または指示は、下表の要領にて行う。

No.1

指示権者	勧告権者	関係法令	対象となる災害の内容（要件・時期）	勧告または指示の対象	勧告または指示の内容	取るべき措置
市町村長（委任を受けた吏員または消防職員）	市町村長（委任を受けた吏員または消防職員）	災対法第60条第1項	全災害 ・災害が発生しまたは発生の恐れがある場合 ・人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。 ・急を要すると認めるとき。	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立退き勧告・指示 立退き先の指示	知事に報告（窓口：防災危機管理局）
知事（委任を受けた吏員）		災対法第60条第5項	・災害が発生した場合において、当該災害により市町村がその全部または大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官		災対法第61条 警察官職務執行法第4条	全災害 ・市町村が避難のため立退きを指示することができないと警察官が認めるとき、または市町村長から要求があったとき。 ・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者 危害を受ける恐れのある者	立退き指示 避難の措置（特に急を要する場合）	災対法第61条による場合は、市町村長に通知（市町村長は知事に報告）

No.２

指示権者	勧告権者	関係法令	対象となる災害の内容（要件・時期）	勧告または指示の対象	勧告または指示の内容	取るべき措置
海上保安官		災対法第 61 条	全災害 ・市町村が避難のため立退きを指示することができないと海上保安官が認めるとき、または市町村長から要求があったとき。	必要と認める地域の居住者、滞在者､その他の者	立退き勧告・指示	市町村長に通知（市町村長は知事に報告）
自衛官		自衛隊法第 94 条	・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受ける恐れのある者	避難について必要な措置（警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る）	警察官職務執行法第４条の規定の準用
知事（その命を受けた県職員）		地すべり等防止法第 25 条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認められるとき。	必要と認める地域の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告
知事（その命を受けた県職員） 水防管理者		水防法第 29 条	洪水または高潮による災害 ・洪水または高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	同上	同上	同上

（注）

・「勧告」とは、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧めるまたは促す行為をいう。

・「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

３　指定避難所の選定

災害の状況に応じて開設する指定避難所は、町が指定した指定避難所の内から選定する。

また、必要に応じて、あらかじめ指定された指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定避難所として開設を行う。さらに、避難行動要支援者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を指定避難所として借り上げる等、多様な指定避難所の確保に努めるものとする。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するよう努めるものとする。

４　避難の勧告・指示の伝達

（１）避難の勧告・指示の伝達系統は次のとおりである。

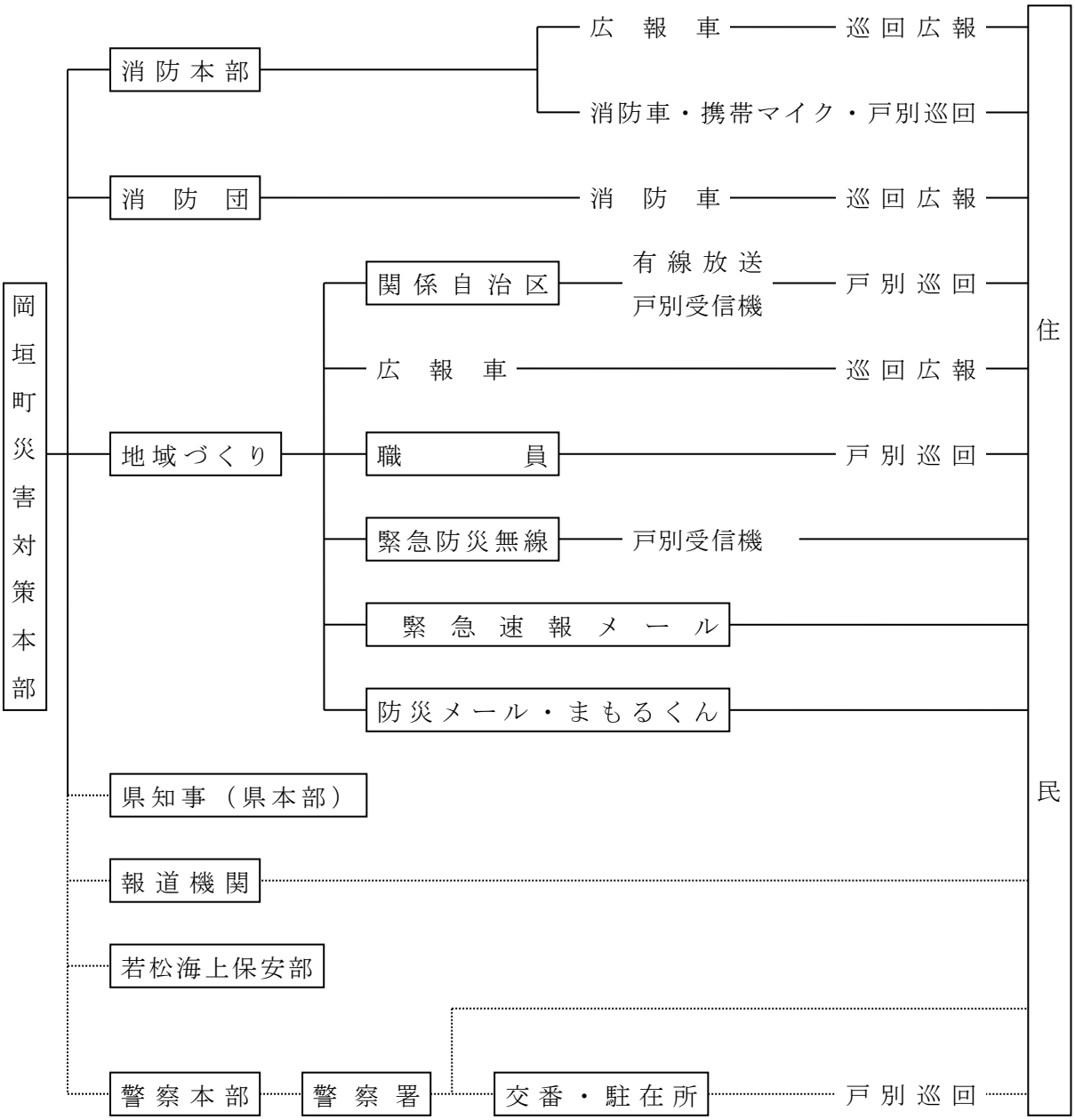

（注）┈┈ は、報告または通知を示す。

（２）避難の勧告・指示の際の伝達事項

避難の勧告・指示の内容は、次のとおりとする。なお、避難の勧告・指示の伝え方及び例文は、（資料編Ｐ.43～48）による。

・避難の勧告・指示の発令者
・避難の理由
・避難勧告・指示の対象範囲
・開設した指定避難所
・避難の誘導者
・避難経路
・注意事項（戸締まり、携行品、服装、火気など）

５　避難の方法

（１）避難誘導員

避難勧告・指示の際の避難誘導は、職員、警察官、消防職員、消防団員が自治区長等の協力を得て行う。

（２）避難者の避難先と誘導

避難勧告・指示の際に避難者をどこへ誘導するかは、その災害の形態や避難の理由により異なるが、概ね次のとおりである。

ア　大規模な火災のとき。

必要に応じて指定緊急避難場所又は指定避難所に避難する。臨時に近くの都市公園等の広場等に集合した場合にも、なるべく早い時点で指定緊急避難場所又は指定避難所へ移動する。

イ　浸水のとき。（自主避難）

直接指定緊急避難場所又は指定避難所に避難する。ただし、避難のための立退きを行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保を指示する。

ウ　建物が被害を受けたとき。

緊急を要するときは、一時的に屋外へ誘導し、後に指定緊急避難場所又は指定避難所へ誘導する。

・避難の際は、高齢者及び障害者等の避難行動要支援者を優先させるようにする。

（３）避難者の移送

町は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた指定避難所が使用できない場合、あるいは指定避難所に収容しきれなくなった場合には、県、警察及び他市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

６　警戒区域の設定

町長は、災害対策基本法第 63 条第 1 項の規定に基づき、災害が発生し、または発生しようとしている場合、人の生命や身体に対する危険防止のため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外に対して当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又その区域から退去を命ずることができる（警戒区域設定権）。

町長及び町長の委任を受けた職員は、住民の保護を目的として、警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外の立入禁止、退去を命ずることができる。（災害対策基本法第 63 条）

７　指定避難所の開設と運営

（１）指定避難所の開設時期及び期間

災害が発生し、災害救助法の適用を受けるときは、同法の規定により指定避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する場合は、知事の事前承認を受けるものとする。

（２）開設の手順

指定避難所の開設は、次の手順に従って行う。

・開設の決定と場所の選定割当て（指定避難所の中から選定）
・関係自治区への指定避難所開設の周知
・避難者の収容

（３）指定避難所の開設

指定避難所の開設に当たっては、指定避難所に充てられた施設の管理者が行う。

（４）指定避難所の運営

ア　指定避難所の運営責任者

指定避難所の運営責任者は各施設管理者とし、その運営は各施設管理者が中心となって行う。また、双方で対処しきれない場合は、応援体制をとる。

イ　避難状況の把握と報告

運営責任者は次の事項を本部長に報告しなければならない。報告を受けた町長は、県及び警察署等関係機関へ、直ちに報告するものとする。

・開設の日時、場所、施設名
・収容人員とその名簿
・食糧等の要否、食糧の必要量

ウ　食糧その他物資の支給

地域づくり課は、本部長の指示に従って配分計画を立て公正に実施する。

エ　運営状況の報告と記録

運営責任者は、地域づくり課を経由して収容者の状況を報告する。

第１０節　避難行動要支援者の支援

災害時には、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の避難からその後の生活に至るまでの各段階においてきめ細かな支援策を総合的に講ずるものとする。

１　要配慮者に係る対策
２　高齢者及び障害者等に係る対策
３　避難対策
４　生活の場の確保
５　外国人にかかる支援対策

１　要配慮者に係る対策

災害の発生に際しては、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確な対応等を行っていくことが重要であることに鑑み、町は、以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

（１）災害時要援護者を発見した場合には、当該本人の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。

ア　指定避難所（必要と認められる場合は福祉避難所）への誘導・移送
イ　必要と認められる場合の社会福祉施設等への緊急入所
ウ　居宅における生活が可能な場合の在宅福祉ニーズの把握

（２）要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後速やかに、全ての指定避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

２　高齢者及び障害者等に係る対策

町は、指定避難所や在宅における避難行動要支援者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障害者等に係る対策を実施する。

（１）被災した高齢者及び障害者等の迅速な把握に努める。

（２）掲示板、広報紙、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障害者等に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

（３）指定避難所等において、適温食と高齢者及び障害者等に適した食事を工夫する。

（４）指定避難所等において、被災した高齢者及び障害者等の生活に必要な車いす、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するため相談体制を整備する。

（５）被災した高齢者及び障害者等の生活確保に必要な車いす、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行う。

（６）関係団体、関係施設を通じ、協力要請を行う等当該物資の確保を図る。

（７）指定避難所や住宅における高齢者及び障害者等に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

３　避難対策

計画内容は、本章第９節「避難対策計画」（Ｐ．73）による。

４　生活の場の確保

町は、以下により、高齢者及び障害者等の生活の場を速やかに確保することとする。

（１）応急仮設住宅の建設供与

計画内容は、本章第２１節「応急仮設住宅計画」（Ｐ．103）による。

（２）公営住宅・一般住宅の確保

計画内容は、本章第２１節「応急仮設住宅計画」（Ｐ．103）による。

５　外国人に係る支援対策

町は、災害時に外国人が孤立しないよう、報道機関と連携し、テレビ・ラジオ等を活用した外国語による災害情報の提供に努める。

第１１節　救出計画

災害のため、生命・身体に危険が及んでいる者、あるいは生死不明の状態である者を救出しまたは捜索するために次のような対策を定める。

１　救出の実施機関
２　救出の実施方法

１　救出の実施機関

実施機関・責任者	適用内容	根拠法
県警察 消防機関	災害により住民の生命、身体、財産に危険が迫った場合、危険状態からの救出	警察法第２条 警察官職務執行法第４条 消防組織法第１条
警察官	災害による遺体の見分	死体取扱規則第４条
知事	遺体の捜索、処理、埋葬及び障害物の除去	災害救助法第２条、第 23 条
町長	被害者の救出 災害時における身元不明、原因不明の遺体の取扱い	災害救助法第２条 災害救助法施行令第１条 行旅病人及び行旅死亡人取扱法第２条

ア　関係機関等への応援要請

町長は、災害により火災が同時に発生して、遠賀郡消防本部及び消防団による救出が困難なときは、状況に応じ下記の機関に協力を求める。

・消防相互応援協定により、隣接自治体に協力要請をする。
・警察官・自衛隊に協力要請をする。
・民間団体等に協力要請をする。

２　救出の実施方法

（１）救助・救急の方法及び対象

警察署、消防署、消防団は、救助・救急に必要な部隊を編成し、実情に応じた救助・救急活動を実施するものとする。

ア　救助・救急方法

上記により救助活動に当たるものとするが、風水害等においては、被災地が広域にわたること及び救助・救急事案の同時多発等が予想されるので、このような場合は、関係機関及び住民に対して救助・救急活動の協力を求める。

イ　救助・救急の対象

救助・救急の対象は、現に生命身体が危険にさらされ、早急に救助・救急しなければならない者で、概ね次のような場合である。

・倒壊家屋の下敷きになった場合
・流失家屋及び孤立したところに取り残された場合
・山崩れ、地すべり等の生き埋めになった場合
・大規模な爆発、自動車または航空機等による大事故（集団災害）が発生した場合
・火災時に火中に取り残された場合
・行方不明の者が諸般の情勢から生存していると推定される場合
・行方がわかっているが生存しているかどうか明らかでない場合
・群衆の雑踏により多数の死傷者が生じた場合

（２）救急体制

ア　医療機関との連絡調整

救急業務を実施するに当たり、傷病者を受け入れるべき医療機関との連絡調整については、医師会と随時連絡して、協力体制の確立を期するものとする。

第１２節　食糧供給計画

風水害が発生した場合には、家屋の流失、損壊等のため多数の地域住民が食糧と自炊手段を失うことが考えられ、その場合における被災者への食糧の供給について、次のように定める。

１　方針
２　食糧供給の実施責任者
３　食糧の供給
４　食糧の調達方法
５　食糧の輸送と集積地
６　炊き出し
７　災害救助法が適用された場合の措置

１　方針

（１）基本的な考え方

ア　給食は、食糧供給機能の停滞により生命に危険が及ぶ可能性のある高齢者及び障害者等の避難行動要支援者に対し優先的に実施する。

イ　当初にあっては、被害を受けていない公共施設等の給食施設での炊き出し及び弁当業者、製パン業者等からの弁当・生パンの調達により給食を実施する。

なお、この場合、弁当業者、製パン業者等には各指定避難所等までの配送を含めて依頼し、職員及び公有車両による輸送は原則として行わない。

ウ　イによる給食を待つことができない場合の緊急避難的措置として備蓄食糧等を供給するが、できるだけ早期にイによる給食に切り替える。

エ　給食活動を効率的に実施するため、給食場所は指定避難所等に限定する。

オ　エ以外の施設等への直接の配送は以下のような場合に実施する。

①災害により孤立し、食糧調達に困難が予想される地域

②病院、社会福祉施設等の傷病人、要配慮者関係の施設

カ　住民等においては以下のように対応する。

①２～３日間は、原則として、指定避難所に収容された以外の住民については、住民自身が備蓄している食糧で対応する。

②住民相互で助け合う。

２　食糧供給の実施責任者

実施責任者は本部長とし、供給の指示は地域づくり課長が行う。災害救助法の適用後の救助事務は、国の責任において知事が行う（法定受託事務）。

町長は、知事により救助事務を行うこととされた場合または相当の被害があると判断され、知事の実施を待つことができない場合に、知事の補助（法定受託事務）として実施する。

３　食糧の供給

（１）対象者

・避難指示等に基づき、指定避難所に収容された人
・住家が被害を受け、炊事の不可能な人
・旅行者、町内通過者で、他に食糧を得る手段のない人
・ライフラインの寸断等のため調理不可能な社会福祉施設の入所者
・救助活動に従事する人（注：災害救助法の対象者にはならない。）等

（２）応急食糧の種類

災害発生時の応急食糧としては、既成食料品、米穀、粉ミルクを基本とする。

（３）必要数の把握と報告

地域づくり課により把握した食糧の必要数を災害対策本部に報告し、本部長は供給数を決定する。

４　食糧の調達方法

災害時における食糧等の確保に際しては、ＪＡ北九及び商工会や大型スーパー等の供給協力協定により調達するものとする。

町の調達食糧に不足が生じたり調達不可能な時は、町長は災害応急食糧を知事及び隣接市町に対し応援を要請する。

５　食糧の輸送と集積地

（１）食糧の輸送

調達先より、集積地または指定避難所に直接搬入してもらうこととするが、それが不可能な場合に限り、食糧を指定の集積地に集め地域づくり課の指定する指定避難所へ輸送する。

（２）食糧の集積地

食糧の集積場所は町役場とするが、災害の状況によっては交通及び連絡に便利な公共施設等とする。

６　炊き出し

炊き出しは、町の公共施設等で行うものとし、給食調理員等が中心となって行う。また、ボランティア団体、婦人会等に協力依頼をするとともに、町内の飲食店にも炊き出しの依頼を行い、食糧確保に努める。

７　災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の食糧活動に係わる費用や期間等については、「福岡県地域防災計画」によるものとする。

第１３節　給水対策計画

災害のため、飲料水が枯渇または汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない人に対し、次のように最小限度必要な飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

１　方針
２　給水の実施責任者
３　給水対象者と需要範囲の把握
４　給水拠点
５　給水用資材の調達
６　給水の実施方法
７　水道施設の応急復旧
８　災害救助法が適用された場合の措置

１　方針

（１）基本的な考え方

災害時においては、断水や汚染により、応急給水が必要とされる。応急給水には、大きく分けて、搬送給水と拠点給水があるが、搬送給水は、その運用に多数の人員が必要とされるため、応急復旧を速やかに行うためには、できるだけ拠点給水で対応することが望ましい。また、指定避難所等や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要がある箇所については、事前に把握し、災害発生後の速やかな給水の確保を図る必要がある。

（２）応急給水の目標水量

給水量については、災害発生後３日間については、飲料水として３ﾘｯﾄﾙ／人・日を目安とし、応急復旧の期間としては約４週間を目標として、実態に即して給水レベルごとに、目標水量を設定する。

２　給水の実施責任者

実施責任者は本部長とし、水道からの水の供給は上下水道課が行う。

３　給水対象者と需要範囲の把握

ア　給水対象者

給水対象者は、災害のため水道施設等に被害を受け、現に飲料に適する水を得ることができない者。

イ　需要範囲の把握と報告

災害発生によって町全域の給水機能が停止し、復旧に時間を要すると判断される場合は、直ちに応急給水業務を開始する。

町の一部の地域で給水が停止した場合は、上下水道課が需要範囲を把握する。町内全域の状況を把握の後、災害対策本部へ報告し、復旧に時間を要すると判断される場合は、直ちに応急給水業務を開始する。

町のみでは、飲料水の確保、給水等が困難なときは、水道相互応援協定等応援を要請する。

4　給水拠点

給水は、各家庭への戸別給水ではなく、指定した給水拠点での集中給水とする。

5　給水用資材の調達

応急給水用として、町に備蓄している資機材は、下記の通りとする。

名　称	容　量	台　数
給水タンク	1トン	2基
給水タンク	500ﾘｯﾄﾙ	2基
ポリタンク	10ﾘｯﾄﾙ	10基
非常用給水器	6ﾘｯﾄﾙ	1,100個

6　給水の実施方法

ア　応急飲料水の確保順序

応急給水に使用する水は、次の順序に従って確保していく。

・町の浄水場及び配水池の水

・飲料貯水槽（公共・民間）の水

イ　給水目標

給水の条件	給水量の基準	備考
1災害救助法を適用した場合で､飲料水の確保が困難なとき。	1人一日当たり3リットル	飲料水のみ
2飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき。	飲料水+雑用水14リットル	洗面、食器洗い
3感染症予防法により知事が飲料水施設の使用禁止を命じた場合	飲料水+雑用水20リットル	2+洗濯用水
4 3の場合が比較的長期にわたるとき必要の都度	飲料水+雑用水35リットル	3+入浴用水

ウ　給水方法

水道配管等の施設が災害により被害を受けて断水した場合には、上下水道課で備蓄している給水容器等により給水する。また、同時に隣接自治体に供給の協力依頼を行う。

７　水道施設の応急復旧

災害のため、上水道施設に被害の発生の恐れがある場合または発生した場合において、町長は、岡垣町指定給水装置工事事業者の協力を得る必要があると認めたときは、事業者の出動を要請し、上水道施設の防護措置または応急措置を講ずるものとする。

８　災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の給水に係わる費用や期間等は、「福岡県地域防災計画」に定めるところによる。

第１４節　生活必需品等の供給対策計画

被災者に支給する寝具（毛布）や衣料等、生活必需品の確保と供給を迅速・確実に行うため、次のように定める。

１　方針
２　実施責任者
３　給(貸)与の対象者と給(貸)与品目
４　生活必需品の調達方法
５　生活必需品の輸送
６　災害救助法が適用された場合の措置

１　方針

（１）基本的な考え方

ア　生活必需品等の供給は、その欠如により身体に損傷が及ぶ可能性のある避難行動要支援者（高齢者及び障害者等）に対し優先的に実施する。

イ　当初にあっては、町備蓄の毛布の配布及び協定業者から生活必需物資を調達し、配付する。

ウ　住民等においては以下のように対応する。

・２～３日間は、原則として住民が備蓄している非常持ち出し品で対応する。
・住民相互で助け合う。
・在宅の避難行動要支援者への生活必需物資の配送等は地域で対応する。

エ　事態がある程度落ちついてきた段階では、被害状況別、指定避難所別、世帯別等に配給計画を立てて、自主防災組織、さらにはボランティア等の協力を得て迅速かつ正確に実施するものとする。

オ　協定の運用に関しては、日頃から協定業者と協定の内容、実務担当者等を確認し、緊急時の運用に支障が生じないようにする。

２　実施責任者

生活必需品の供給実施責任者は町長とし、給(貸)与は地域づくり課が当たる。

災害救助法の適用後の救助事務は、国の責任において知事が行う（法定受託事務）。

町長は、知事により救助事務を行うこととされた場合または相当の被害があると判断され、知事の実施を待つことができない場合に、知事の補助（法定受託事務）として実施する。

３　給(貸)与の対象者と給(貸)与品目

（１）給(貸)与対象者

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）または床上浸水等で、生活上必要な家財等がそう失またはき損し、しかも資力の有無にかかわらず、物資の販売機構の混乱により生活必需品等を直ちに入手できない状況にある者を対象者とする。

（２）給(貸)与品目

給与または貸与の品目は、次の通りとする。

・寝具（毛布、布団等）
・被服（肌着、大人用紙おむつ等）
・炊事道具（鍋、炊飯用具、庖丁等）
・食器（茶わん、皿、はし等）
・保育用品（ほ乳びん、紙おむつ等）
・光熱材料（マッチ、ローソク、懐中電灯、電池、簡易コンロ等）
・日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、乾電池）
・衣料品
・その他

４　生活必需品の調達方法

・生活必需品の調達は、商工会を通じて町内業者及び大型スーパー等から必要な品目を総務課が調達する。
・町の調達数量に不足を生じたとき、または調達不能なときは、町長は県に調達を要請する。

５　生活必需品等の輸送

調達先より、集積地または指定避難所に直接搬入してもらうこととするが、それが不可能な場合に限って、総務課は、指定の集積地（町役場）から指定避難所へ緊急輸送する。

６　災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の生活必需品等の供給活動に係わる費用や期間等は、「福岡県地域防災計画」によるものとする。

第１５節　医療・助産対策計画

医療機関の機能が停止し、または不足・混乱して、被災地の住民が医療の途を失うような状態になった場合、被災地の住民に医療または助産等の処置を施し、被災者の保健の万全を図る。そのために、次のことを定める。

１　医療・助産対策の実施責任者
２　医療・助産の対象者
３　医療救護活動
４　災害救助法が適用された場合の措置

１　医療・助産対策の実施責任者

町長は医師会と協議調整し、あらかじめ医療救護班を編成する。

２　医療・助産の対象者

医療及び助産を必要とする状態にもかかわらず、災害のため医療や助産の途を失った者を対象者とする。

３　医療救護活動

災害対策本部の健康づくり課は、医療救護班と緊密な連絡をとり、医療・助産活動に万全を期す。

なお、医療救護に関する救急病院、医師会会員、歯科医師会については、（資料編Ｐ.49～52）のとおりである。

（１）医療救護所の設置

町は、災害により被災地の医療機関では対応しきれない場合に、町役場、公民館、各小・中学校、町内各病院など指定避難所あるいは指定避難所の近く等に医療救護所を設置し、被災者及び消防機関等救助活動に従事する機関に周知する。

（２）医療救護班の派遣等

町長は、災害の状況に応じ適切な医療を行うため、医療救護班を医療救護所、指定避難所等に派遣する。

ア　医療救護班の編成

医療救護班は、原則として医師、薬剤師、看護師、補助員で構成する。

イ　医療救護活動連絡指令体制

医療救護に関する指令については、災害医療情報センター（福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所）を利用し、町長が災害規模に応じて一元的かつ効率的に実施する。

ウ　連絡指令方式

町長は、地区医師会長の協力の下、医療救護班の出動要請、近隣市町への応援要請を行い、必要に応じて知事に、被災地域外からの救護班の派遣及び後方医療活動等（以下「広域支援」という。）を要請する。

エ　医療救護活動の実施及び業務

医療救護班は、町長または委任を受けた被災地医師会が設置した医療救護所（指定緊急避難場所、指定避難所、災害現場、被災地周辺医療施設等に設置）において次の業務を行う。

・傷病度合によるトリアージ（トリアージタッグを使用）等
・医療救護
・助産救護
・死亡確認
・死体検案

（３）後方医療体制の整備

医療救護所で手当てを受けた傷病者のうち、重傷者は医療機関による医療が必要である。このため遠賀中間医師会の協力のもとに、後方医療体制の整備を図る。

（４）負傷者等の搬送

医療救護所は、負傷者に応急的な治療を施す場所であるから、さらに医療行為を必要とする重傷患者は、後方医療施設へ搬送する。搬送は消防署に要請するほか、仮設救護所にはそれぞれ搬送用の車両を備えておく。

（５）医療器具、医薬品等の調達

医療救護活動に必要な医療器具や薬品等は、医師会の協力を得て調達する。

４　災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の、医療・助産活動に係わる費用や期間等の措置は、「福岡県地域防災計画」によるものとする。

第１６節　遺体の捜索・処理・埋葬対策計画

災害によって死亡したと推定される者の捜索及び遺体の収容･処理･埋葬等については、以下のように定める。

１　遺体の捜索・処理・埋葬対策実施責任者
２　遺体の見分場所、安置場所の確保
３　遺体の捜索
４　遺体の処理・収容
５　遺体の埋葬

１　遺体の捜索・処理・埋葬対策実施責任者

町長が責任者となり、地域づくり課が関係機関の協力のもとに実務に当たる。災害救助法の適用後の救助事務は、国の責任において知事が行う（法定受託事務）。

町長は、知事により救助事務を行うこととされた場合または相当の被害があると判断され、知事の実施を待つことができない場合に、知事の補助（法定受託事務）として実施する。

２　遺体の見分場所、安置場所の確保

遺体の見分場所または安置場所については、公共施設または寺院等の管理者とあらかじめ協議し選定しておくとともに、関係機関と連携し確保に努めるものとする。

３　遺体の捜索

（１）捜索体制

遺体の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索は、遠賀郡消防本部、消防団、県、警察署、第七管区海上保安本部及び自衛隊の協力のもとに実施し、遺体を発見したときは、速やかに収容する。

４　遺体の処理・収容

（１）処理・収容体制

警察署による検視（見分）を終えた遺体は、警察署の協力を得て、遺体収容所（安置所）に輸送し、収容する。

（２）遺体の処理

以下の項目について処理を行うが、変死体は警察の検視後に遺体の処理を行う。

遺体の洗浄、縫合、消毒等
検索（死因等の医学的な検査）　医師会の協力による。
遺体の一時保存

（３）遺体の収容

ア　遺体収容所（安置所）の開設

町は、被害現場付近の適切な場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当なところ）に遺体収容所（安置所）を開設し、遺体を収容する。

また、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納棺し次のような氏名と番号を記載した「遺体氏名札」を棺に貼付する。

遺　体　氏　名　札

岡垣町災害遺体 第　　号 氏　　名

イ　身元の確認

町は、警察署と協力して、身元不明遺体の引取人を調査する。

なお、遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族または自治体に連絡の上、遺体を引き渡すものとする。

（４）遺体の取り扱いに必要な資機材の整備

町は、早期の身元確認、遺族への遺体引き渡し及び遺体の取り扱いに伴う感染症等の事故を防止するための資機材を整備し、災害発生時に遺体検視場所及び遺体安置場所への配備に努めるものとする。

５　遺体の埋葬

（１）遺体の埋火葬

遺体を火葬にする場合、町は災害遺体送付表を作成の上火葬場に送付する。災害時における死亡者の火葬について、必要がある場合には、町長は、知事の許可を受けて応急仮設火葬場を設置するものとする。

遺族・親族等遺骨及び遺留品の引取りを希望する者がある場合、町は遺骨及び遺留品処理票によって整理の上引き渡す。

遺骨及び遺留品票

岡垣町災害遺体 第　　号	氏　名		男・女
遺体が収容された場所			
火　葬　場　名			
遺　留　品			

（2）身元不明遺体の仮埋葬

遺族・親族の判明しない遺骨は、寺院に一時保管を依頼して、遺族・親族等が分かり次第引き継ぐものとする。無縁の遺骨は、無縁墓地に埋葬する。

火葬または仮埋葬した遺体は、遺留品とともに遺骨遺留保管所に保管し、１年以内に引取人の判明しないときは、身元不明遺体として町の定める場所に移管する。

＜火葬場＞

火葬場名	所在地	管理者	炉数 灯油	１日処理能力
天生園	遠賀町大字上別府	遠賀・中間広域行政事務組合	6	２４

第１７節　障害物の除去対策計画

災害によって発生した障害物には、道路上の障害物、河川での障害物、住宅関係の障害物などがある。避難や災害復旧等の妨げとなるものを除去し、被災者が当面の日常生活を営むことができるようにするために、次のことを定める。

１　道路関係障害物の除去対策
２　河川関係障害物の除去対策

１　道路関係障害物の除去対策

（１）実施責任者

道路上の障害物の除去は、原則として道路管理者が行う。

（２）障害物除去の方法

ア　道路管理者は土砂量等を調査して町長に報告し、これに基づいて具体的な対策を定めて実施する。また、必要に応じて岡垣町建設業協同組合に協力を求める。（資料編Ｐ.53）

イ　優先的に障害物を除去すべき道路は以下の順位とする。

①地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路
②災害の拡大防止上重要な道路
③緊急輸送を行う上で重要な道路
④その他応急対策活動上重要な道路

２　河川関係障害物の除去対策

（１）実施責任者

実施責任者は町長とし、町長の指示により都市建設課が除去対策を行う。

（２）障害物除去の方法

河川の氾濫や橋りょうの流出などを防止するため、道路管理者、河川管理者、警察等の関係機関と協議し、その方法を検討する。

第１８節　輸送対策計画

災害が発生した場合、り災者を避難させるための輸送及び救助の実施に必要な人員と救助物資の輸送に万全を期さなければならない。災害時の輸送を迅速かつ円滑に実施するため、所要の車両及び施設に関して次のことを定めて実行する。

１　実施責任者
２　輸送対象
３　緊急輸送車両の確認と確保
４　輸送方法
５　ヘリコプターによる輸送

１　実施責任者

・実施責任者は町長とし、地域づくり課がその任務を代行する。
・必要とする車両等は、総務課が調達する。
・地域づくり課は、交通関係諸施設等の被害状況及び復旧状況について、状況に応じた対応方法を考慮する。

２　輸送対象

（１）人員

災害時に優先輸送されるべき人員は、被災者、避難者、医療（助産）救護を要する人、救急・救助のための要員とする。

（２）物資

優先輸送されるべき物資は、医薬品・医療用資機材、災害復旧用資機材、車両用燃料、食糧品、生活必需品等の救護物資などとする。

３　緊急輸送車両の確認と確保

（１）緊急輸送車両等の確保

ア　町は、あらかじめ定めた災害時における輸送車両等の運用計画及び調達計画により、人員及び物資等の輸送手段を確保する。

イ　町は、輸送車両等が不足する場合、本章第２節「防災関係機関の応援要請」に定める市町村間の相互応援要請等に基づき、他の市町村に対して輸送車両等の派遣を要請する。

ウ　町は、必要な輸送車両等の確保が困難な場合、次の事項を明示して県に調達あっせんを要請する。

①輸送区間及び借上げ期間
②輸送人員、物資の品名、輸送量
③車両等の種類及び台数
④集結場所及び日時
⑤その他必要な事項

４　輸送方法

（１）輸送路の確保実施

道路被害状況、復旧見込み状況の情報収集には、都市建設課及び産業振興課が当たり、速やかに本部長に報告する。

輸送ルートは、緊急輸送道路の確保順位を勘案して道路被害状況を検討し、最も適切なルートを選定する。

（２）車両の確保等

町所有の車両を活用するとともに、町内の輸送業者及び住民の協力を依頼し、輸送力の確保に万全を期する。

５　ヘリコプターによる輸送

空路からの救助物資輸送時のヘリポート設置予定場所とヘリコプターからの物資投下地を次のとおり定める。

＜設置予定場所・物資投下地＞

名　　称	住　　所	電話番号
岡垣中学校	野間３－１－１	282-1333
岡垣東中学校	山田峠２－５－１	283-3443
内浦小学校	原　８　６　５	282-0116
吉木小学校	吉木西１－１７－５	282-0174
海老津小学校	海老津１－２１－１	282-7110
山田小学校	東山田１－１６－１	282-1120
戸切小学校	戸切１１８１－９	282-0092
町民総合グラウンド	中央台 6-204-2	282-6111
松ヶ台グラウンド	野間 796 番地 5	282-0162

第１９節　防疫・保健衛生対策計画

災害時には、水道の断水または家屋の浸水等の被害による感染症の発生を予防するとともに、生活環境の悪化の防止を図る必要がある。そのため家屋内外の消毒を実施し、感染症患者を早期に発見するための各種検査、予防措置の方法等について次のように定めるものとする。

１　防疫・保健衛生対策の実施責任者
２　防疫体制
３　保健衛生体制

１　防疫・保健衛生対策の実施責任者

町長が実施責任者となり、実施に健康づくり課が当たる。

２　防疫体制

（１）防疫実施班の編成

健康づくり課は、組織を編成し防疫活動体制を整えるものとする。

（２）防疫活動

町は、知事の指示及び指導に基づき、次の業務を実施する。

ア　消毒の施行

・消毒：浸水家屋に対する消毒は次のとおり、感染症予防指定消毒剤及び殺菌剤入り粉剤を自治区を通じて希望者に配布し、消毒を行うよう指導する。

方法＼種類		予防指定消毒剤（室　内）	石　灰（床下便所等）	さらし粉（井戸）	オルソ（床下、屋外）
消毒方法	床上浸水	１戸当　250ml	１戸当　６kg	１戸当　200ｇ	１戸当 100ml
	床下浸水	１戸当　250ml	１戸当　40ｇ	１戸当　200ｇ	１戸当 100ml
取扱上の注意		水 100ml に対して予防指定消毒剤５ml、原液が直接皮膚にかからないように注意。	乳幼児の手の届かないように注意。	水 100ml に対してさらし粉５g､乳幼児の手に届かないように注意。	水 10 ﾘｯﾄﾙに対してオルソ 100ml､皮膚・飲食物・食器・おもちゃ等にかからないように注意。

イ　ねずみ族、昆虫等の駆除

・ねずみ族昆虫駆除：害虫が発生した場所、または発生する可能性のある場所等を次表の要領で重点的に駆除する。

種類／方法		ＤＤＶＰ油剤（室内床面床下）	殺虫剤（便所）
消毒方法	床上浸水	１戸当たり　1.6㍉	１戸当たり　40ｇ
	床下浸水	１戸当たり　0.8㍉	１戸当たり　40ｇ
取扱上の注意		薬剤が身体にかからないように注意。	皮膚・飲食物・食器・おもちゃ等かからないように注意。

(注)全ての薬剤・薬液は、乳幼児の手の届かない暗室に保管すること。

（３）防疫用薬剤及び資機材の調達

薬剤及び資機材の確保・調達は健康づくり課が行う。（資料編Ｐ.54）

３　保健衛生体制

被災者への保健衛生対策については、健康状態や栄養の摂取状況の把握をまず行った上で、指導や相談に応じることを基本として、以下により対応する。

（１）保健衛生班の編成

健康づくり課は、保健衛生活動を行うため組織を編成し保健衛生体制を整えるものとする。

（２）保健衛生活動

ア　健康相談の実施

町は、以下の巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

①指定避難所や被災家庭の生活環境の把握と改善指導、被災者の健康相談

②応急仮設住宅入居者の健康・生活改善指導

③メンタルケアの実施

イ　栄養相談の実施

町は、以下の巡回栄養相談等を行う。

①指定避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言

②指定避難所、応急仮設住宅等の被災者等に対する栄養相談・指導

第２０節　環境衛生対策計画

災害時には、家屋の冠水や損壊等により大量にごみが排出される。また、上下水道の損壊や処理機能の低下等のため、未処理のし尿が大量に排出することが考えられる。
そのため、ごみ、し尿の収集処理の方法、処理施設の応急復旧の方法について、遠賀・中間地域広域行政事務組合との連携のもと、以下のように定める。

１　環境衛生対策実施責任者
２　ごみ処理の方法
３　し尿処理の方法
４　がれき処理の方法
５　へい獣処理
６　処理施設の応急復旧

１　環境衛生対策実施責任者

町長が実施責任者となり、実務には住民環境課が当たる。
災害の状況により、町内での処理が不可能と判断される場合には、県及び近隣市町等からの応援が得られるよう要請する。

２　ごみ処理の方法

（１）排出物

災害時に排出されるごみとしては、倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋等の焼け残り、建築物の破損、窓ガラス類、屋外灯等の破損落下物が廃棄物として排出される。

（２）収集処理

ア　収集処理方法

・倒壊家屋からの廃棄物や焼失家屋の焼け残り等は、原則として被災者自らが、処理場に搬入するのが望ましいが、被災者自らによる搬入が困難と判断される場合や、道路等に散在し緊急に処理を要する場合には、町が収集・処理を行う。
・収集したごみは焼却炉において焼却するか、必要に応じ埋立て処分等、環境保全上支障のない方法で行う。
・排出される廃棄物が大量で、その処理が困難と思われる場合には、暫定的に運搬上及び保健衛生上適切と判断される町有地に積み置きする。
・町で対応できない場合は、近隣市町等の応援を得て実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。

（３）人員、資機材の調達

ア　人員の確保

・町の人員に不足を生じる場合には、臨時雇上げを行い作業員を確保する。さらに不足がある場合には、県に近隣自治体等の応援が得られるよう連絡調達を図る。

イ　資機材の調達

・町所有の資機材で不足が生じた場合には、岡垣町建設業協同組合へ収集車や資機材の調達を依頼する。

（４）住民等への広報

住民等に対し、以下の項目について広報し、ごみ処理の円滑な推進を図る。

ア　ごみの収集処理方針の周知

イ　ごみ量の削減への協力要請（できるだけごみを出さない。庭での覆土処理等への協力等の要請）

ウ　ごみの分別への協力要請

３　し尿処理の方法

（１）収集処理

ア　収集処理

・し尿は、し尿処理業者に委託して実施する。

・収集したし尿は、し尿処理施設で処理することを原則とする。

・バキューム車や運搬車による収集ができない地域については、その都度ビニール袋、ドラム缶等を配置する方法を考慮する。

・町で対応できない場合は、近隣市町等の応援を得て実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。

・被害状況、指定避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、仮設トイレを設置する。仮設トイレの機種選定に当たっては、高齢者及び障害者等に配慮したものであって、汲み取り回数が軽減できるタイプを優先的に設置するものとする。

・浸水地域等の悪条件の地域や指定避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。

・激甚な被害のためし尿の収集が遅滞する場合は、住民に対し、各家庭の庭先等での素掘りトイレや使い捨てトイレの設置、隣近所での協力等を呼びかける。

４　がれき処理の方法

（１）がれきの発生量の見積もり

町は、被害状況をもとにがれきの発生量を見積もる。

（２）処理体制の決定

町は、がれきの見積り量、道路交通状況等を基に処理体制を定める。

被害が甚大で町で処理が不可能な場合は、県に応援を求め実施するものとする。

（３）がれきの仮置場及び搬送路の確保

短期間でのがれきの焼却処分、最終処分が困難なときは、適当な場所を仮置場として確保する。

また、仮置場及び最終処分場までの搬送路を確保する。

（４）がれき発生現場における分別

原則としてがれき発生現場において分別し、仮置場へ搬入する。

（５）住民等への広報

住民等に対し、以下の項目について広報し、がれき処理の円滑な推進を図る。

ア　がれきの収集処理方針の周知

イ　がれきの分別への協力要請

ウ　仮置場の周知

エ　最終処分場、仮置場への直接搬入の依頼

５　へい獣処理

集中焼却等により、他に影響を及ぼさないよう処理するものとする。

６　処理施設の応急復旧

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適切な維持管理が難しくなり、周囲の環境破壊を引き起こす恐れがあるため、普段より施設の管理を十分に行うとともに、被害が生じた場合には迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。

第２１節　応急仮設住宅計画

災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、一時的には町の公共施設等を利用して指定避難所として収容する。また、応急仮設住宅の建設及び供与並びに住宅の応急修繕等について実施する。

１　住宅対策の実施責任者
２　応急仮設住宅の設置
３　空き家住宅の活用
４　住宅の応急修繕
５　町営住宅の修繕・建設

１　住宅対策の実施責任者

町長が実施責任者となり、都市建設課が実施に当たる。

２　応急仮設住宅の設置

（１）入居対象者

災害のため住宅が焼失、倒壊または流失し、自己の資力では住宅を得ることができない者を対象とする。

（２）応急仮設住宅の設置戸数・規模

「福岡県地域防災計画」の定める基準による。

（３）着工期間

災害発生の日から２０日以内。ただし、２０日以内に着工できない事情があるときは事前に厚生労働大臣の承認を受けて、期間を延長することができる。

（４）供与期間

入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から２年以内とする。

（５）建設予定地の選定方法・基準

建設予定地は、被災者が相当期間居住することを考慮し、知事または町長が決定する。用地は、グラウンドまたは学校用地を利用して建設することとする。被害状況によってやむを得ない場合には、小・中学校の教室等を応急住宅の一部として利用する。

（６）建設資材と建設業者の確保

応急仮設住宅の建設は、岡垣町建設業協同組合と協定を締結し、その協力を得て建設する。（資料編Ｐ.55～56）

ただし、災害救助法が適用された場合には、応急仮設住宅の設置は、原則として知事が行う（資料編Ｐ.57～58）。なお、町長は、知事により救助事務を行うこととされた場合または相当の被害があると判断され、知事の実施を待つことができない場合に、知事の補助（法定受託事務）として実施する。

３　空き家住宅の活用

町は、以下の住宅等について、空き家情報の提供、相談に対応するものとする。募集は、町及び空き家提供事業主体が行うものとする。

（１）町営住宅
（２）民間アパート等賃貸住宅
（３）企業社宅、保養所等

４　住宅の応急修繕（災害救助法適用の場合に限る）

（１）修繕対象者の基準

町長は、災害により住宅が半焼または半壊し、自己の資力では応急修繕ができない者に対して、居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度の修繕を行い、その結果を県へ報告する。

（２）応急修繕を受ける者の選定基準

「福岡県地域防災計画」の定める基準に準ずる。

（３）応急修繕の期間

応急修繕は災害発生時から１ヶ月以内に完成するものとする。

（４）１戸当たりの修繕費基準

「福岡県地域防災計画」の定める基準による。

（５）応急修繕の方法

資材及び応急修繕は岡垣町建設業協同組合（資料編Ｐ.53）に委託する。

５　町営住宅の修繕・建設

町は、損壊公営住宅を速やかに修繕するとともに、関係機関と調整の上、被害状況に応じて町営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

第２２節　文教対策計画

災害により、文教施設の被災または児童・生徒のり災により、通常の教育を行えない場合を想定して、文教施設の応急対策及びり災生徒に対する学用品の支給等の文教対策を実施するための計画を次のように定める。

１　文教対策実施責任者
２　休校等応急措置
３　応急教育の確保
４　奨学に関する措置
５　給食に関する措置
６　学校の衛生管理
７　学校施設の緊急使用に関する措置

１　文教対策実施責任者

教育長が実施責任者となる。また、各校長は、平常時から災害に対する小・中学校の対応措置について、応急教育計画を策定するよう努める。

２　休校等応急措置

（１）在校時の発災の場合

ア　児童・生徒の避難

各校長は必要に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。さらに災害の規模、並びに児童・生徒、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。

イ　児童・生徒の帰宅方法

夕方や浸水域付近への帰宅の場合、原則として直接保護者へ引き渡す。やむを得ない場合には教職員が引率する。その他の場合は、集団下校とする。

ウ　保護者との連絡方法

・電話が使える場合は、学級連絡網で行う。
・電話通信が不通になった場合は、各校長が定めてある連絡方法で保護者へ連絡を行う。

（２）在校時外の発災の場合

・休日、長期休暇中等に災害が発生した場合は、各校長は直ちに勤務に服し、災害の状況把握に努める。
・被災状況により休校措置を教育長、または各校長が決定した場合には、学級連絡網によって児童・生徒へ連絡する。電話通信の不通の場合には、消防車や広報車等で周知させる。

３　応急教育の確保

（１）学校施設の確保

ア　学校施設が使用可能な場合

学校施設が災害によりその一部を用途に供し得ない場合は、学校運営及び安全管理上緊急に修繕を要する箇所について、応急修繕または補強を実施し、学校教育に支障を来さないように万全の措置を講じ、可能な限り休校は避ける。

イ　学校施設が使用不可能な場合

学校施設が災害によりその全部を用途に供し得ない場合は、近隣の収容に余裕のある学校に応急収容し、児童、生徒を分散して授業を行う。収容に余裕のある学校が不足し、被災学校の児童、生徒を収容し得ない場合には、学校の用に供し得る公民館等公共施設に応急的に収容し、児童、生徒を分散して授業を行う。

（２）教職員の確保

災害のため教員に欠員が生じた場合は、県教育委員会に連絡し、不足教員の緊急派遣を求め、学校教育の正常な運営に支障を来たすことのないよう努める。

（３）児童・生徒等の安全の確保措置

校長は、災害発生時の応急教育体制に備えて、児童・生徒等の避難路・避難場所の安全性の確認に努める。

４　奨学に関する措置

（１）学用品の供与

ア　供与品目は以下のものとする。

・教科書及び教材
・文房具
・通学用品
・その他、学用品として教育長が認めるもの

イ　供与対象者

就学上欠くことのできない学用品（教科書及び教材・文房具・通学用品等）を喪失または損傷した、小・中学校児童・生徒に対しては、教育委員会においてそれぞれ調達・配給するものとする。

ウ　費用負担

教科書の発行に関する臨時措置法第２条に規定する教科書、及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出またはその承認を得て使用している教科書や、教材を給与するための実費は、町が負担する。

５　給食に関する措置

災害の発生によって、学校給食の運営が極めて困難となった場合、または学校給食用物資に著しい被害を生じた場合には、教育長は下記によりその状況を本部長に報告する。

（１）被害を受けた家庭における児童・生徒数

（２）（１）のうち、学校給食を実施している者の調査

（３）学校給食物資災害状況調査書

県教育委員会と連絡を密にし、応急復旧を要するものは速やかに復旧措置を講じ、正常な運営に復するよう努め、可能な限り給食を継続して実施するよう配慮する。

ただし、次のような事情が発生した場合は、一時中止する。

・災害が広範囲にわたり、災害救助のため学校給食施設を使用したとき。
・給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間
・感染症その他の危険が発生し、または発生が予想されるとき。
・給食物資の調達が困難なとき。
・その他給食の実施が災害事情により不可能なとき。

６　学校の衛生管理

・学校施設の防疫方法

本章第１９節防疫・保健衛生対策計画（Ｐ.98）に基づき、消毒係の指導によって各小・中学校で実施する。

・り災教職員、児童・生徒の健康管理方法

災害の状況により、被災学校の教職員及び児童・生徒に対して、感染症予防接種や健康診断を保健所に依頼して実施する。

７　学校施設の緊急使用に関する措置

・各校長は教育委員会が当該学校を指定避難所として開設する旨の通知を町長から受けた場合、当該指定避難所を運営できるよう速やかに必要な措置を講ずる。
・指定避難所に学校を提供したため、長期間、学校が使用不可能の場合には、教育委員会と連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。

第２３節　公共的施設に対する対策計画

不特定多数の住民等が利用する機会が多く、常に多数の人が集う可能性の高い公共的な施設や、ライフライン関連の応急防災対策は、住民への影響力の大きさの点でもとりわけ重要である。このような公共的施設に対して、次のような対策をとる。

１　町の公共施設が共通してとるべき措置
２　社会福祉施設の応急対策
３　交通施設災害に対する応急対策
４　電力施設の災害応急対策
５　土木施設の応急対策
６　上下水道施設の応急対策
７　通信施設の応急対策

１　町の公共施設が共通してとるべき措置

・各公共施設の管理責任者は、施設利用者の安全を図るため万全を期す。
・来庁者等の安全を確保するため、公共施設管理責任者は、安全な場所に誘導する。
・通信・放送設備の点検を行う。
・機械設備、電気設備の点検を行う。
・ガス器具や火気使用場所の点検・確認を行い、元栓を止めて出火防止措置を講ずる。

２　社会福祉施設の応急対策

高齢者及び障害者等の避難行動要支援者は、災害時に自力でその身の安全を確保することが極めて困難である。これらの人達が利用する社会福祉施設等について、平常時から関係機関と連絡を密にし、災害時には自主的な災害活動の実施を行い応急措置等をする。

３　交通施設災害に対する応急対策

災害のため交通施設に被害の発生する恐れがある場合には、交通施設の機関及び他の機関と協力して、当該施設を防護するとともに、災害が発生した場合には迅速な応急復旧を実施し、交通確保に万全を期すための措置を行う。

（１）鉄道施設が災害を受けた場合、地域づくり課はＪＲ海老津駅長に通報し、応急対策の実施を促進する。

（２）ＪＲ海老津駅長より要請があったときは、速やかに関係機関に通報連絡し、応急体制を整えて交通手段の確保に努める。

（３）鉄道側が応援を要請する災害基準は、次のとおりとする。

・列車の脱線または転覆等により、多数死傷者が生じたとき。
・列車及び施設に火災が発生したとき。
・災害により施設に甚大な被害が生じたとき。

通報連絡系統は次のとおりとする。

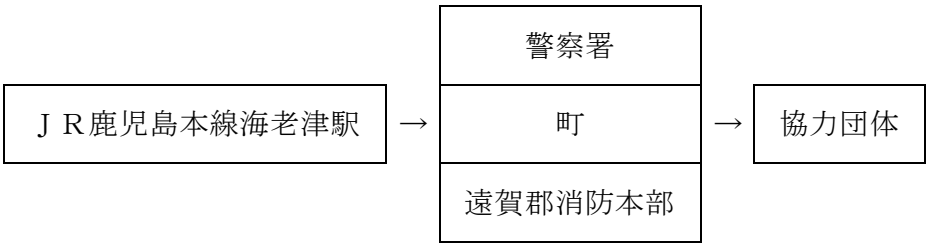

４　電力施設の災害応急対策

災害のため電力施設に被害が発生する恐れがあるとき、または発生した場合の救護対策または応急対策は、次のとおりとする。

・町長は、災害により電力施設に被害が生じ、または生ずる恐れがあるときは、九州電力株式会社に通報し、その応急処置について協力する。

５　土木施設の応急対策

（１）道路・橋りょう

災害時に交通施設の安全性を確保することは重要である。ここでは、道路・橋りょうの被害状況と危険箇所の把握方法、被害を受けた箇所の応急措置方法、代替道路について以下のように定める。

ア　道路・橋りょうの危険箇所の把握

・町の管理する道路

都市建設課は、町が管理する道路の破損や決壊、橋りょうの流失その他に支障を及ぼす恐れのある箇所を早急に把握し、迅速かつ適切な処置をとる。

・国・県の管理する道路

応急対策活動上重要となる国道・県道の被害状況については、都市建設課が情報を把握し、それぞれの管理部署に連絡する。

イ　応急措置

・町の管理する道路に対する措置方法

都市建設課は、町が管理する道路に災害が発生した場合には、直ちに応急措置を行うよう努めるとともに、う回路等の有無を調査し、う回路がある場合は、それらを代替道路として利用するよう看板等に明示し、交通の確保に努めるものとする。

・国・県の管理する道路に対する措置要請

応急対策活動上、国道や県道に対する応急措置が実施される必要がある場合は、下記の所に要請事項、要請理由を明示して措置要請を行う。

①国道　　国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所
電話（代）０９２－４７１－４３３１

②県道　　北九州県土整備事務所
電話（代）０９３－６９１－２７６１

ウ　応援要請

応急対策が町の対応で対処できない場合は、県その他へ応援を要請する
（本章第２節　「防災関係機関への応援要請」（Ｐ.59）参照）。

６　上下水道施設の応急対策

災害時の応急給水が長期に及ぶと、住民は、衛生上または日常生活上において支障を来たす恐れがあるため、上下水道課は、取水・導水施設や浄水施設が十分に機能するよう応急対策を実施する。また、下水道施設の破損があると汚水や雨水の流れに支障を来たし、住民生活に不都合を生じるので、上下水道課は早急に応急対策を講じる。

（１）被害状況の調査と応急復旧計画

・上下水道課は、上下水道関係の被害状況を調査し、その実態を把握した上で、作業の難易及び復旧資機材の調達等状況を考慮し、緊急に応じて復旧計画を定める。
・被害状況調査によって復旧資機材の所要量を把握し、備蓄資機材で不足する分は手配・発注する。

（２）上水道施設の応急対策

・水源の取水・導水施設と浄水施設の復旧を最優先する。
・送水管は、浄水場に近い箇所から順次復旧していく。
・浄水池及び送水ポンプ室等に亀裂ができて漏水する場合には、一部機能を停止して、最小限の浄水処理を行いながら復旧に努める。
・水処理のための薬品は、7日分程度の貯蔵量を確保し、災害に備えるものとする。

（３）下水道施設の応急対策

ア　応急対策

・下水道管等に被害が生じた場合は、汚水の流れに支障のないように応急措置を講ずる。

・町長は事業者等に協力を得る必要があると認めた時は、町施設の場合は土木業者へ、住民等住宅の場合は岡垣町排水設備指定工事店へ出動を要請し、排水設備の応急処置を講ずるものとする。

・停電または電線切断等のためにポンプ場や処理場の機能が停止した場合、自家発電装置を稼動させて、排水不能事態が起こらないようにする。

７　通信施設の応急対策

災害時における通信施設の応急対策として、災害対策本部は、西日本電信電話株式会社に対し、「福岡県地域防災計画」に定める応急対策を早急に実施するよう要請する。

第２４節　自衛隊派遣要請計画

災害発生に際して、人命または財産の保護のため、必要があると認める場合、自衛隊法第 83 条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

１　災害派遣要請の基準
２　派遣要請事項
３　派遣要請方法
４　最寄駐とん部隊名
５　応急ヘリポートの設置
６　災害派遣の撤収要請

１　災害派遣要請の基準

・災害に際して、人命または財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
・災害の発生が迫り、予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

２　派遣要請事項

・車両や航空機等状況に適した手段による被害状況の把握
・避難者の誘導、輸送等避難のため必要があるときの援助
・行方不明者、負傷者が発生した場合の捜索救助
・堤防・護岸等の決壊に対する水防活動
・火災に対し、消防機関に協力しての消火活動
・道路または水路の確保
・被災者に対する応急医療、救護及び防疫
・救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
・被災者に対する炊飯及び給水支援
・その他必要と認められる事項

３　派遣要請方法

本部長が自衛隊の災害派遣要請を指示したときは、地域づくり課は直ちに知事（防災危機管理局）に対し電話または、口頭により派遣要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

「派遣要請書」記載要領（資料編Ｐ.59）

・災害の状況及び派遣を要請する事由
・派遣を希望する期間
・派遣を希望する区域及び活動内容
・その他参考となるべき事項

４　最寄駐とん部隊名

駐とん地等	所在地	電話
陸上自衛隊小倉駐屯地	北九州市小倉南区北方 5-1-1	962-7681
航空自衛隊芦屋基地	遠賀郡芦屋町大字芦屋 1455	223-0981

５　応急ヘリポートの設置

設置場所	住　　所
岡　垣　中　学　校	野　間　３　－　１　－　１
岡　垣　東　中　学　校	山　田　峠　２　－　５　－　１
内　浦　小　学　校	原　　８　　６　　５
吉　木　小　学　校	吉　木　西　１　－　１　７　－　５
海　老　津　小　学　校	海　老　津　１　－　２　１　－　１
山　田　小　学　校	東　山　田　１　－　１　６　－　１
戸　切　小　学　校	戸　切　１　１　８　１　－　９
町民総合グラウンド	中　央　台　６　－　２　０　４　－　２
松ヶ台グラウンド	野　間　７　９　６　番　地　５

ア　表示

・上空から確認し得る風の方向を表示する旗をたてる。

・着陸地点には、石灰等を用いてＨの記号を表示する。

６　災害派遣の撤収要請（資料編Ｐ.60）

町長は、災害の救助が町の組織をもって実施できる状況となり、派遣部隊の救援を要しないと認めた場合は、派遣部隊の長と協議の上知事にその撤収を要請するものとする。

第４章　災害予防計画

（地震・津波対策）

第４章　災害予防計画（地震・津波対策）

第１節　基本方針

第１章「総則」第６節「災害の想定」等を受け、災害予防計画においては以下の点を基本方針として推進する。

１　人命損失防止対策の重点的推進
２　重度の生活障害防止対策の推進
３　防災的な土地利用の推進
４　防災基幹施設の防災対策の推進
５　防災力の向上
６　効果的な応急対策のための事前対策の推進

１　人命損失防止対策の重点的推進

地震災害時には、第１章「総則」第６節「災害の想定」で示したような種々の人命損失の危険が存在する。このような人命損失を除去・軽減するための災害予防対策を重視する。とりわけ、建物（被害）に対する対策及び地震津波防災上の必要な教育及び広報の推進を重視する。

２　重度の生活障害防止対策の推進

激甚な地震災害では重度の生活障害が広範囲に発生する。それを除去・軽減するための災害予防対策を推進する。

３　防災的な土地利用の推進

災害から住民の生命・財産を守るため、県の実施した防災アセスメントの結果をもとに災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に住民に伝え、住民と行政が協力して安全な土地利用を推進する。

特に災害の危険性の高い地域については、情報提供や現行法に基づく規制制度等を活用して安全な土地利用を指導・誘導する。

４　防災基幹施設の防災対策の推進

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、市町村庁舎等の公共施設、避難所、病院、警察署、消防関係機関、消防水利、道路等防災上重要な施設が大きな被害を受け、防災活動に大きな支障を来たしたことに配慮し、防災基幹施設の防災対策を重視する。この場合、防災アセスメント結果等を参考に、当該地域の危険度、防災基幹施設の重要度等を考慮し、防災対策を推進するものとする。

５　防災力の向上

大規模災害時には防災関係機関等だけでは対応できないことから、防災関係機関等における防災力の向上のほか、住民、自主防災組織、事業所等の防災力の向上を推進するものとする。

６　効果的な応急対策のための事前対策の推進

地震災害時に効果的に応急対策活動を実施するため、平常時から必要な事前対策を推進するものとする。

第２節　災害対策本部等の整備

本節の内容は、第２章　第１節「災害対策本部等の整備」（Ｐ.15）による。

第３節　自主防災組織育成計画

本節の内容は、第２章　第２節「自主防災組織育成計画」（Ｐ.18）による。

第４節　震災知識普及計画

地震の発生による被害及びその拡大を防ぐには、平常時における住民一人ひとりが地震に対する知識を身につけ、地震発生時には冷静沈着な行動をとれるようにすることが必要である。

このためには、防災知識の普及、啓発活動を行い、住民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の組織化及び育成を図るなど、次のような内容を充実させる。

１　防災広報の充実
２　職員に対する防災教育
３　住民に対する啓発
４　児童・生徒に対する防災教育
５　防災知識の普及に際しての留意点等
６　災害教育の伝承

１　防災広報の充実

（１）広報内容

・地震災害に関する一般知識
・出火防止及び初期消火の心得
・地震発生時の安全対策
・避難方法や指定緊急避難場所・指定避難所等
・非常持出品の準備

以上をもって住民に対する防災知識の普及を図っていく。

なお、啓発方法については、第２章　第３節「防災知識普及計画」の「住民に対する啓発」（Ｐ.22）による。

２　職員に対する防災教育

計画内容は、第２章　第３節「防災知識普及計画」の「１　職員に対する防災教育」（Ｐ.22）による。

３　住民に対する啓発

（１）住民に対する啓発

ア　方法

①広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
②防災士を通じた啓発
③講演会、講習会の実施
④防災訓練の実施
⑤インターネット（ホームページ）の活用
⑥各種ハザードマップ等の利用
⑦消防車や広報車等の巡回による普及
⑧想定浸水深等の表示（標識の設置）

イ　内容

①地震・津波に関する基礎知識、地震発生時に具体的にとるべき行動に関する知識

②過去に発生した地震被害に関する知識

③備蓄に関する知識

（ア）３日分の食料、飲料水等の備蓄

（イ）非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

④住宅等における防災対策に関する知識

（ア）住宅の耐震診断と補強、防火に関する知識

（イ）家屋内のタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒防止や棚上の物の落下やブロック塀の転倒による事故の防止、ガラスの飛散防止、火災予防等の家庭における防災対策に関する知識

⑤様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害発生時にとるべき行動

⑥山・崖崩れ危険予想地域、浸水想定区域等に関する知識

⑦緊急地震速報、津波警報・注意報、防災気象情報、避難指示等に関する知識

⑧避難所、避難路、その他避難対策に関する知識

⑨避難生活に関する知識

⑩応急手当方法等に関する知識

⑪早期自主避難の重要性に関する知識

⑫コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識

⑬災害時の家族内の連絡体制の確保

⑭災害情報の正確な入手方法

⑮災害時要援護者への配慮

⑯災害時における風評による人権侵害を防止するための知識

⑰出火の防止及び初期消火の心得

⑱水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得

⑲その他の必要な事項

４　児童・生徒に対する防災教育

計画内容は、第２章　第３節「防災知識普及計画」の「３　児童・生徒に対する防災教育」（P.23）による。

５　防災知識の普及に際しての留意点等

計画内容は、第２章　第３節「防災知識普及計画」の「４　防災知識の普及に際しての留意点等」（P.24）による。

６　災害教訓の伝承

計画内容は、第２章　第３節「防災知識普及計画」の「５　災害教訓の伝承」（P.24）による。

第５節　防災訓練計画

防災に従事する職員の防災実務の習熟と実践能力の向上に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて住民への防災思想の普及向上を図るために、次のような訓練を継続的に行う。

１　総合防災訓練
２　各種訓練
３　住民の訓練
４　防災訓練に際しての留意点等
５　訓練準備段階での課題及び訓練結果の地域防災計画等への反映

１　総合防災訓練

町は、災害時の防災体制の万全を期するため、県や自衛隊をはじめ防災関係機関及び住民の協力を得て地震・津波等による災害を想定し、情報の収集・伝達、災害対策本部設置、被災地偵察、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、交通規制、救援物資の輸送、給水給食等の各訓練を総合的に実施する。

また、実施に当たっては、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等との連携を図るとともに、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮するものとする。

２　各種訓練

（１）応急対策計画確認訓練

応急対策計画の実効性の確認を主眼とした訓練を実施するものとする。なお、訓練は以下の要領を中心に実施するものとする。

ア　町は、県及び関係機関との連携のもと、応急対策の流れ、情報連絡系統（連絡窓口）等の確認を行う。また、協定締結先機関の協力を得て、協定内容とその実効性、協定先担当者等の確認を行う。

イ　町は、災害対策本部の運営を円滑に行うため、県との連携のもと図上訓練を実施する。

また、町は地域における防災力の向上を図るため、住民を対象とした図上訓練を実施する。

（２）職員動員訓練

町は、災害時における災害対策の万全を期するため、災害対策本部の設置及び職員の動員連絡訓練、配備体制・初動訓練を実施する。

（３）非常通信訓練

町は、災害時において、電話等が不通となり、または利用することが著しく困難な場合に、無線通信系における通信の円滑な運用を図るため、非常通信に関する訓練を実施する。

（４）水防訓練

水防管理団体である町は、水防活動の円滑な遂行を図るため、津波予警報等の伝達、海面監視、水位雨量観測、消防団等の動員、水防資機材等の輸送、水防工法、避難等の訓練を実施し、機器等の不備により迅速な遂行が困難になることが判明した場合には点検・整備も行うこととする。

（５）消防訓練

災害時における火災規模や火災事象に応じた消防力が、円滑に発揮できるよう消防技術力の向上と防災意識の高揚を図るために、遠賀郡消防本部及び消防団を中心に、非常招集・火災消火技術・中継消火・避難誘導及び関係機関への応援要請等、訓練を実施する。

３　住民の訓練

町は、自主防災組織等の住民の防災行動力の向上を資するため、住民を主体とした次の訓練に対し、資機材の貸与、助言者の派遣等により積極的に援助する。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者参加型の訓練等を積極的に行う。

（１）出火防止訓練
（２）初期消火訓練
（３）緊急地震速報対応行動訓練・避難訓練（地震・津波（津波に伴う避難訓練も含む））
（４）応急救護訓練
（５）災害図上訓練
（６）情報の収集及び伝達の訓練
（７）炊き出し訓練
（８）その他の地域の特性に応じた必要な訓練

４　防災訓練に際しての留意点等

町は、県との連携のもと、定期的な防災訓練を実施することとし、夜間等様々な条件に配慮して、居住地、職場、学校等において実施するよう指導し、緊急地震速報・津波警報・注意報等の発表時や地震・津波発生時の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する資機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。訓練後には評価を行い、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

さらに、訓練の際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努めるものとする。

５　訓練準備段階での課題及び訓練結果の地域防災計画等への反映

防災訓練を準備する過程で把握された問題点や課題、訓練を通じて得られた教訓・課題を訓練終了後整理し、その結果を地域防災計画の改正や次回訓練の際に有効に活用するものとする。

第６節　広域応援体制の整備

本節の内容は、第２章　第５節「広域応援体制の整備」（Ｐ.27）による。

第７節　都市防災計画

地震は突発的に発生し、被害は同時に広域的に発生する。このため次のことを実施して、地震災害から住民の生命、財産を守るために、災害に強いまちづくりの建設を積極的に推進する。

１　地震による同時多発火災の防止
２　防災空間・拠点の整備、拡大
３　ライフラインの安全対策
４　建築物等の耐震性の確保

１　地震による同時多発火災の防止

地震により発生する火災は、同時多発が予想されるので、未然に火災を予防し、被害を軽減するため、現有消防力の効果的な運用、平素における予防体制の確立に心がける。

一般家庭に対し消火器具等の普及と取扱い方法について指導する。また、地震動を感じとった場合、すばやく火の始末が行えるよう、地震時の心得の普及徹底を図る。

２　防災空間・拠点の整備、拡大

震災時において、避難者の安全確保を図るため、市街地の中に公園等のオープンスペースを確保することは、震災に強いまちづくりの基本的な課題である。

オープンスペースとしては、小・中学校グラウンド、公共グラウンド、公共駐車場、都市公園等、緑地、農地等が考えられる。

また、これらのオープンスペースは、延焼遮断帯として機能するほか、救護活動、物資集積等の拠点としての利用、がれき集積場所、ヘリコプターの臨時離発着場としての活用、応急仮設住宅の建設場所として利用することが可能である。

（１）都市公園等の整備

都市公園等は、住民の運動広場を中心とするレクリエーションの場としての機能、環境保全の場としての機能のほかに、震災時における緊急避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースの機能を有する。

３　ライフラインの安全対策

（１）水道施設

浄水場等の構築物については、耐震設計を行っていることから、その機能に大きな支障をきたすような被害はないと考えられる。しかし、導送配水管等については、破損及び継手漏水等の被害が予想される。したがって、地震時における断水域の縮小、応急復旧の迅速化を図ることのできる体制づくりを行う。また、老朽化した管については、計画的に敷設替を実施する。

（２）下水道施設

処理場・ポンプ場構造物は、「下水道施設地震対策指針と解説」に基づいて耐震設計を実施しているが、管渠については、膨大な延長がありすべて安全な構造とすることは難しく、被災箇所の早期発見・早期復旧及び復旧までの間の臨時的な措置の方法について検討を進めていく。

（3）電気施設

突発性地震等の非常災害時の電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努める。

（4）通信施設

西日本電信電話株式会社は、防災業務計画、災害等対策規定に基づき、具体的な措置を定めて、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について予防措置を講じ万全を期するものとする。

4　建築物等の耐震性の確保

公共施設の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」等による耐震診断・改修の促進をはじめとする施策を必要に応じて実施していく。

特に新耐震基準以前に建築された既存建築物等の耐震性の向上を図るため、「岡垣町耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断・改修の促進を図るものとする。

第８節　避難場所・避難所計画

災害による家屋の倒壊、火災の発生等の差し迫った危険から住民を安全に避難させるため、広域の避難地（施設）を選定し、避難誘導が円滑に行えるよう住民への周知徹底を図る。

１　避難誘導体制の整備及び誘導方法への習熟
２　指定緊急避難場所・指定避難所等の整備及び周知
３　指定緊急避難場所・指定避難所等

１　避難誘導体制の整備及び誘導方法への習熟

（１）避難誘導計画の作成と訓練

町は、災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、避難誘導計画を作成し、訓練を行う。

なお、避難誘導計画の作成に当たっては、避難の長期化についても考慮するものとし、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備にも努めるものとする。

ア　避難勧告または指示等を行う基準、伝達方法
イ　避難勧告等に係る権限の代行順位
ウ　指定緊急避難場所・指定避難所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口
エ　指定緊急避難場所・指定避難所等への誘導方法
オ　高齢者、障害者等の避難行動要支援者に配慮した避難支援体制
カ　津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルール

（２）避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備

ア　避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）の策定

町は、高齢者、障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、、災害対策基本法や国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成２５年８月）に基づき、本計画の下位計画として別途定める「避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」による個別計画の策定に努めるものとする。

イ　地域住民等の連携

町は、地域住民、自主防災組織や福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有等の避難行動要支援者の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

また、避難が必要な際に避難行動要支援者に避難を拒否されることで避難実施に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から避難行動要支援者に対する避難訓練を実施するなど、災害時要援護者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者の情報の把握等については、本章 第１８節「避難行動要支援者対策計画」２「在宅の避難行動要支援者対策」による。

（３）津波危険に対する避難の勧告等の基準への習熟

地震発生直後の避難の勧告・指示の大部分は津波に対するものである。そのため、町は、津波危険に対する避難の勧告等の基準を習熟する。

２　指定緊急避難場所・指定避難所等の整備及び周知

（１）指定緊急避難場所・指定避難所等の整備・点検の留意点

町は、指定緊急避難場所・指定避難所等の整備・点検に際しては以下の点を考慮する。また、自主防災組織や消防団等を通じて、定期的に安全性の確認を行うよう努める。

ア　アクセスが容易である。
イ　住民等が良く知っている施設等である。
ウ　危険物施設等が近くにない。
エ　津波・浸水等の被害の恐れのない場所である。（なお、津波・浸水状況が把握でき、津波・浸水等の被害が迫ってきた時に、さらに高台へ避難できる安全な経路があることが望ましい）
オ　施設（耐震性がある）及び避難経路が安全である。
カ　人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、十分な幅員の道路に接している。
キ　給食施設の有無
ク　冷暖房設備の有無、バリアフリー化（物理的障壁の除去）の状況

（２）指定緊急避難場所・指定避難所等の機能の整備

ア　連絡手段の整備

町は、災害対策本部と指定緊急避難場所・指定避難所等との連絡手段を確保するため、通信機器等の連絡手段の整備に努める。

イ　施設等の整備

指定緊急避難場所・指定避難所等における仮設トイレ、マット・毛布等の寝具、非常用照明施設、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性の確保等のほか、空調、洋式トイレなどの高齢者、障害者地乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設等の整備に努める。また、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備にも努め、避難生活の長期化に備え、プライバシーの確保のための間仕切りや更衣室等の設備にも配慮する。

ウ　指定避難所の管理・運営体制整備

①指定避難所の施設管理者は、開設決定後に短時間で確実な避難所開設を行えるよう複数箇所での鍵管理体制及び人員参集体制の整備に努める。

②指定避難所の運営に必要な事項について、あらかじめマニュアル等を作成する。

エ　地域の防災拠点としての機能の整備

町は、指定した指定緊急避難場所・指定避難所等のうち必要と認められるものについては、地域の防災拠点としての機能の整備に努める。

（３）指定緊急避難場所・指定避難所等の住民への周知

阪神・淡路大震災では、地震後、自分の地域の指定緊急避難場所・指定避難所等を問い合わせる電話が市町村に殺到し、職員がその対応に追われ、情報連絡に支障を来たしたといわれている。そのため、町は、指定緊急避難場所・指定避難所等について平常時から以下の方法でより一層の周知徹底を図る。

ア　町の広報紙、ホームページによる周知

イ　案内板等の設置による周知

①誘導標識（津波対策として海抜等予想浸水深に関する情報を併せて示すよう努める）

②指定緊急避難場所・指定避難所等案内図

③指定緊急避難場所・指定避難所等表示板（津波対策として海抜等予想浸水深に関する情報を併せて示すよう努める）

ウ　防災訓練による周知

エ　各種ハザードマップの作成、配布による周知

オ　自主防災組織等を通じた周知

３　指定緊急避難場所・指定避難所等

（１）指定緊急避難場所

町は、自治公民館や集会所、隣接する広場や都市公園及びグラウンド等を、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、その切迫した危険から逃れるための指定緊急避難場所として、災害対策基本法第 49 条の 4 第 1 項及びその他関係法令等の規定に基づき指定する。

なお、災害の危険が去った後において、当該災害により自宅が損壊しているなどにより、一定期間滞在する場が必要となったときは、指定避難所や福祉避難所等に避難する。

（２）指定避難所

町は、災害の危険性から避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在し、又は災害により自宅に戻れなくなった住民等が一定期間滞在する施設を、災害対策基本法第 49 条の 7 第 1 項の規定に基づく指定避難所として指定する。

指定避難所は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況等を勘案して指定するものとし、岡垣町では以下の施設を指定する。

・内浦小学校
・吉木小学校
・山田小学校
・海老津小学校
・戸切小学校
・岡垣中学校
・岡垣東中学校
・西部公民館
・中央公民館

・東部公民館
・町民武道館
・岡垣サンリーアイ
・情報プラザ人の駅
・いこいの里
・町民体育館
・地域交流センター

（３）福祉避難所

高齢者、障害者、妊産婦等の避難行動要支援者や応急救護を必要とするなどのうち、指定緊急避難場所や指定避難所での避難生活に支障のある人については、福祉施設や医療機関に移送する必要がある。

そのため、病院や福祉施設等と協定を締結し、福祉避難所として指定するよう努めるとともに、移送のための運送事業者との協定締結に努めることとする。

なお、岡垣町の福祉避難所は以下のとおり。

・いこいの里

（４）その他の避難場所

津波警報が発表された場合または強い地震や長い時間の揺れを感じた場合は、ただちに海岸から離れ、急いで高台などの安全な場所へ避難する。

第９節　情報管理体制等整備計画

１　緊急地震速報・津波警報等の受信伝達体制の整備
２　被害情報等の収集管理体制の整備
３　情報通信施設等の整備

１　緊急地震速報・津波警報等の受信伝達体制の整備

気象庁本庁から発せられる緊急地震速報、震度速報等の地震情報及び津波警報・注意報は、地震時の応急対策を的確に行う上で重要である。そのため、その受信、伝達を迅速・的確に行うための体制の整備に努める。

（１）津波危険に対する避難の勧告等の基準の周知と習熟

町は、県及び関係機関との連携のもと、緊急地震速報対応行動や津波に対する警戒呼びかけ基準、避難の勧告・指示の基準の職員に対する周知及び津波警報・注意報等の種類等への習熟を図るものとする。

（２）受信伝達体制の整備

町は、県及び関係機関との連携のもと、研修、訓練等により、津波警報・注意報等の迅速・的確な受信伝達方法に習熟しておくものとする。

２　被害情報等の収集管理体制の整備

（１）情報の収集連絡体制の整備

町及び防災関係機関は、地震による被害がその中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関との連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。

（２）初動期における人命危険関係情報の収集管理体制の整備

ア　初動期には、人命の安全確保を目的として、主に以下の情報を収集し、各種の意思決定に反映させる必要がある。

①要救出現場数
②出火件数
③津波被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）
④二次災害危険箇所（土砂災害危険など）

イ　町及び関係機関は、上記情報を効果的に収集管理するために、以下の体制の整備に努めるものとする。

①職員の居住区を考慮した情報収集担当地域体制等の整備
②参集職員からの被害情報の集約体制の整備
③住民等からの通報内容の分析と意思決定への反映体制の整備
④関係職員、関係機関間における情報の共有化体制の整備

３　情報通信施設等の整備

（１）有線放送等の活用

災害が発生し、または発生の恐れがある場合における住民への緊急通信については、自治区長への一斉ファックス送信による伝達後に有線放送の依頼をする。自治区によっては、有線放送施設が設置されていないところもある。それらの地区については、消防車や広報車等による伝達手段を実施していく。

また、緊急防災無線による放送も併せて実施する。

（２）防災行政無線等の整備

災害現場と災害対策本部との情報伝達のために、移動系無線が設置されているが、関係機関及び指定緊急避難場所及び指定避難所等との連携を密にするため、移動系無線の増設又は、より通信環境が充実した機器への更新及び増設を行う。

ア　災害時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため移動系無線の整備

イ　災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動系無線の整備

（３）福岡県防災・行政情報通信ネットワークの活用

町は､福岡県防災・行政情報通信ネットワークの福岡県防災情報システムを災害時等において効果的に活用できるよう、県と連携し必要なデータの整備を行う。（当該データの加除修正を含む。）

（４）衛星携帯電話等の導入

非常時における連絡機能の強化を図るため、衛星携帯電話を災害対策本部に導入・設置する。

（５）防災関連機器の維持管理

町は、県及び防災関係機関と連携し、必要な地震計等、津波高の観測に必要な潮位計、ＧＰＳ波浪計、水圧計等の観測機器の維持・整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークや緊急防災無線等を活用すること等により、震度情報ネットワーク、その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持･整備するよう努めるものとする。

非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した通信設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取り扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。また、非常用電源設備の整備に努めるとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底等を図る。

（６）戸別受信機の導入

町は、基地に係る緊急事態や災害の発生等に備え、緊急防災無線やＪアラートなどの情報を受信・音声出力できる戸別受信機を全戸に設置する。

なお、災害に関する情報や避難勧告、避難所開設といった情報は国又は町から発信するが、地域の状況に応じた避難支援情報や地域の公民館等を避難場所として開設し

た場合の避難場所開設情報、地域で行う災害対応訓練情報などについては、住民により身近な情報として必要に応じて地域が自ら提供することで、より多くの命を救うことに繋がることから、これらの情報については、町との連携の下に自治区長や校区コミュニティからも発信する。

第１０節　広報・広聴体制の整備

本節の内容は、第２章　第８節「広報・広聴体制の整備」（Ｐ.34）による。

第１１節　二次災害の防止体制整備計画

町は、余震、降雨等に伴う二次災害を防止する体制の整備に努めるとともに、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録など活用のための施策を推進するものとする。

１　余震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

１　余震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

（１）被災建築物応急危険度判定体制の整備

被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保することを目的とした被災建築物の応急危険度判定体制整備を図るため、県及び関係機関との連携のもと、被災時の連絡体制の確保に努めるものとする。

（２）被災宅地危険度判定体制の整備

町は、県との連携のもと、被災した宅地の被害状況を迅速・的確に把握して、余震等による二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保する事を目的とした被災宅地の危険度判定体制の整備を図るため、被災時の連絡体制の確保、関係機関との連携体制の整備等に努めるものとする。

第１２節　交通・輸送体制の整備

本節の内容は、第２章　第９節「交通・輸送体制の整備」（Ｐ.35）による。

第１３節　火災予防計画

木造家屋は、地震動そのものによる家屋倒壊等の一次災害だけでなく、同時多発的に火災が発生し、延焼する恐れがある。

そのため、地震時の出火防止・初期消火を基本とした火災の予防対策について、次のような点に留意する。

１　出火の防止
２　初期消火
３　火災の拡大防止

１　出火の防止

地震発生時において可燃物が火気使用設備・器具自体の付近に転倒、落下、接触などにより出火したり、電気火花が漏洩ガスに引火し出火する可能性がある。

そのため、地震発生後速やかに火の元の確認や安全器またはブレーカーを遮断するなど、出火防止のための処理を行うことが出火率を大幅に低減できることから、平常時から出火防止のため次の取り組みを推進する。

（１）住民の火気取扱いに係る意識の向上

広報等を利用した住民に対する出火防止のための防災啓発の実施を図る。

（２）発災後初期段階の緊急広報

出火防止に係る緊急点検を実施させるため、有線放送や消防車、広報車等による出火防止の広報等が円滑に行える体制づくりの整備を図る。

（３）火気使用設備・器具の安全化及び周囲の可燃物の整理

耐震自動消火装置付ストーブやＬＰガスボンベの転倒防止策及び電気・ガスストーブの周囲にある可燃物除去について住民への周知啓発を図る。

２　初期消火

地震に伴う火災では、住民一人ひとり及び自主防災組織並びに事業所による初期消火活動が重要であり、次の点について計画する。

・家庭への消火器具の普及及び使用方法の周知を図る
・住民及び事業所の火災警戒及び初期消火体制の充実
・自治区及び自主防災組織における初期消火用消防施設の設置の推進

３　火災の拡大防止

出火防止及び初期消火の徹底を図るとともに、木造建築物が密集した地域など、火災による被害が予想される地域を中心に、人命の安全確保に重点を置いた消防体制の整備を進めることが重要である。

（１）消防活動計画の整備

大規模地震時における消防機関の消火、救助・救急活動、広域応援要請等の体制について整備しておく。

（２）消防水利の整備

大規模地震時においては、消火栓は水道施設の破損等により断水または大幅な機能低下に陥る恐れがあることから、ため池、プール、河川水・調整池・海水等の自然水利の利用を図る。

（３）消防団の強化

消防団は、震災時には消防署と連携して警戒活動、消火活動を行うとともに平常時は、地域住民に対し、出火防止、初期消火等の指導を行うなど、地震火災対策において重要な役割を担っている。

そのため、消防団員の教育訓練などを推進し、組織強化を図るとともに、長期にわたる活動が可能な拠点施設の整備、防災資機材格納庫等の施設、装備及び活動資機材の充実、強化を図る。特に、災害時における連絡手段確保のための移動系無線について、より通信環境が充実した機器への更新及び増設を行う。

また、「消防団協力事業所表示制度」等を活用して、事業所との連携体制を整備するとともに、消防団員の確保に努めていく。

第１４節　消防水利の確保

消火活動上重要な消防水利施設については、適切な維持管理が求められる。

消防水利の整備については、消防水利の基準（昭和３９年１２月消防庁告示第７号）で消火栓のみに偏することのないように考慮することと規定されており、特に、消火栓以外に活用可能な水利を把握するとともに、現在使用が困難な水利についても使用可能となる方策について検討する必要がある。

１　消防水利の確保

１　消防水利の確保

地震による火災に備え消火栓のみに偏ることなく、計画的に防火水槽の設置を行い、海水、河川水、プール、調整池、ため池等の活用により、消防水利の多様化を図っていく。

第１５節　津波災害予防計画

津波災害対策は、いかに速く安全な場所へ住民を避難させるかが重要となる。

そのためには、日頃からの沿岸地域住民に対する津波に関する知識の普及と併せて、津波警報等の情報伝達体制の整備について推進していく。

１　津波予報等の受信伝達体制の整備
２　住民への伝達方法

１　津波予報等の受信伝達体制の整備

気象官署から発せられる津波予警報及び地震情報は、地震時の応急対策を的確に行う上で重要である。そのため予警報の受信伝達を迅速かつ的確に行うための体制の整備に努める。

（１）避難の勧告等の基準の周知と習熟

津波に対する警戒・呼びかけ基準、避難の勧告・指示の基準における職員の教育を図り、また、津波予報の種類の習熟等を図るものとする。

（２）津波予報等の受信伝達体制の整備

津波予報等の迅速・的確な受信伝達方法について、関係職員の研修を実施する。

（３）情報活用能力の向上

気象官署や観測機器から入手した情報を職員に迅速に処理し、適切な意思決定に結びつけられるよう、情報を読み取り・判断能力を研修、自己研さんにより向上させるものとする。

２　住民への伝達方法

沿岸地域住民に対する津波情報の伝達については、次により緊急かつ適正に行われるよう体制の整備に努める。

（１）自治区長に一斉ファックス送信を行い、有線放送の依頼をする。

（２）緊急防災無線や消防車、広報車等による徹底した警戒呼びかけ、勧告の伝達が行われるよう体制の整備に努める。

（３）防災気象情報の伝達や被災者の安否情報等について、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」等による伝達手段の整備拡充に努める。

（４）避難勧告等の情報を被災者等へ伝達できるよう、福岡県災害緊急情報自動配信システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。
また、緊急防災無線を活用し、広く住民に周知する。

（５）通信事業者等が行う被災者の安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効率的な活用が図られるように普及啓発に努める。

第１６節　津波災害予防体制の整備

地震発生後、時を移さずして、津波は沿岸地域を襲うが、それを防ぎょすることは極めて困難なため、「逃げる」ための避難対策（ソフト対策）を推進し、「防ぐ」対策（ハード対策）でこれを支援・補強するものとする。

また、町では、指定避難場所や指定避難所、経路等の周知について、緊急防災無線などによる住民への情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成・周知に努めるほか、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

１　津波災害予防対策のための基本的な考え方
２　津波に対する防災予防体制の整備
３　避難体制の整備
４　津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備
５　防災知識の普及、訓練の実施
６　津波避難訓練をする際の留意点等
７　津波に強いまちづくり

１　津波災害予防対策のための基本的な考え方

（１）津波の想定

津波災害対策の検討に当たっては、以下の２つのレベルの津波を想定することを基本とする。

ア　発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

イ　最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

（２）津波災害予防対策の基本的な考え方

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、避難を軸に、そのための防災意識の向上、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるよう努めるものとする。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるよう努力するものとする。

２　津波に対する防災予防体制の整備

（１）基本指針

町は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、例えば、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。また、交通の途絶、職員または職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努めるものとする。

（２）マニュアルの整備

町は、県との連携のもと、必要に応じ災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、防災関係機関等との連携等について徹底を図るものとする。

３　避難体制の整備

（１）避難行動の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生する恐れがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、町は、県との連携のもと、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。

ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、警察と十分調整を図るものとする。

（２）避難誘導時の安全の確保

消防団員や警察官、職員などが避難誘導や防災対応にあたる際は、避難誘導をする者の安全が確保されることを前提とする。

（３）指定緊急避難場所

指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることや津波浸水深以上の高さを有することが重要である。

町は、これらを踏まえ、自治公民館や集会所、隣接する広場や都市公園及びグラウンド等を、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、その切迫した危険から逃れるための指定緊急避難場所として、災害対策基本法第 49 条の 4 第 1 項及びその他関係法令等の規定に基づき指定する。

なお、指定緊急避難場所については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

町は、やむを得ず津波による被害の恐れのある場所を指定緊急避難場所に指定する

場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図るものとする。

避難場所においては、女性の意見を反映し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮するよう努めるものとする。

（４）指定避難所

町は、災害の危険性から避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在し、又は災害により自宅に戻れなくなった住民等が一定期間滞在する施設を、災害対策基本法第 49 条の 7 第 1 項の規定に基づく指定避難所として指定する。

指定避難所は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況等を勘案して指定するものとし、女性の意見を反映し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮するよう努めるものとする。

（５）防災関係職員の避難誘導体制の整備

町や防災関係機関は、職員、警察官、消防団員など防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

（６）避難行動要支援者の避難誘導体制の整備

町は、高齢者、障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、自治区、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、岡垣町避難行動要支援者避難支援プラン全体計画に基づき、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努め、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図るものとする。

町は、避難行動要支援者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。

（７）避難指示等の発令

町長は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

（７）町における津波避難対策

町は、避難場所のあり方に関し、女性等の意見を反映し、女性や子育て家庭等多様な生活者のニーズに配慮するよう努める。

４　津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

（１）伝達手段の確保

町は、住民、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人等に対する津波警報等の伝達手段として、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、消防車や広報車、旗などその他視覚的伝達方法等多様な手段の整備に努めるとともに、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図るものとする。

（２）伝達協力体制の確保

町は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施行管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、津波警報等の伝達協力体制を確保する。

（３）津波警報等災害情報伝達訓練の実施

町は、津波警報等を迅速かつ的確に伝達するため、県及び防災関係機関と連携して、災害情報伝達訓練を企画し実施するものとする。

（４）啓発及び訓練の実施

町は、地域住民に対し、各種講演会など各種普及啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり災害時要援護者にも配慮した津波警報等伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施するよう努めるものとする。

（５）学校等教育関係機関

学校等教育関係機関は、児童・生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施するよう努めるものとする。

５　防災知識の普及、訓練の実施

（１）防災知識の普及

町は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、県と連携のもと、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

さらに、防災知識の普及の際には、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者等の災害時要援護者等にも十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努めるものとする。

また、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。

ア　沿岸部においては、どこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度４程度）を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先

して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識

イ　津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報

ウ　地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、指定緊急避難場所や指定避難所の孤立や指定緊急避難場所や指定避難所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性

エ　３日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策

オ　警報・注意報発表時や避難指示等発令時にとるべき行動、指定緊急避難場所での行動

カ　災害時の家族内の連絡体制の確保

（２）防災教育の実施

教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育に努めるものとする。

町は、県との連携のもと、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する理解向上に努めるものとする。

町は、国及び県との連携のもと、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう、防災教育などを通じた関係主体による危機意識の共有に努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図るものとする。

また、町は、県との連携のもと、防災関係職員に対しても津波災害に関する研修を実施し、防災対応能力の向上を図るものとする。

（３）海抜の表示

住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、津波発生時に円滑な避難ができるよう、海抜の表示を計画的に行う。

（４）津波ハザードマップの整備

町は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、津波浸水想定を設定するとともに当該津波浸水想定を踏まえて指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図るものとする。

町は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、その内容を理解してもらうよう努めるものとする。

（５）防災訓練の実施

津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、国及び県との連携のもと、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

６　津波避難訓練をする際の留意点等

津波時における避難は迅速性を要するため、町は、県との連携のもと、津波避難訓練を行う場合には、できる限り災害遭遇時の社会心理学上の人間の心理特性（災害に対峙した場合に人間は避難することを躊躇することが多い）も意識するように努め、避難を率先して行う者をあらかじめ指名するなど、避難行動を早期に開始し住民も後に続くような方策を考慮するよう努めるものとする。

７　津波に強いまちづくり

（１）基本指針

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

（２）都市計画・土地利用計画等との連携

ア　基本方針

町は、県との連携のもと、新たな土地利用について検討する際、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所等、避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちについて検討していくものとする。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

町は、県との連携のもと、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係課による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。

イ　行政関連施設、要配慮者に関わる施設等について

町は、県との連携のもと、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水の恐れのある場所に立地する場合には、建物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また、公共施設等災害応急対策上重要な施設の津波対策については、特に万全を期するものとする。

（３）津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定

ア　区域の指定

町及び県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

町は津波災害警戒区域の指定のあったときは、地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、小・中学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。

イ　区域内の防災対策

①情報伝達体制

町は、地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

②避難体制

津波災害警戒区域が指定された場合、町長は、地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

③防災関連施設

町は、河川堤防の整備等を推進するとともに、内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。

町は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に行うため、主要な市街地等と高速道路とのアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

第１７節　土砂災害予防計画

都市化の進展に伴い、斜面への住宅建設が行われている場合など、地震による斜面崩壊等の被害も発生する可能性が考えられる。

そのため次のような点を留意する。

１　方針
２　災害危険地域の現状把握とパトロールの実施
３　住民への周知等
４　防災事業計画
５　開発の指導

１　方針

町は、県及び関係機関と連携のもと、地震による土砂災害を未然に防止するため、危険箇所を把握し、危険な箇所における災害防止策をハード・ソフト両面から実施する。

特にソフト面では、県が指定した土砂災害警戒区域等に基づき警戒避難体制の整備やハザードマップの作成を行うなど、土砂災害の防止に努める。

２　災害危険地域の現状把握とパトロールの実施

土砂災害を起こす可能性のある場所については、土砂災害防止法等により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について指定、公表されている。

地震時においては、これらの箇所においてがけ崩れ等の災害が発生する可能性があることから、標識表示を推進したりするとともに、危険箇所の指定状況を明記しておく必要がある。

また、関係機関と合同で定期的にパトロールを実施し、保全措置の進捗状況等当該危険箇所の現況を常時把握しておくものとする。

３　住民への周知等

・地震発生時には、できる限り速やかに土砂災害警戒区域等から避難するよう、緊急防災無線等により周知する。
・地震発生後に経年変化によって、二次的な土砂災害が発生する恐れもあることを十分に地域住民に伝え、避難地と併せて周知しておくことが必要である。

４　防災事業計画

法令に基づき土砂災害警戒区域に指定された場合に、各種の防災工事事業を行うこととなるがこれらについては、事業着手に係る優先度などを考慮して計画を策定する。

また、防災事業が完了した防災危険区域でも、時間の経過とともに山崩れ、がけ崩れの危険性をはらんでいることから、常に危険箇所の把握に努める必要がある。

５　開発の指導

宅地開発等において、土砂災害特別警戒区域等の用途不適区域を含まないよう開発指導に留意する。

第１８節　避難行動要支援者対策計画

阪神淡路大震災や東日本大震災のような大規模災害時においては、避難に時間を要する高齢者や障害者、乳幼児等の要配慮者は犠牲になりやすい。

このため、予想される被害を最小限にとどめ、災害時における要配慮者の安全確保を図るため、次の対策を講ずる。

１　留意点
２　在宅の避難行動要支援者対策
３　社会福祉施設、病院等の対策
４　保育所・幼稚園等対策
５　避難行動要支援者等への防災教育・訓練等の実施

１　留意点

（１）発災時間と対策との対応

災害の発生時期を事前に特定することは難しい。そのため、日頃から避難行動要支援者の避難支援体制整備に努めるとともに、町からの避難情報を、避難に要する時間等を考慮し早目に発令するよう努めることとする。

（２）行政と地域住民との協力体制の整備

広域な地域にわたって被害をもたらす災害に対しては、特に地域住民が助け合う「共助」の取り組みが必要である。

このため、避難行動要支援者に関して、平常時からの情報の共有や避難支援者の確保、避難訓練の実施など、避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進める。

（３）障害者等に対する配慮の必要性

障害者等に対し適切な情報を提供するために、災害ボランティア本部などを通じ、手話通訳者及び手話ボランティア等を確保することや福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」のさらなる普及促進を行なうこととする。

２　在宅の避難行動要支援者対策

町は、災害対策基本法や国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき「岡垣町避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」を作成し、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制などについて、本計画の下位計画として避難行動要支援者対策を位置づけている。

災害対策基本法や国の取組指針において、地域防災計画に定めるとして掲げられている下記の事項を含め、在宅の避難行動要支援者の避難支援については、岡垣町避難行動要支援者避難支援プラン全体計画により行う。

１．避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
２．名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
３．名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
４．名簿の更新に関する事項
５．避難支援等関係者となる者
６．避難支援等関係者の安全確保
７．要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

３　社会福祉施設、病院等の対策

（１）組織体制の整備

ア　町の役割

町は災害対応マニュアルの作成等を通じ、社会福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等の管理者を支援し、災害時の要配慮者の安全確保のための組織・体制の整備を促進するとともに、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等との連携を図り、要配慮者の安全確保に関する協力体制の整備に努める。

また、災害発生時における社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間の協力体制の整備に努める。

イ　社会福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等の管理者の役割

高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する社会福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等の管理者は災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導体制に十分に配慮した体制整備を行う。

また、町、自治区、民生委員・児童委員、施設相互間等と連携をとり、要配慮者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

（２）防災設備等の整備

ア　町の役割

町は、社会福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等の管理者を支援し、災害時の要配慮者の安全確保のための防災設備等の整備や、施設機能維持のための備蓄（水、電力、医薬品、非常用電源等）の推進、避難等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

イ　社会福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等の管理者の役割

社会福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等の管理者は、施設の立地や構造等に留意し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等の整備を行う。

また、災害発生に備え、要配慮者自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備を行う。

（３）要配慮者を考慮した防災基盤の整備

町は、要配慮者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等の立地を考慮し、避難地及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

４　保育所・幼稚園等対策

町は、保育所・幼稚園等の管理責任者を支援し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等の整備や避難訓練等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

５　避難行動要支援者等への防災教育・訓練等の実施

町は、県との連携のもと、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識や指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所の位置等の理解を高めるよう努める。

また、避難が必要な際に避難行動要支援者に避難を拒否されることで避難実施に時間を要し、避難を誘導・援護する自治区、民生委員・児童委員、福祉事業者や消防団等の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から避難行動要支援者に対する避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築に努めるものとする。

第１９節　災害ボランティアの活動環境等の整備

本節の内容は、第２章　第１３節「災害ボランティアの活動環境等の整備」（Ｐ.45）による。

第２０節　備蓄体制の整備

１　共通方針
２　給水体制の整備
３　食糧供給体制の整備
４　生活必需品等供給体制の整備
５　機材供給体制の整備
６　義援物資の受入体制の整備

１　共通方針

（１）町は、東日本大震災を踏まえ、大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、生活必需品、非常用電源その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備し、それらの供給のための備蓄基本計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、または指定避難所等の位置を勘案した地域完結型の分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。さらに、備蓄倉庫の設置場所についても、東日本大震災の教訓から、津波の浸水想定区域を避けるなど、その安全性に十分配慮するものとする。

また、町は、被災地への物資の輸送に当たっては、町の物資拠点への輸送にとどまらず、発災直後から一定期間は必要に応じて指定避難所等に搬送するなど、被災者に確実に届くよう配慮するよう努めるものとする。

さらに、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

（２）被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

（３）町は、一般家庭や事業所に対して、災害時への備えとして以下について周知徹底するとともに、在宅の避難行動要支援者への地域住民による食糧及び生活物資配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

ア　平常時から３日分（３リットル／人・日）以上の飲料水の備蓄や飲料水以外の生活用水の確保

イ　最低２～３日分の食糧及び生活物資の自主的確保

（４）町及び関係機関は、第５章　第１３節「救援救護計画」に示す活動方法・内容を十分に理解しておく。

２　給水体制の整備

（１）趣旨

震災時は、広範囲にわたる水道施設の破損や停電による浄水施設等の停止により水道水の汚染や断水が予想される。そのため、町は、平常時から水道施設の耐震性強化、被災時の給水の確保や復旧のための体制について整備しておく必要がある。

（２）補給水利等の把握

町は、震災時において適切な対応がとれるよう、日頃から施設の現況把握に努めるとともに、被災時の応急飲料水の確保を考慮し、地下水や涌水等の緊急水源の確保、配水池等構造物への緊急遮断弁の設置や耐震性貯水槽等の整備等を計画的に進める。

（３）給水用資機材の確保

町は、必要な給水タンクや給水容器類及び応急給水用の給配水管等を準備しておくとともに、給水容器の借上や輸送等について、関係機関との間に災害時における協定を締結し、飲料水等の確保を図る。

（４）危機管理体制の整備

町は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、震災時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水活動体制等の整備に努める。

（５）水道施設の応急復旧体制の整備

町は、水道施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るため、事前に復旧に要する業者等との間において災害時における協定を締結する等、応急復旧体制の整備を図る。

３　食糧供給体制の整備

（１）趣旨

町は、県及び関係機関と連携し、災害により日常の食事に支障を生じた者等に対する炊き出しその他による食糧の供給体制の整備に努める。

この場合、災害時により混乱・途絶していた市場流通がある程度回復するまでの間の食糧を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制の整備に努める。

（２）食糧の備蓄

ア　町の備蓄推進

町は、食糧の備蓄に当たり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄または指定避難所等の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。なお、この場合、食糧の供給途絶が生命に係わる可能性のある高齢者、乳幼児及びアレルギー体質者等食事療法を要する者等に特に配慮するものとする。

イ　住民・事業所の備蓄推進

住民は、大規模地震発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、３日分相当の食糧の備蓄を行うよう住民に啓発する。また、事業所内においても最低３日間は従業員が待機できるように、その分の水や食糧などをできるだけ企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出すことがないように努める。

（３）災害時民間協力体制の整備

ア　関係業者と災害時の協力協定締結の推進

町は、食糧関係業者（弁当等）との災害時の協力協定締結に努める。

この場合、協定内容は原則として、食糧の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

イ　農業団体と災害時の協力協定締結の推進

町は、農業団体との災害時の協力協定締結に努める。

ウ　ＬＰガス業者等との協力体制の整備

①指定避難所等へのＬＰガスの供給体制の構築

町は、指定避難所等へのＬＰガス及びガス器具の供給等について、（社）福岡県ＬＰガス協会やＬＰガス事業者との間で協力体制の構築に努める。

②給食施設等の応急復旧体制の整備

町は、被害を受けた学校給食施設等の応急復旧、炊飯施設の仮設について、ＬＰガス事業者との間で協力体制の整備に努める。

４　生活必需品等供給体制の整備

（１）趣旨

災害時には、生活上必要な被服、寝具その他日常用品等をそう失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給与または貸与する必要がある。

そのため、町は、災害により混乱・途絶した市場流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制の整備に努める。

（２）生活物資の備蓄

ア　町の備蓄推進

町は、生活必需品の備蓄に当たり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄または指定避難所等の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、生活物資の不足による影響が特に懸念される高齢者や障害者、乳幼児等の要配慮者に特に配慮するものとする。

イ　住民・事業所の備蓄推進

住民は、大規模地震災発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、３日分相当の生活必需品等の備蓄を行うよう努める。また、事業所内においても最低３日間は従業員が待機できるように、その分の水や食糧などを可能な限り企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出すことがないように努める。

（３）災害時民間協力体制の整備

町は、生活物資等関係業者との災害時の協力協定締結に努める。

この場合、協定内容は原則として、生活物資等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

５　機材供給体制の整備

（１）趣旨

災害時には、ライフラインの被害等により、指定避難所や災害対策本部等で発電機や仮設トイレ、その他機材が必要となるため、町は、県との連携のもと、迅速な供給ができるよう、備蓄基本計画に基づき平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制の整備に努める。

（２）機材の備蓄

町は、機材の備蓄に当たり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び高齢者や障害者、女性等にも配慮するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄または指定避難所等の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

６　義援物資の受入体制の整備

町は、県との連携のもと、災害時に被災者が必要とする物資の内容を把握するとともに、迅速かつ的確に被災者へ供給できるよう受入体制の整備及び確保した義援物資の配送方法の確立に努める。

第２１節　住宅の確保体制の整備

本節の内容は、第２章　第１５節「住宅の確保体制の整備」（Ｐ.50）による。

第２２節　ごみ・し尿・がれき処理体制整備計画

本節の内容は、第２章　第１６節「ごみ・し尿・がれき処理体制整備計画」（Ｐ.51）による。

第２３節　保健衛生・防疫体制の整備

本節の内容は、第２章　第１７節「保健衛生・防疫体制の整備」（Ｐ.53）による。

第２４節　液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

１　総論
２　液状化対策の普及・啓発

１　総論

町は、県及び防災関係機関等との連携のもと、液状化による被害を最小限にくい止めるため、公共事業などの実施にあたって、必要に応じて、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を実施する。

２　液状化対策の普及・啓発

町は、県及び防災関係機関と連携のもと、住民・施工業者等に対して液状化対策に有効な基礎構造等について知識の普及・啓発を図る。

第５章　災害応急対策計画

（地震・津波対策）

第５章　災害応急対策計画（地震・津波対策）

第１節　職員動員計画

大規模地震・津波発生時には、特に発災直後において防災関係機関に対し緊急な連絡によって、的確な初動対応を行うことが極めて重要であり、災害応急活動体制を速やかに整える必要がある。

このため、福岡管区気象台が発表する地震・津波に関する情報及び関係機関から収集した震度情報や津波情報等により、一定規模以上の地震・津波が発生した場合においては、町は以下により迅速かつ的確に災害応急活動体制を整え、職員の動員配備を行う。

１　町の組織体制の確立
２　指定行政機関等の活動体制
３　災害救助法の適用手続等

１　町の組織体制の確立

（１）意思決定権者代理順位

災害対策本部の設置・自衛隊派遣要請等、応急活動の実施に際し、意志決定権者が不在または連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合においては、下記の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。この場合においては、代理で意思決定を行った者は、可及的速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。

町 長 → 副町長 → 地域づくり課長 → 総務課長 → 企画政策室長

（２）夜間・休日発災時の初動体制の確立

ア　緊急参集

休日、夜間等に大規模災害が発生した場合は、通信、交通等の途絶により、この計画に定める非常配備体制を直ちにとることも困難になると考えられる。この場合は、災害対策本部の設置を待たず、次のような体制で発災初期の応急対策を実施する。

①時期

休日、夜間等に町内で震度６弱以上の地震が発生したとき。

②配備体制

全職員は、自発的に手段を尽くして、速やかに災害対策本部に参集するものとし、次の区分に従って発災初期の応急対策に従事する。

a　町内並びに隣接する市町村に居住する職員

直ちに参集して情報の収集伝達、避難誘導、救護等緊急性の高い応急対策等に従事する。

b　a 以外の職員

速やかに参集して、直ちにその所属する応急対策に従事する。

③指揮系統

各課長が不在の場合は、出動した者のうち上席者が各課長に代わって指揮をとり、各課長が出動した時点でこれを引き継ぐものとする。

④災害対策本部が設置された後は、本部長の指示により必要な非常配備体制に移行する。

イ　自主参集

あらかじめ定める配備要員は、所定の連絡動員方法によるほか、夜間・休日等勤務時間外において地震による揺れを感じたときは、テレビ・ラジオ等により震度情報・津波情報を確認し、下記の基準により自主的に参集するものとする。

配　備　要　員	自主参集の基準
地域づくり課等	町内に震度４の地震が発生し、または津波注意報が発表されたとき。
警戒体制　配備要員	町内に震度５弱の地震が発生し、または津波警報が発表されたとき。
災害対策　本部員 （非常体制　第１配備）	町内に震度５強の地震が発生し、または大津波警報が発表されたとき。
災害対策　本部員 （非常体制　第２配備）	町内に震度６弱以上の地震が発生したとき。

①居住地の周辺で大規模な被害が発生し、住民、自主防災組織等による人命救助活動が実施されているときは、その旨を所属する課長に連絡し、これに参加することとする。

②参集に際しては、居住地の周辺及び各所属に赴く途上の地域の被害状況に注視し、これを随時連絡することとする。

③交通途絶等により登庁することが困難な職員は、各課長に連絡し、その指示に従うこと。

（３）災害対策本部

ア　災害対策本部の設置

町長は、町内に震度５強の地震が発生し、または大津波警報が発表された時、非常体制を指令する必要があると認めたときは、災害対策本部を役場庁舎内に設置するとともに、防災関係機関等の防災組織をもって応急対策を実施する。（資料Ｐ.66）

また、災害対策本部が被災により設置不可能な場合には、代替施設での応急対策を実施する。

動員の配備体制は次の通りとする。

設置体制	設置・要員配備基準
地域づくり課等職員	町内に震度４の地震が発生したとき、または津波注意報が発表されたとき。
警戒体制	町内に震度５弱の地震が発生したとき、または津波警報が発表されたとき。
非常体制第１配備	町内に震度５強の地震が発生し、または大津波警報が発表されたとき。
非常体制第２配備	町内に震度６弱以上の地震が発生したとき。

イ　災害対策本部会議の開催

災害に関する応急対策について方針を決定し、その実施を推進するため、必要に応じて本部長は、副本部長及び本部員を召集し災害対策本部会議を開催する。

ウ　災害対策本部の廃止

災害対策本部は、災害の危険が解消し、または災害の応急対策が完了したと本部長が認めた時に廃止する。

エ　災害対策本部の設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置または廃止したときは、次にあげる機関等に通知するものとする。

・県
・県警察
・遠賀郡消防本部
・防災関係機関
・議会議長
・自治区長

オ　災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、次の通りとする。

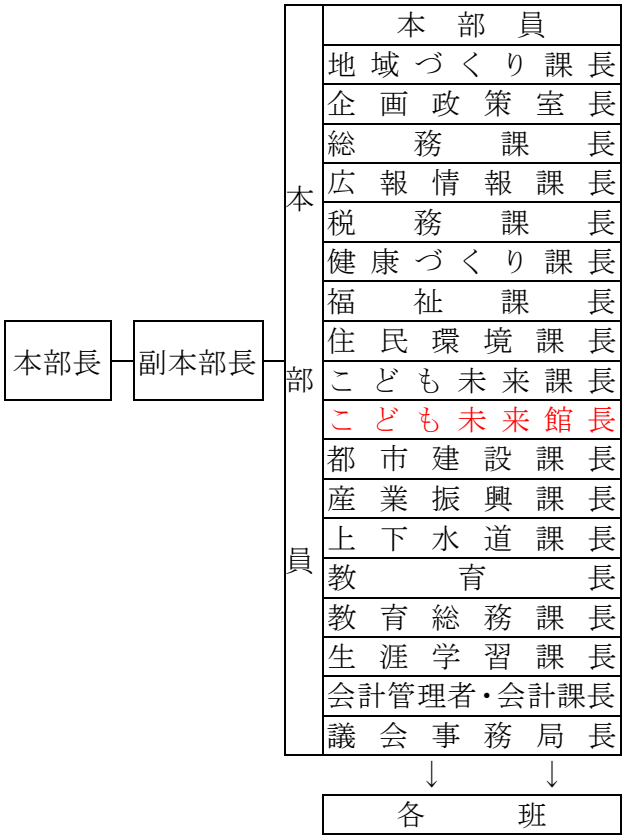

・本　　部　　長：災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
・副　本　部　長：本部長を補助し、事故のある時は、その職務を代理する。
・本部員（各課長）：本部長の命を受け、本部の事務に従事するほか、必要に応じて現地におもむき指揮を取る。

カ　部・班の編成及び分掌事務

部・班の編成及び分掌事務は、（資料編Ｐ．7～11）のとおりである。

キ　動員計画

災害対策本部を設置した場合の動員は、次の要領による。

①地域づくり課長は、本部長の指示を受け配備の体制を関係課長に通知する。

②関係課長は、指示された配備の体制の範囲内において職員の動員を行う。

職員の動員連絡方法については（資料編Ｐ.63～65）に準拠する。

※配備要員は、常に所在を明らかにし災害の発生が予想される事態または災害の発生を知ったときは、直ちに登庁し担当課長に連絡してその指示を受けなければならない。

③関係課長は、配備要員の配備を完了したときは、速やかに地域づくり課長に報告し、地域づくり課長は本部長に報告するものとする。

なお、班編成及び配備計画は、（資料編Ｐ.61～62）のとおりである。

ク　参集場所

参集場所は、各職員指定の場所とする。

（４）職員の動員連絡方法

勤務時間内の動員方法と、休日夜間等の動員方法は、（資料編Ｐ.63～65）のとおりである。

２　指定行政機関等の活動体制

（１）各指定行政機関

ア　指定地方行政機関

地震による災害が発生し、または発生する恐れがある場合は、法令、防災業務計画及び地域防災計画の定めるところにより、その分掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講ずる。

イ　指定公共機関及び指定地方公共機関

地震による災害が発生し、または発生する恐れがある場合は、法令、防災業務計画及び地域防災計画の定めるところにより、その分掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

ウ　公共施設の指定緊急避難場所又は指定避難所等の施設管理者

公共施設の指定緊急避難場所又は指定避難所等の施設管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、地震による災害が発生し、または発生する恐れがある場合は、法令、地域防災計画の定めるところにより、その分掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

（２）活動体制

ア　組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共施設の指定緊急避難場所又は指定避難所等の施設管理者等は、それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備、及び服務の基準を定めておくものとする。

イ　職員の派遣

本部長は、災害対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めたときは、指定地方公共機関の長に対して、その担当職員を派遣するよう要請する。

３　災害救助法の適用手続等

（１）災害救助法の適用基準

ア　知事は、災害による被害の程度が次のいずれかに該当する場合には、市町村、その他関係機関及び県民等の協力の下に災害救助法による救助を実施する。

・本町の区域内の住家滅失世帯数が 60 世帯以上であること。

・県の区域内の住家滅失世帯数が 2､500 世帯以上であり、本町の住家滅失世帯数が 30 世帯以上であること。

・県の区域内の住家滅失世帯数が 12､000 世帯以上である場合または災害が隔絶した地域に発生したものである等、り災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

・多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、または受ける恐れが生じたこと。

イ　住家が半壊しまたは半焼する等、著しく損傷した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。

（２）救助の実施

法による救助の種類は、次のとおりである。

・収容施設（応急仮設住宅を除く）の供与
・炊き出し、その他による食品の供与及び飲料水の供与
・被服、寝具、その他生活必需品の供与または貸与
・医療及び助産
・災害にかかった者の救出
・災害にかかった住宅の応急処理
・正業に必要な資金等
・学用品の供与
・埋葬
・遺体の捜索及び処理
・災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹材等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
・応急仮設住宅の供与

第２節　防災関係機関の応援要請

本節の内容は、第３章　第２節「防災関係機関の応援要請」（Ｐ.59）による。

第３節　災害ボランティアの受入・支援

本節の内容は、第３章　第３節「災害ボランティアの受入・支援」（Ｐ.60）による。

第４節　地震津波情報伝達対策（緊急地震速報、津波警報・注意報等の伝達）

地震が発生した場合、緊急地震速報、津波警報・注意報、津波情報や地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）は、防災関係機関等が効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。また、津波による被害、特に人的な被害を防止するためには、できるだけ早く情報を伝達し被害を受ける恐れのある地域から住民、漁民等あるいは漁船、漁具などを避難させることが重要となる。 このため、緊急地震速報、津波警報･注意報等の受領伝達を迅速・確実に実施する。

１　津波警報・注意報の伝達

１　津波警報・注意報の伝達

町から住民等（漁業・港湾関係者、地方公共団体の職員及び海水浴客等も含む）への周知方法を以下に示す。

・津波警報等の伝達を受けたときまたは伝達ルートに関係なく覚知したときは、町は地域防災計画に基づき関係住民等に対し、必要と認められる予警報だけでなく、予想される事態及びこれに対する取るべき措置の伝達周知を行う。
これらの一般的な周知方法は次のとおりである。

（１）直接的な方法

・町緊急防災無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により自動起動された緊急防災無線またはラジオによる同報的運用による通報
・消防車や広報車等の利用
・水防計画等による警鐘の利用
・電話・口頭・屋外拡声器による戸別通知
・有線放送の利用
・漁業無線の利用
・緊急速報エリアメールの利用
・防災メール・まもるくんの利用
・町公式ホームページの利用
・戸別受信機の利用
・その他旗等視覚的伝達手段

（２）間接的な方法

・自治区や地域住民を通じての通知
・漁業協同組合を通じての通知
・他機関を通じての通知

第５節　津波災害応急対策の実施（津波への対処）

津波が発生した場合、安全に避難するためには早期の自発的な避難が重要である。そのため、住民が早期に自発的な避難を開始できるよう避難対策を充実する必要がある。

なお、地震に伴う災害対策としては、主に揺れによるものと津波によるものとがあるが、本節は、主として津波によるものを対象として記述している。津波による災害対策は揺れによる災害対策と重なるところもあるので、本節以外も合わせて震災対策のために活用すべきものである。

１　津波災害応急対策のための基本的な考え方
２　津波に対する防災体制の整備
３　津波に対する避難体制の整備
４　沿岸地域等の住民等に対する広報体制の整備
５　沿岸地域住民等の自衛措置
６　津波避難時の留意点等
７　救急・救助活動

１　津波災害応急対策のための基本的な考え方

津波が発生し、または発生する恐れがある場合には迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして、以下に掲げる事項を平常時より怠りなく行う必要がある。特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難対策を充実・強化する必要がある。

津波災害の災害応急対策としては、災害発生直前の警報等の伝達、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。さらに、応急収容、必要な生活支援（食料、水、燃料等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害風水害など）の防止を行っていくこととなる。この他、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

２　津波に対する防災体制の整備

町は、災害予防対策で整備した職員の非常参集体制のもと、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のための職員初動マニュアルに基づき、他の職員、機関等と連携しながら、適時適切な防災対策を実施していくものとする。

３　津波に対する避難体制の整備

（１）避難行動の原則

津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、災害予防対策で検討した自動車で安全かつ確実に避難できる方策に基づき、適切に避難を行うものとする。

（２）避難誘導の原則

町は、災害予防対策で検討した対策に基づき避難誘導者等の安全を確保した上で避難誘導や防災対応に当たるものとする。

４　沿岸地域等の住民等に対する広報体制の整備

地震を感じたときは、次の情報伝達措置を行う。

（１）海岸等における広報

町は、沿岸の住民、海水浴客、釣り人等に対し、緊急防災無線、消防車や広報車等により、海岸から退避するよう広報する。

また、津波警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人等にも確実に伝達できるよう、緊急防災無線、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図るものとする。

（２）河川遡上に関する広報

海岸沿いから続く標高３～４ｍの低地においては、津波の河川遡上による浸水被害を受ける恐れがあるので、沿岸地域に到達した津波の河川遡上に備えて、河川付近の低地にある者等に対し、町防災行政無線、消防車や広報車等により、該当する低地から退避するよう広報する。

５　沿岸地域住民等の自衛措置

沿岸地域住民は、日頃から十分な津波避難訓練を行うように努め、沿岸地域において強い揺れ等を感じたときは、住民、船舶等は、迷うことなく自発的に直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難するなど、自衛措置をとるものとする。

６　津波避難時の留意点等

津波時における避難は迅速性を要するため、町は、津波避難訓練をする際には災害予防対策で示した留意点等に基づき、災害に対峙した場合に人間は避難することを躊躇することが多いという人間の心理特性も意識するように努めながら、避難行動を早期に開始し住民も後に続くような方策を実施するよう努めるものとする。

７　救急・救助活動

町は、津波災害警戒区域内では、地域防災計画に主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の所在地を定めること等から、当該情報も活用して救助・救急活動に努めるものとする。

第６節　情報の収集・伝達計画

地震が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。このため、関係機関は被害情報等の収集・連絡を迅速に行うこととする。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段を用いて収集伝達し、被害規模の早期把握を行うものとする。

１　被害情報の収集と被害規模の早期把握
２　通信計画

１　被害情報の収集と被害規模の早期把握

大規模地震が発生した場合、町の活動体制の規模、広域応援要請、自衛隊派遣要請の必要性とその規模及び災害救助法の適用の必要性等を早期に判断する必要があるため、早い段階で被害規模の把握に努める。

（１）被害中心地及び被害規模の推定

町は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための、関連情報の収集に当たる。

町は、自衛隊（震度５弱以上の場合）、警察、消防等が実施するヘリコプターによる上空からの情報の収集、あるいは、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。

（２）地震発生直後の被害の第１次情報等の収集・連絡

町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

町は災害情報の収集に当たっては、所轄警察署と緊密に連絡する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）または県に連絡するものとする。

（３）応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

（４）県への報告等

町は、即座に概括情報の収集を行い、災害即報様式等、所定の様式によらず、電話等により県に対し報告するものとし、その後速やかに「火災・災害等即報要領」に基づき被害状況を報告するものとする。また、必要に応じ防災関係機関に対し、災害状況を連絡し、必要な応援等を要請することとする。

なお、被害状況の報告基準、方法等については、福岡県災害調査報告実施要領の定めるところによる。

（５）報告責任者

各種被害情報の収集・報告責任者は、地域づくり課長とする。

２　通信計画

（１）災害発生直後の対応

災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

このため、必要に応じ、町は、災害発生直後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

（２）災害時における通信連絡

災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、町と県とで相互に通信連絡を行う場合は、福岡県防災・行政情報通信ネットワークを活用する。

町から県への被害情報の収集処理を迅速に行うため、防災情報システムを活用する。

第７節　広報・広聴

本節の内容は、第３章　第５節「広報・公聴」（Ｐ.66）による。

第８節　二次災害の防止

大規模な火災、危険物・毒劇物等の漏洩等の二次災害及び余震等に伴う二次災害に対する活動を定める。

１　余震、降雨等に伴う二次災害の防止
２　ため池施設災害応急対策

１　余震、降雨等に伴う二次災害の防止

町及び関係機関は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害、建築物被害の危険を防止することとする。

（１）水害・土砂災害・宅地災害対策

町は、降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険性が高いと判断された箇所については、県との連携のもと、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生の恐れのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

（２）建築物災害対策－被災建築物応急危険度判定－

町は、被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため被災建築物の応急危険度判定を行う。応急危険度判定は、登録された応急危険度判定士を活用して、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行うものとする。

（３）宅地災害対策－被災宅地危険度判定－

町は、被災した宅地の余震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため被災宅地の危険度判定を行う。

危険度判定は、登録された危険度判定士を活用して宅地の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行うものとする。

２　ため池施設災害応急対策

計画内容は、第３章　第６節「二次災害の防止」（Ｐ.67）による。

第９節　震災消防計画

地震発生時には、同時多発火災、道路の寸断等危険現象が複合的に発生するので、遠賀郡消防本部及び消防団は現有消防力の有機的運用により効果的な消防活動を図るものとする。

１　地震発生時の防災対策
２　消防の措置
３　災害時の消防活動体制
４　消防活動

１　地震発生時の防災対策

地震が発生した場合、火災による人命危険が予想されるので、消防活動の基本方針を次の３点とし、現有消防力を最大限に活用し活動に当たるものとする。

ア　地震による火災の発生の防止

イ　地震により発生した火災の初期鎮圧と延焼の防止

ウ　地震災害からの人命安全の確保

２　消防の措置

自主防災組織を駆使して、速やかに地域における活動を開始する。

ア　出火防止の指示及び初期消火の徹底

地震発生と同時に居住付近に対して出火防止を呼び掛けるとともに、火災を発見したときは、付近住民、自主防災組織にも協力を要請して初期消火の徹底を図る。

イ　消防活動

地震の被害は、地震の強さ、地盤等によって異なるが、火災及び救出・救助事象が多発することが予測される。

これに対応するため、災害情報収集を行い、さらに有線、無線通信施設を効果的に活用するとともに、火災発見件数及び災害規模等状況に応じて、消防力を効果的に運用し、人命の安全確保と被害の軽減を図るため消防活動を行う。

３　災害時の消防活動体制

計画内容は、第３章　第７節「消防対策計画」（Ｐ.68）による。

４　消防活動

計画内容は、第３章　第７節「消防対策計画」（Ｐ.68）による。

第１０節　避難対策計画

本節の内容は、第３章　第９節「避難対策計画」（Ｐ.73）による。
なお、避難の勧告・指示の伝え方及び例文は、（資料編Ｐ.67～71）による。

第１１節　避難行動要支援者の支援

本節の内容は、第３章　第１０節「避難行動要支援者の支援」（Ｐ.79）による。

第１２節　公安警備・交通計画

災害発生時には、さまざまな社会的混乱、道路交通渋滞等が発生する。

このため、地域住民の安全確保、社会的混乱に乗じて発生する各種犯罪の防止、交通秩序等を目的とした地域安全対策、交通規制対策は次の通りである。

１　犯罪の予防・取締り
２　交通規制

１　犯罪の予防・取締り

犯罪の予防・取締りについては、警察が実施する陸上警備並びに若松海上保安部が実施する海上警備がある。よってこれらの機関と密接な連携をとりながら、地域の安全と秩序の維持を図っていく。

また、町としても住民が避難した地域について、地域安全活動を強化して、犯罪の予防、財産の保護に努めるものとし、防犯協会等とも協力しながらパトロール活動を実施する。

２　交通規制

陸上の交通対策として、次の通り警察（公安委員会）及び道路管理者等が相互に連携・協力し、的確・円滑な災害応急対策を実施する。

（１）警察（公安委員会）による交通規制等

・災害が発生し、あるいはまさに発生しようとしている場合において、交通の安全を円滑に図り、そして、災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、区間または区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限する。

・災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保する必要があると認めるときは、緊急通行車両の先導を行う。

・緊急通行車両の通行の確保等、的確・円滑な災害応急対策を行うため、防災関係機関等に対する協力要請をはじめ、広域交通管制及び交通広報等による交通総量抑制対策を実施する。

（２）道路管理者による交通の禁止、制限

道路の損壊、欠損等の事由により、交通が危険であると認められる場合には、区間を定めて道路の通行を禁止または制限する。

第１３節　救援救護計画

災害時における救援・救護対策は、災害対策の重要な施策の一つである。災害が発生した場合、被害を最小限度に抑え、人命の安全を確保するためには、救援救護活動を迅速かつ円滑に行うことが重要である。このため、次のような施策を定める。

１　給水及び食糧の給付
２　生活物資の給付
３　医療・助産
４　救出・救助
５　防疫及び保健衛生
６　遺体の捜査・処理・埋葬対策計画
７　輸送車両等の確保
８　労力の確保

１　給水及び食糧の給付

（１）応急給水

震災時は水道管の破裂や、地殻変動による地下水脈の変化により、水道の供給不能、地下水の汲み上げ不能及び汚染により、飲料水の枯渇等が発生する。町長は、以下により飲料水の供給を図る。

・給水基準

飲料水の供給については、基本水量を一人１日３ﾘｯﾄﾙとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水も確保する。

・給水方法

浄水場より直接取り入れ、ポリタンクにより給水し、飲料水として供給する。

以上、応急給水について述べたが、第３章　第１３節「給水対策計画」（P.85）も準拠する。

（２）食糧供給

計画内容は、第３章　第１２節「食糧供給計画」（P.83）による。

２　生活物資の給付

（１）物資調達計画

計画内容は、第３章　第１４節「生活必需品等の供給対策計画」（P.88）による。

３　医療・助産

計画内容は、第３章　第１５節「医療・助産対策計画」（P.90）による。

４　救出・救助

計画内容は、第３章　第１１節「救出計画」（P.81）による。

５　防疫及び保健衛生

計画内容は、第３章　第１９節「防疫・保健衛生対策計画」（Ｐ.98）による。

６　遺体の捜索・処理・埋葬対策計画

計画内容は、第３章　第１６節「遺体の捜索・処理・埋葬対策計画」（Ｐ．92）による。

７　輸送車両等の確保

計画内容は、第３章　第１８節「輸送対策計画」（Ｐ.96）による。

８　労力の確保

（１）労力確保の要領

ア　災害応急対策を実施する際に、不足する労力については民間団体の協力を得て、労務の供給を図るものとする。

イ　応急援護の実施に必要な労務の雇上げは、次の救助を実施するために不足する労力を補うために行うものとする。

①被災者の避難
②医療及び助産における移送
③被災者の救出
④飲料水の供給
⑤救援用物資の整理、輸送及び配分
⑥遺体の捜索
⑦遺体の処理

（２）賃金

災害救助法に定める実費とする。

第１４節　被災地の応急対策計画

震災時には、家屋の倒壊、火災等により多量の障害物や廃棄物が排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくる。このため、被災地の住民が当分の間の生活に支障がないよう、環境保全を図るとともに家屋を喪失した者に対し、応急仮設住宅の建設等を行う。これらについて、次のとおり定める。

１　清掃及び障害物除去
２　応急仮設住宅及び住宅の応急修理
３　道路施設災害応急対策

１　清掃及び障害物除去

（１）清掃計画
計画内容は、第３章　第２０節「環境衛生対策計画」（Ｐ.100）による。

（２）障害物の除去
計画内容は、第３章　第１７節「障害物の除去対策計画」（Ｐ.95）による。

２　応急仮設住宅及び住宅の応急修理
計画内容は、第３章　第２１節「応急仮設住宅計画」（Ｐ.103）による。

３　道路施設災害応急対策
地震発生時に道路の果たす役割は重要であり、通行の可否により被害状況が異なってくる。

道路は、避難路、緊急輸送路、連絡路、延焼遮断帯等、多種多用の機能をもち、地震防災上きわめて重要となってくる。

このため、道路施設災害の応急対策は発災後、直ちに行わなければならない。

（１）応急処置
ア　路面の亀裂、地割れ及び沈下等については、土砂、砕石の充てん、または盛土をする。
イ　土砂等により通行が不可能になった場合は、重機等により崩壊土砂の除去を行うものとする。
ウ　倒壊した電柱、街路樹及び落下物については、一時路端に積み置く。
エ　被害の状況により、車両の安全走行が図れない状況が生じた場合には、防災関係機関等と協議し必要な措置を講ずる。
①交通途絶の場合は、う回路標識等により一方通行、その他状況に応じた措置をとる。
②これらの状況等については、利用者に対し必要な広報を行うものとする。

第１５節　文教対策計画

本節の内容は、第３章　第２２節「文教対策計画」（Ｐ.105）による。

第１６節　生活関連施設等応急対策計画

都市生活の基幹をなす上下水道、電気、ガス、電話、交通等の都市施設が被災した場合、都市機能が麻痺し、住民に与える影響は大きい。このため各防災関係機関において、それぞれの活動体制を確立して相互に連携し、応急対策、広報活動を的確に実施するために次のことを定める。

１　上下水道施設
２　電力施設
３　ガス施設
４　交通施設
５　通信施設

１　上下水道施設

計画内容は、第３章　第２３節「公共的施設に対する対策計画」（Ｐ.108）による。

２　電力施設

震災時における電力施設の応急対策は、社会一般に及ぼす影響の大きいことを考慮し、被害の早期復旧を図るものとする。なお、計画内容は、第３章　第２３節「公共的施設に対する対策計画」（Ｐ.108）による。

３　ガス施設

計画内容は、第３章　第２３節「公共的施設に対する対策計画」（Ｐ.108）による。

４　交通施設

計画内容は、第３章　第２３節「公共的施設に対する対策計画」（Ｐ.108）による。

５　通信施設

計画内容は、第３章　第２３節「公共的施設に対する対策計画」（Ｐ.108）による。

第１７節　自衛隊派遣要請計画

本節の内容は、第３章　第２４節「自衛隊派遣要請計画」（Ｐ.112）による。

第６章　災害復旧・復興計画

第６章　災害復旧・復興計画

第１節　基本方針

現在の科学技術では、災害が発生する前にその規模、発生時期及び場所等を予測し、災害を防止することは困難であるため、一度大規模な災害が発生した場合には、多くの生命、身体及び財産を失うことも十分想定されるところである。

こうした場合に最も急務とされるのは、甚大な災害により住み慣れた住居や財産を失った被災者の生活の再建であることから、対策としては被災者の生活再建を基本に、次に掲げる事項に留意しながら、県や関係機関等と連携して迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

（１）被災者が安心して日常生活を送れるよう、生活の早期安定のためのきめ細かな支援を行う。

（２）被災地の復旧・復興は、女性や子ども、高齢者や障害者等あらゆる人々の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。

第２節　災害復旧事業の推進計画

災害復旧事業の実施に当たっては、あらかじめ定められた物資や資機材の調達及び人材の広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧工事や支援を行うものとする。

また、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本とし、災害による被害の再発防止等の観点から、可能な限り改良復旧工事を行うものとする。

１　復旧事業計画
２　がれきの処理

１　復旧事業計画

自然災害により施設が被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、関係機関等と協議の上、復旧事業計画の策定に努めるものとする。

（１）公共土木施設災害復旧事業計画

河川、海岸、砂防施設、治山施設、道路、橋りょう等については、被害の発生原因を追求し、関係機関等との総合的連携のもと、迅速かつ適切な復旧事業を施行し、必要とする施設の新設改良等を併せて行うことにより被害の発生を防止する。

（２）農林水産施設災害復旧事業計画

農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設等の復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、関係機関等との総合的連携のもと、迅速かつ適切な復旧事業が施行されるように努めるものとする。

また、災害復旧事業のみでは、将来、復旧施設が再度災害を蒙る恐れがある場合には、復旧施設またはこれに関する施設を改良するために災害復旧事業と併せて行う災害関連事業により、災害による被害防止に努めるものとする。

海岸保全施設を背後にした農地が、震災による津波が海岸保全施設を超えて被災した場合、速やかに農地としての機能を回復するために、農地の除塩を実施するように努めるものとする。

（３）公立文教施設災害復旧事業計画

ア　児童、生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速かつ適切な復旧を促進する。

イ　災害による被害防止のため、原因を追及し、不燃堅牢構造化、防災施設の設置等を図る。

（４）社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

ア　施設の性格上、緊急に復旧する必要があるため、国及び県による補助または関係機関等の融資を促進する。

イ　災害による被害防止のため設置場所、構造、その他防災施設等について十分検討する。

（５）医療施設災害復旧事業計画

住民の健康を増進し公衆衛生の向上を図るため、迅速かつ適切な復旧計画により早期復旧を促進する。

（６）公用財産復旧事業計画

行政的、社会的な影響を勘案して早期復旧を促進する。

（７）ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画

住民の日常生活と密接な関係があるため、早期復旧を促進し、可能な限り自治区ごとの復旧予定時期を明示するものとする。

２　がれきの処理

町及び関係機関は、がれきの処理方法を確立するとともに、仮設場、最終処分を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適切な処理を行うものとする。

また、環境汚染の未然防止または住民等の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

第３節　民生安定等のための緊急計画

災害時には、多くの住民が負傷したり、生命や財産等を喪失したりする。また、電気、ガスまたは電話の途絶などにより、かなりの混乱状態におちいることが予想される。このため、被災した住民の生活の建て直しを援護し、自力復興を促進して、生活の早期安定を図るために本計画を定めるものとする。

なお、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みに加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定やり災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者にり災証明を交付するよう努めるものとする。

１　生活相談
２　援助資金の貸付等
３　職業のあっせん
４　生活保護制度の活用
５　乳幼児等の保護
６　生活必需物資の復旧資機材等の供給
７　被災中小企業の振興
８　災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発

１　生活相談

災害時における住民からの様々な問い合わせや要望等に的確かつ迅速に対応するため、町は次に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じ、消防車や広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。なお、相談所の設置に当たっては、女性相談員を配置するなど女性が相談しやすい環境を整えるものとする。

（２）国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。相談窓口では、町の対策のみではなく、総合的に情報提供を行ったり、必要に応じて的確な窓口への誘導を図るものとする。
また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地に係る地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努めるものとする。

２　援助資金の貸付等

町は、県及びその他関係機関と協力し、次の事項について災害の規模に応じて必要な措置を講ずるとともに、被災者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、パンフレット等の作成配布、広報等を行うものとする。

（１）低所得世帯に対する災害援護資金または生活福祉資金の貸付け

（２）母子世帯に対する母子福祉資金の貸付け

（３）寡婦世帯に対する寡婦福祉資金の貸付け

（４）農林漁業者に対する天災資金及び農林漁業金融公庫資金の貸付け並びに農林中央金庫、関係金融機関等からのつなぎ資金の融通

（５）郵便貯金、年金、恩給等について、一定の金額の範囲内における非常即時払い

（６）保険金、保険・年金貸付金の非常即時払い

（７）保険料、年金掛金の特別払込猶予等の非常取扱い

（８）労働金庫会員または会員を構成するものへの労働金庫からの生活資金の貸付け

（９）住宅を失いまたは破損したものに対する住宅金融公庫からの貸付け（資料編Ｐ.72）

（１０）預金通帳等を滅紛失した預貯金の便宜払戻し

（１１）定期預金、定期積金等の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸付け等

（１２）損傷日本銀行券及び補助貨幣の引換について、実情に応じた必要な措置

（１３）租税の徴収猶予及び減免

（１４）その他各種の資金貸付け等必要な措置

３　職業のあっせん

町は、県及び公共職業安定所の協力を得て、離職者の発生状況を速やかに把握し、必要に応じて臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設等の措置をとり、離職者の早期再就職のあっせんを行うものとする。

４　生活保護制度の活用

生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対しては、町及び保健福祉環境事務所は民生委員・児童委員と連絡を密にし、速やかに生活保護を適用して、その生活を保護するものとする。

５　乳幼児等の保護

（１）保護者が災害復旧事業に従事する等により保育に欠ける乳幼児に対しては、町は迅速に保育所・幼稚園等に入所させ保育するものとする。

（２）保護者を失った児童、扶養者を失った高齢者及び障害者等に対しては、町は県の協力を得て必要に応じ収容施設に保護するものとする。

６　生活必需物資の復旧資機材等の供給

被災地域において欠乏している生活必需物資や復旧資機材等について、県及び関係機関等に協力し需給及び価格の動向の把握を行い、生産者に対し供給体制の確保、在庫の放出、適正な価格での供給等の行政指導を行い、関係者の協力を得て必要物資等の供給の確保を図り、物価の高とう、買い占め、売りおしみの防止に努めるものとする。

７　被災中小企業の振興

（１）町や県並びにその他の関係機関等は、被災中小企業者についてその被害の状況、再建に必要な資金需要等の適正な把握に努め、次の事項について、災害の規模に応じて必要な措置を講ずるとともに被災中小企業者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、パンフレット等の作成配布、広報等を行うものとする。

ア　株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫等の貸付条件の緩和措置

イ　再建資金の借入れによる債務の保証に係わる中小企業信用保険について別枠の付保限度の設定、てん保率の引上げ及び保険料率の引下げ

ウ　災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間の延長等の措置

エ　事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助

オ　貸付け等の簡易迅速化

カ　被災関係手形につき提示期間経過後の交換持出し、不渡処分の猶予等の特別措置

キ　租税の徴収猶予及び減免

ク　労働保険等の納付の猶予等の措置

ケ　その他各種資金貸付け等必要な措置

①災害援護資金の貸付け（岡垣町災害弔慰金の支給等に関する条例）

災害を受けた住民に対し、その復旧と更生のために必要な資金を貸付ける。

災害援護金の貸付の条件は、（資料編Ｐ.73）に示した。

②災害弔慰金の支給（岡垣町災害弔慰金の支給等に関する条例）

住民が自然災害により死亡した場合、遺族に対して災害弔慰金を支給し、身体または精神に著しい傷害を受けた場合、その者に対して災害傷害見舞金を支給する。

災害弔慰金の支給、及び災害傷害見舞金の支給の基準を（資料編Ｐ.74）に示す。

③災害見舞金等の支給（岡垣町災害弔慰金の支給等に関する条例）

災害により死亡し、負傷及び被災を受けた世帯に対し、見舞金を支給する。

（２）事業資金等融資計画

被災時における公的事業資金の融資は、「福岡県地域防災計画」第４編　第４章　経済復興の支援　第１節 金融措置「第１　融資計画」の定めるところにより、次の区分にしたがって行うものとする。

ア　商工業関係の融資

イ　農林業関係の融資

ウ　民生関係の融資

８　災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発

災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講ずるものとする。

なお、広報・啓発の方法には次のものが考えられる。

インターネットによる情報提供、広報紙への掲載、講演会の開催など。

第４節　義援金品配分計画

広く一般から寄付された義援金品で町に寄託されたもの及び知事または日本赤十字社福岡県支部から送付された義援金品を確実･迅速に被災者に配分するため、物資の保管場所、事務分担等について必要な事項を定める。

１　義援金品の受付
２　配分要領
３　配分の基準
４　義援金品の輸送・保管

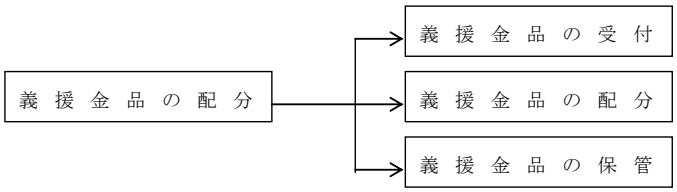

〔義援金品の経路概要〕

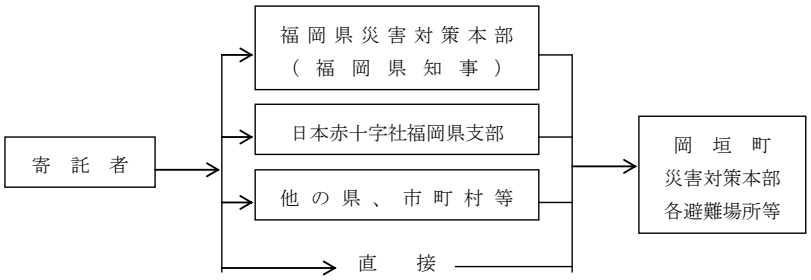

１　義援金品の受付

一般から搬出された義援金品で町に寄託されたもの、及び県知事または日本赤十字社福岡県支部から送付された義援金品については、地域づくり課長が保管管理する。

２　配分要領

義援金品配分委員会を開催のうえ決定する。

３　配分の基準

義援金品の配分は、次の基準の上配分委員会で決定する。ただし、配分委員会が特に必要があると認めた場合は、この基準によらないことができる。

（１）配分対象

ア　義援金

・死者（行方不明で死者と認められる者を含む）及び重傷者並びに全壊全焼流失世帯及び半壊半焼世帯

イ　義援品

・全壊全焼流失世帯、半壊半焼世帯及び床上浸水世帯

（２）配分基準（配分比）

ア　義援金（半壊半焼世帯を１とする）

・死者（行方不明で死者と認められる者を含む）　１０
・重傷者（３ヶ月以上の治療を要する見込みの者）　５
・重傷者（１ヶ月以上３ヶ月未満の治療を要する見込みの者）　３
・全壊全焼流出世帯　２
・半壊半焼世帯　１

イ　義援品（床上浸水世帯を１とする。）

・全壊全焼流出世帯　３
・半壊半焼世帯　２
・床上浸水世帯　１

４　義援金品の輸送・保管

義援金品の輸送･保管に関しては､あらかじめ救援物資の収集･配達の標準化を行い、一貫して管理できる体制を構築できるようあらかじめ検討を行う。

第５節　復興計画

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、町は、県及び関係機関等と緊密な連携を図りながら、被害の再発防止及び快適な生活環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。

１　復興計画作成の体制づくり
２　復興に対する合意形成
３　復興計画の推進

１　復興計画作成の体制づくり

復旧後の早い段階で、総合的かつ長期的な視野に立ち、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を図るため、復興計画を作成する。

そのため、町は、国及び県並びに関係機関等との連携の上、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備を図るものとする。

なお、復興計画の作成に際しては、被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

町は、津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、総合的な市街地の再整備を図るものとする。

町は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所及び指定避難所等の避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備等を基本的な目標とするものとする。

２　復興に対する合意形成

復興計画の作成に当たっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者側での種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について速やかに住民の合意を得るように努めるものとする。

３　復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や住民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、町は、県及び関係機関との連携のもと、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。